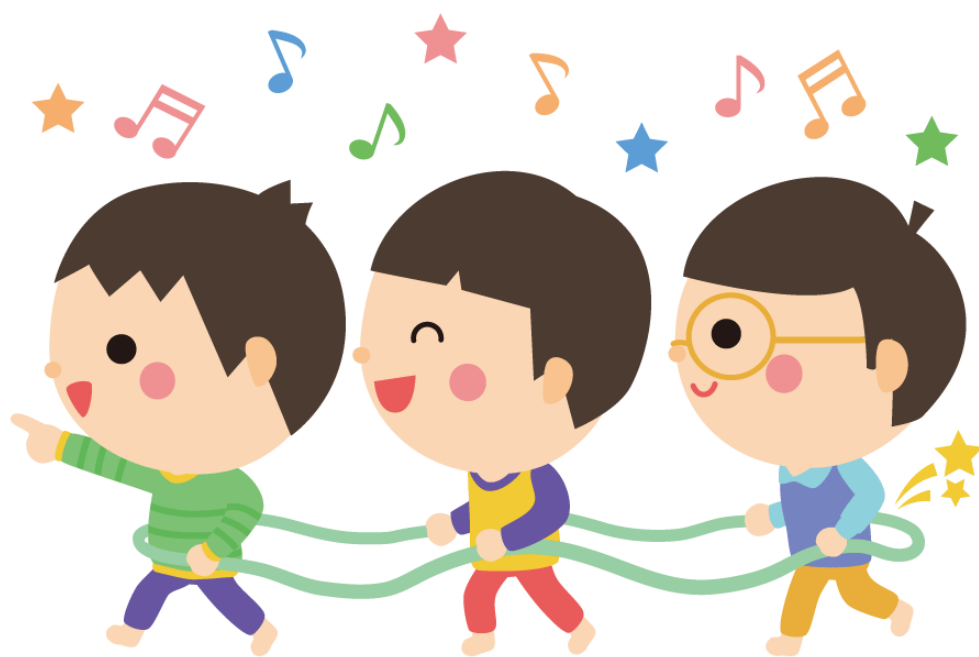
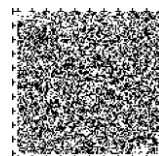


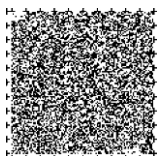


第2期 志布志市子ども・子育て支援事業計画



令和2年～令和6年度
(2020年～2024年度)





ごあいさつ

近年、少子高齢化や核家族化が進み、地域のつながりの希薄化等、子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、保護者が抱える子育てに対する不安感や負担感を解消し、子どもが健やかに育つ環境を整備することが重要な課題となっています。

本市においても医療的ケアを要する子どもへの対応、児童虐待防止、生活困窮家庭への支援等、子どもの育ちを支えるための対応が求められています。

国においては、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成29年6月には「子育て安心プラン」を公表し、女性就業率の増加に伴う保育ニーズの増加が見込まれることより発生する待機児童の解消に必要な保育の受け皿を整備することとしました。

更には、国が進める働き方改革によって子育て環境や保育ニーズの多様化が進む中、令和元年10月から子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化が実施されました。

本市ではこうした国の動向や子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期志布志市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

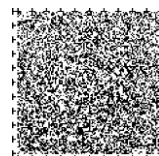
今後は、市民の皆様のご協力をいただきながら計画の具現化に向けた施策の推進に積極的に取り組み、安心して子どもを産み、育てることのできる支援を目指してまいりますので、市民の皆様のより一層の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

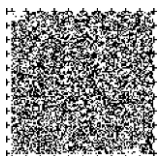
最後に、本計画の策定にあたり御協力いただきました、志布志市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査等を通じて貴重な御意見をいただきました市民の皆様、関係機関の皆様方に心から御礼申し上げます。



令和2年3月

志布志市長 下平 晴行





目次

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置付け	5
3	計画の期間	6
4	計画の策定体制	6

第2章 志布志市の子ども・子育てを取り巻く状況

1	統計的な状況	8
2	子育て支援施設等の現状	19
3	子ども・子育て支援事業ニーズ調査結果	23
4	第1期計画における指標の評価	32

第3章 計画の基本的な考え方

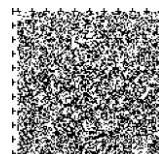
1	計画の方向性	34
2	施策目標	37
3	重点施策	39

第4章 施策目標ごとの取り組み

施策目標 1	子どもの可能性に対する支援の充実	41
施策目標 2	地域一体となった子育て支援の充実	45
施策目標 3	子どもの健やかな成長に向けた支援の充実	52
施策目標 4	職業生活と家庭生活の両立の支援	60
施策目標 5	子どもの権利を尊重する社会の実現	63
施策目標 6	子どもと子育てにやさしい地域環境の整備	68

第5章 事業計画（子ども・子育て支援事業計画）

1	子ども・子育て支援新制度概要及び前提条件について	71
2	教育・保育の提供区域の設定	73
3	教育・保育事業の量の見込みと確保方策	74
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	76



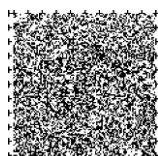
5	幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策	86
6	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	86
7	その他推進方策	87
8	国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく本市の取組について	89

第6章 計画の推進と進行管理

1	計画の周知	92
2	計画の推進	92
3	計画の進行管理	92

第7章 資料編

1	志布志市子ども・子育て会議条例	93
2	志布志市子ども・子育て会議委員名簿	95
3	用語解説	96



第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、近年、急速な少子・高齢化により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下などの課題が深刻さを増し、社会・経済へも影響を与えています。

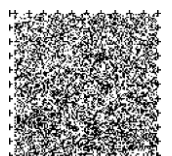
このような社会情勢のなか、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子どもと子育てを取り巻く環境の変化によって、子育て家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

国においては、少子化に歯止めをかけ、次世代の社会を担う子どもを健やかに産み育てる環境整備を図るため、平成24年（2012年）8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」を平成27年（2015年）4月にスタートさせました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、市町村が実施主体となり、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付の創設と、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を目指してきました。

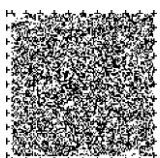
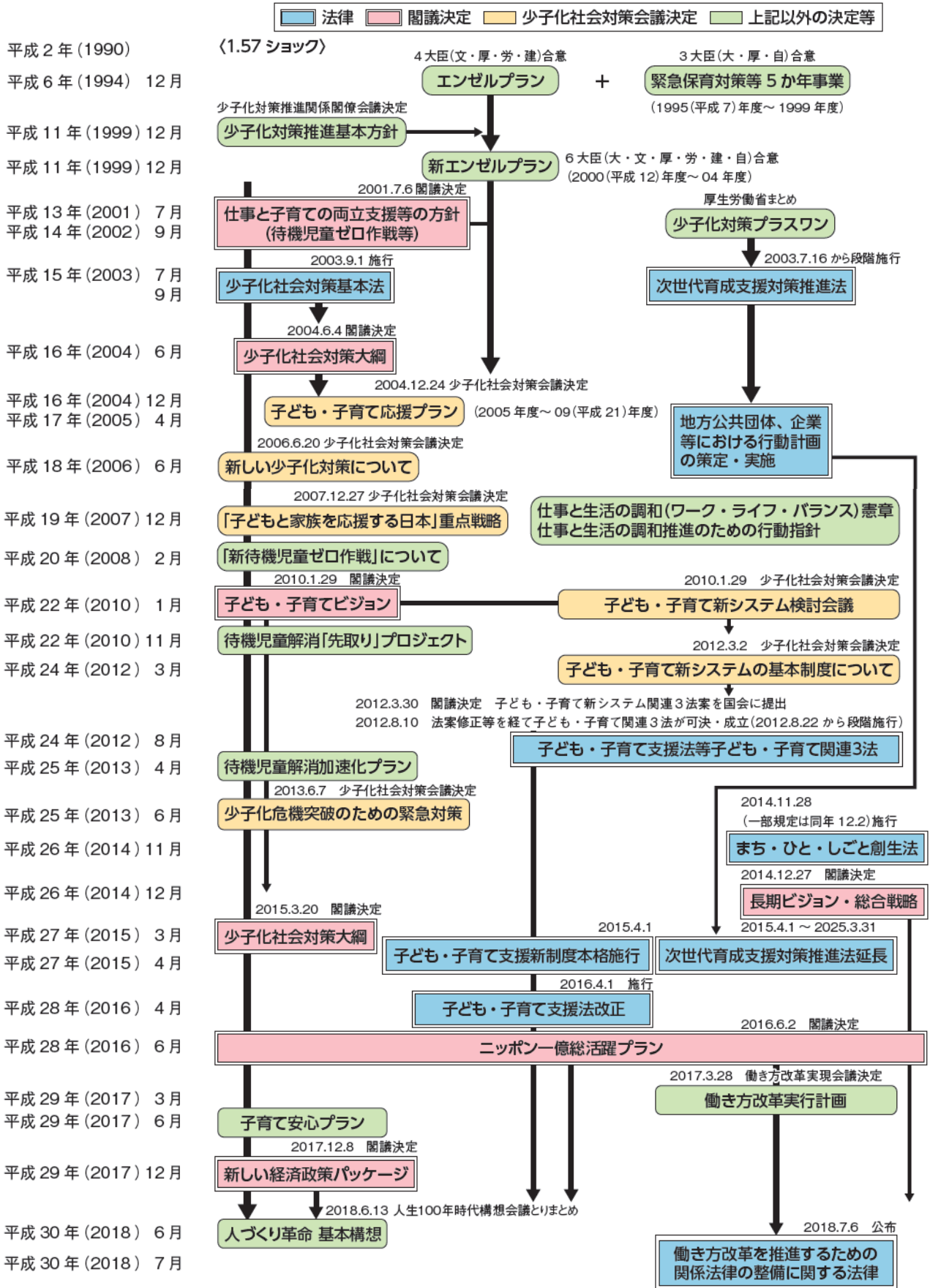
本市では、制度を踏まえ、幼児期の学校教育・保育及び子育て支援の多様なニーズに応え、子ども・子育て支援を総合的・計画的に推進するため、平成27年（2015年）3月に「志布志市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に応じた質の高い幼児期の学校教育・保育の提供及び地域の子育て支援の充実に関わる様々な施策の取組を推進してきました。

近年においても、少子化の進行には未だ歯止めがかからず、国は待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の実施や、令和元年（2019年）10月からは、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や子育てにかかる経済的な負担軽減の観点から「幼児教育・保育の無償化」を実施するなど、更なる総合的な少子化対策を推進しています。

このような状況の中、本市では、今般、第1期志布志市子ども・子育て支援事業計画が令和元年度（2019年度）末で終了することから、これまでの取組状況を踏まえ、更なる子育て支援の充実を図るため、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間を計画期間とした「第2期志布志市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、引き続き、子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進し、きめ細かい・切れ目のない支援による子育て環境の充実に取り組みます。



【これまでの少子化対策】



【基本指針の改正方針等】

①基本指針の改正方針

- ・平成28年の児童福祉法改正による社会的教育に関する抜本的な改正の反映。
- ・放課後子ども新総合プランの策定による量の見込みの考え方の変更の反映。
- ・子育て安心プランの内容の変更の反映。
- ・その他新制度施行後の関連施策の動向の反映。

②「量の見込み」の算出等の考え方について

【新しい経済政策パッケージ】

- ①量の拡充・質の向上
- ②処遇改善
- ③幼児教育・保育の無償化
- ④「放課後子ども総合プラン」に基づく、受け皿

次世代育成支援行動計画
【前期・後期】

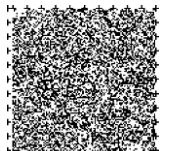
第1期子ども子育て支援
事業計画【H27-31】

第2期子ども子育て支援
事業計画【R2-6】

●次世代育成支援対策推進法
(平成17年～26年の時限立法)

次世代育成支援対策推進法の一部改正
(令和6年度まで10年間の延長)

●新制度施行(平成27年度)



子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連3法に基づき策定されたものであり、平成27年4月から施行されました。

新制度では、社会全体での費用負担を行いながら、市町村が実施主体となり、それぞれの地域の特性やニーズに即して、より柔軟な制度運用・サービス提供を行うことで、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」に取り組んでいます。

子ども・子育て関連3法

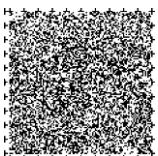
- 1 子ども・子育て支援法
- 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- 3 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

◆主なポイント

- ①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- ②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- ④市町村が実施主体
- ⑤社会全体による費用負担
- ⑥政府の推進体制
- ⑦子ども・子育て会議の設置

新制度の取組内容

- 1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
 - 幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ【認定こども園】の普及を進めます。
- 2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
 - 市町村は、待機児童解消を計画的に進め、国もこれを支援します。
 - 新たに、少人数の子どもを預かる保育などへの財政支援を行います。
 - 身近な地域での保育機能を確保します。
 - 地域の多様な保育ニーズに対応します。
- 3 地域の子ども・子育て支援の充実
 - 地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させます。



2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「第2次志布志市総合振興計画」の分野別計画として位置付けるとともに、関連計画との整合性を図り策定するものです。

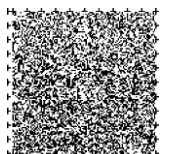
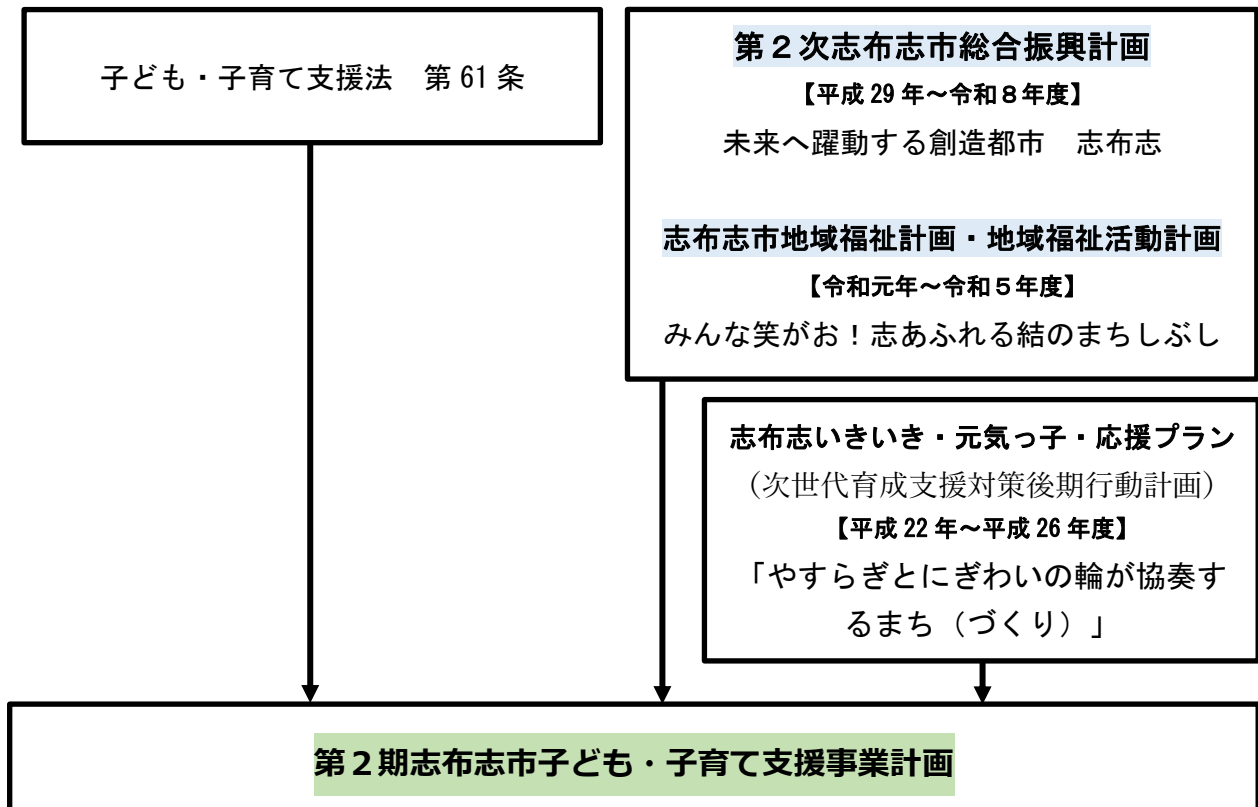
また、志布志市次世代育成支援地域行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、令和7年3月まで10年間延長することとなりました。これに伴い、同法第8条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することとなり、策定は任意となりました。

そのため、本市では、可能な限り次世代育成支援地域行動計画の内容を本計画に引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。

さらに、平成30年9月に厚生労働省、文部科学省により策定された「新・放課後子ども総合プラン」に関する計画、「母子保健計画」及び「子どもの貧困対策計画」についても、包括的に盛り込むことにします。

<子ども・子育て支援法(抄)>

(市町村子ども・子育て支援事業計画)第六十一条市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。



3 計画の期間

本計画は、令和2年度（2020年度）を初年度として令和6年度（2024年度）までの5箇年を対象期間とします。

なお、計画期間の最終年度である令和6年度（2024年度）には、志布志市を取り巻く今後の諸状況等を踏まえ次期計画を策定します。

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
志布志市 次世代育成支援対策行動計画					志布志市 子ども・子育て支援事業計画					第2期志布志市 子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

①調査目的

子ども・子育て支援法に基づき、令和元年度に子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、既存データでは把握困難な教育・保育事業等の潜在的なニーズ（サービスの利用意向・子育てに関する意識等）や、子ども及びその保護者のおかれた環境やその他の事情等を調査・分析し、計画の基礎資料とすることを目的に実施しました。

②調査の実施期間

平成31年1月に実施

③調査対象

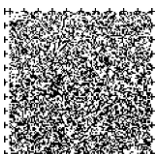
調査は「就学前児童調査」と「就学児童調査」の2種類の調査を一体的に実施し、「就学前児童調査」は志布志市在住の就学前児童（0～5歳）の保護者を対象、「就学児童調査」は志布志市在住の就学児童（6歳以上）の保護者を対象として調査を行ないました。

④調査方法

「就学前児童調査」は、保育所・認定こども園・幼稚園を通しての配布回収及び一部郵送による配布回収、「就学児童調査」は、小学校を通しての配布回収にて調査を行ないました。

⑤調査数及び回収状況

区 分	就学前児童	就学児童
配布数	1, 121件	1, 276件
回収数	863件	875件
回収率	77.0%	68.6%



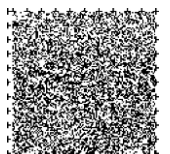
(2) 子ども・子育て会議

計画策定においては、住民各層の意見を広く反映させるため、行政機関内部だけでなく、学識経験者、地域住民代表、保健、医療及び福祉関係団体の代表等に委員として参画していただき、計4回の審議を行い、計画を策定しました。

第1回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none">➤ 子ども子育て支援事業計画の概要➤ アンケート調査結果報告➤ 教育・保育の量の見込みについて➤ 今後のスケジュールについて
第2回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none">➤ 教育・保育の量の現状と見込について➤ 地域子ども・子育て支援事業の現状と見込みについて➤ 計画骨子について
第3回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none">➤ 計画素案について
第4回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none">➤ パブリックコメントについて➤ 計画原案について

(3) パブリックコメントの実施

令和2年1月に、計画素案をホームページ等で広く公表し、市民からの計画内容全般に関する意見募集を行ないました。



第2章 志布志市の子ども・子育てを取り巻く状況

1 統計的な状況

(1) 人口の推移

本市の総人口は、平成27年10月1日現在、31,414人で減少傾向となっています。

このうち、15歳未満の年少人口は、4,302人で総人口の13.7%となっています。

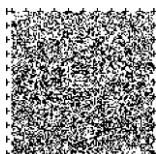
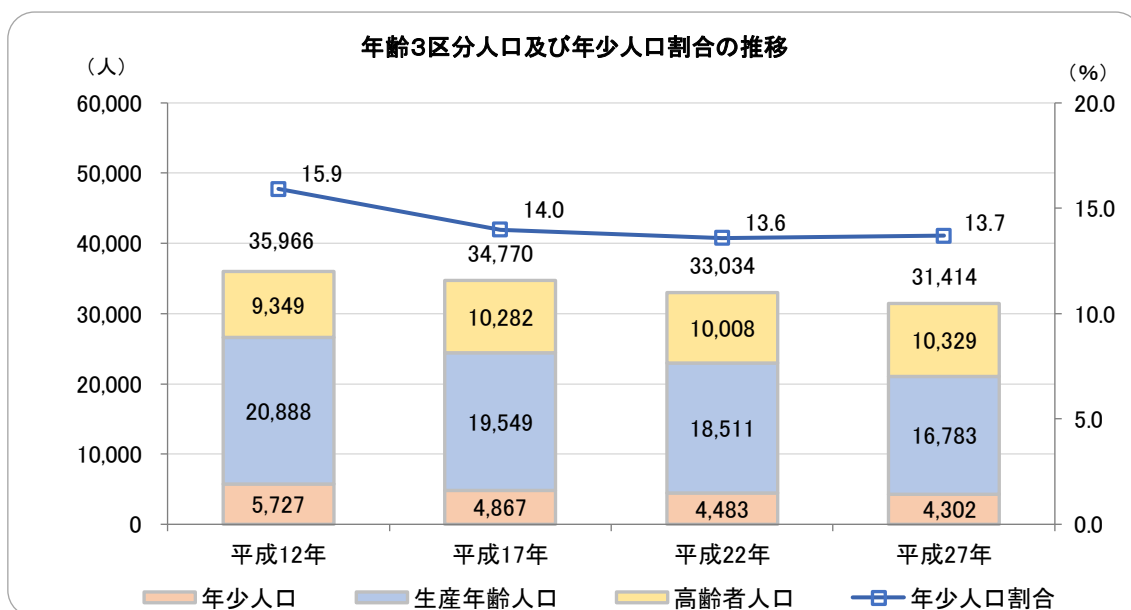
また、15歳以上64歳未満の生産年齢人口は、16,783人で53.4%、65歳以上の高齢者人口は10,329人で32.9%となっています。総人口に占める15歳未満の年少人口の割合は、平成12年から平成27年までの15年間で2.2ポイント減少しています。

一方で、65歳以上の高齢者人口の割合は6ポイント以上増加しており、少子高齢化が進行しています。

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口(人)	35,966	34,770	33,034	31,414
15歳未満	5,727	4,867	4,483	4,302
	15.9%	14.0%	13.6%	13.7%
15～64歳	20,888	19,549	18,511	16,783
	58.1%	56.2%	56.0%	53.4%
65歳以上	9,349	10,282	10,008	10,329
	26.0%	29.6%	30.3%	32.9%

※小数点以下の処理の場合、年齢不詳者の数により各項目の和と総人口が一致しない場合があります。

(資料：国勢調査)



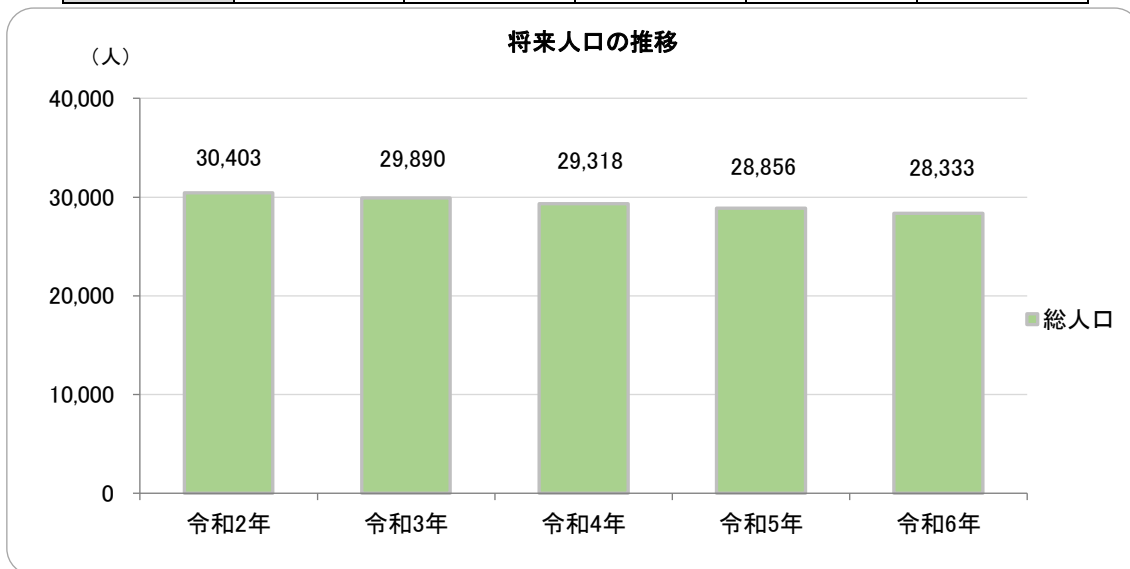
(2) 将来人口の推計

本市の総人口は、令和6年には28,333人と推計され減少傾向となっています。

乳幼児の人口についても、令和2年の1,563人から、計画の最終年度にあたる令和6年には1,418人となり、145人の減少と推計されます。

将来人口の推移

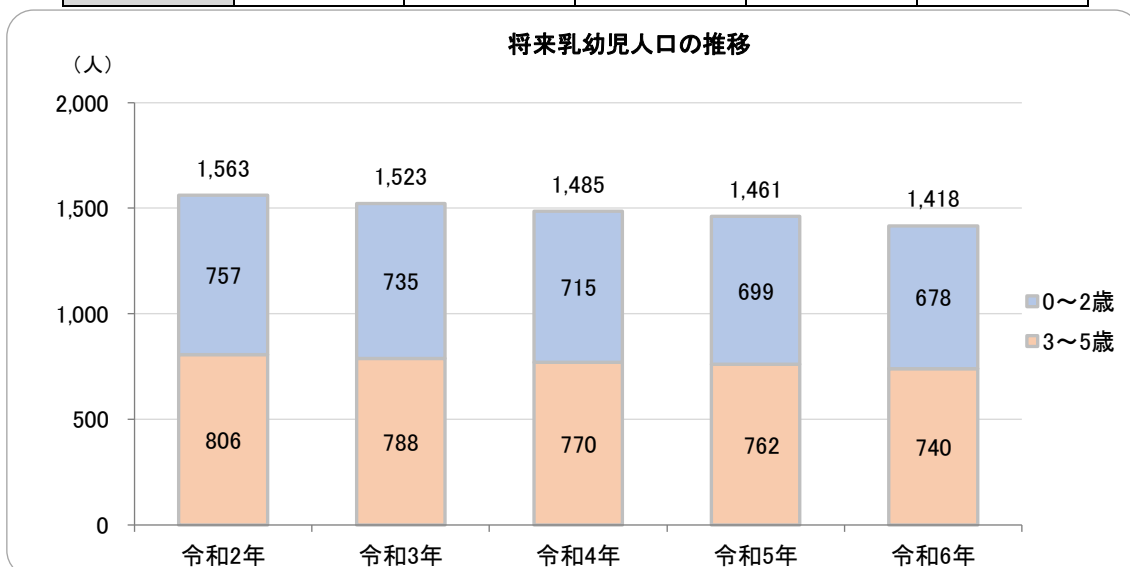
区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	30,403	29,890	29,318	28,856	28,333



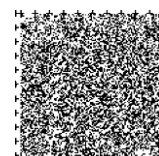
※平成7年～平成27年の実績人口を基にコーホート変化率法を用いて算出（資料：国勢調査）

将来乳幼児人口の推移

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
3～5歳	806	788	770	762	740
0～2歳	757	735	715	699	678
合計	1,563	1,523	1,485	1,461	1,418



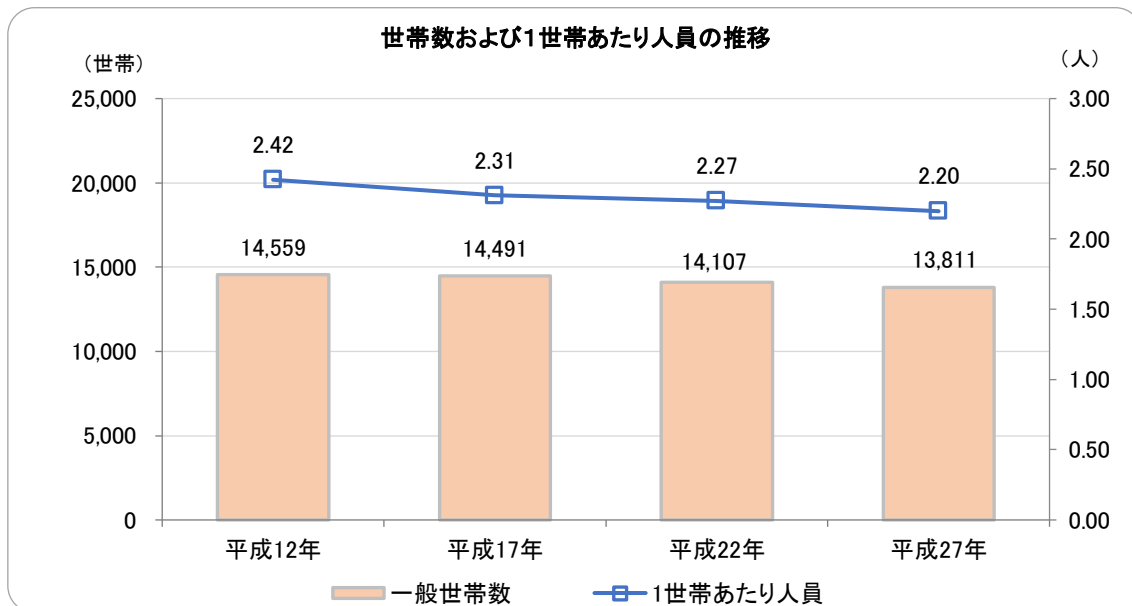
※平成7年～平成27年の実績人口を基にコーホート変化率法を用いて算出（資料：国勢調査）



(3) 世帯の状況

① 世帯数および1世帯あたり人員の推移

一般世帯数は、平成27年では13,811世帯で平成12年から748世帯の減少となっています。また、1世帯あたり人員は平成12年以降減少しており、平成27年では2.20人となっています。



(資料：国勢調査)

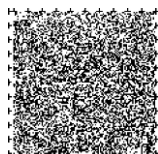
② 世帯の家族類型

世帯の総数は、平成27年では13,811世帯で核家族世帯は、減少傾向にあります。一方、単独世帯は増加傾向で総数の3割以上を占め、また母子世帯も増加傾向にあります。

家族類型別世帯数	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数	14,559	14,491	14,107	13,811
A 親族世帯	10,548	10,175	9,661	9,095
I 核家族世帯	9,626	9,340	8,844	8,450
(1) 夫婦のみ	4,246	4,163	3,949	3,844
(2) 夫婦と子ども	4,258	3,950	3,607	3,294
(3) 男親と子ども	181	210	233	217
(4) 女親と子ども	941	1,017	1,055	1,095
II その他の親族世帯	922	835	817	645
B 非親族世帯	35	41	99	86
C 単独世帯	3,976	4,275	4,344	4,625
母子世帯(再掲)	247	270	324	329
父子世帯(再掲)	48	53	56	48

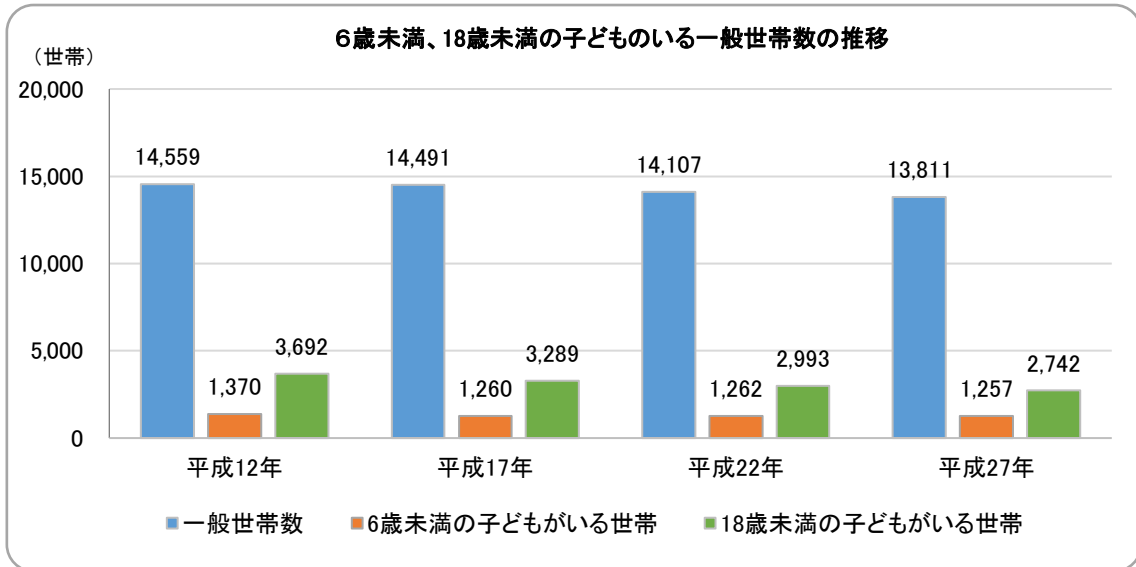
(資料：国勢調査)

※家族類型「不詳」も含まれます。



③ 6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数の推移

6歳未満の子どものいる世帯は、平成27年では1,257世帯で平成12年から113世帯の減少となっています。18歳未満の子どものいる世帯は、平成27年では2,742世帯で平成12年から950世帯の減少となっています。

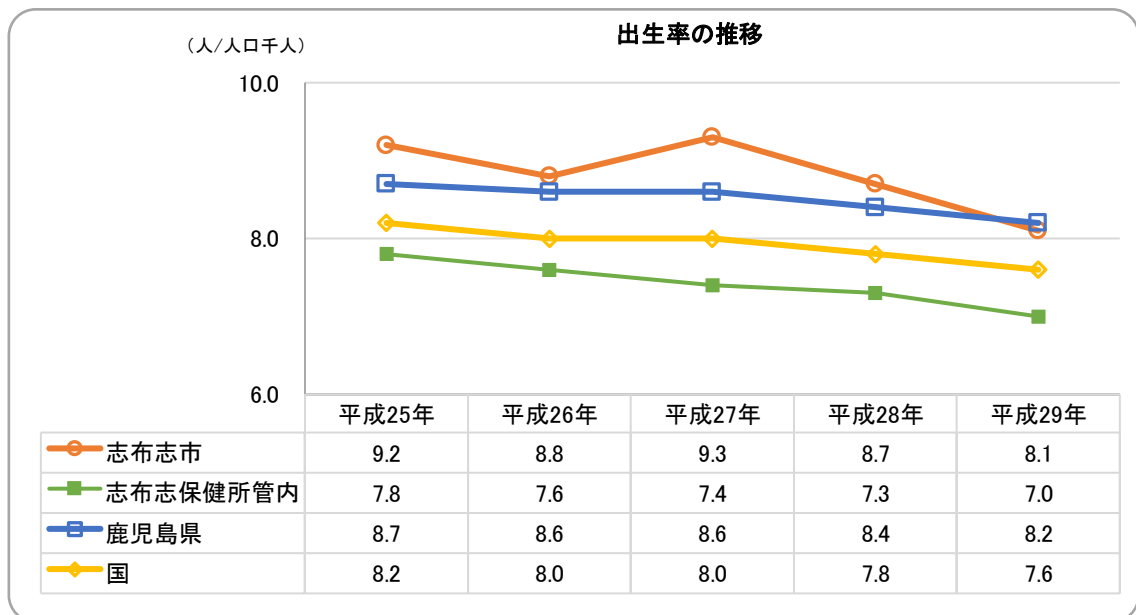


(資料：国勢調査)

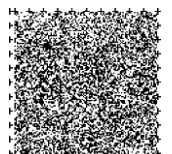
(4) 出生の動向

① 出生率の推移

出生率は、平成29年で8.1と減少傾向にあります。志布志保健所管内、鹿児島県、国より高く推移しています。

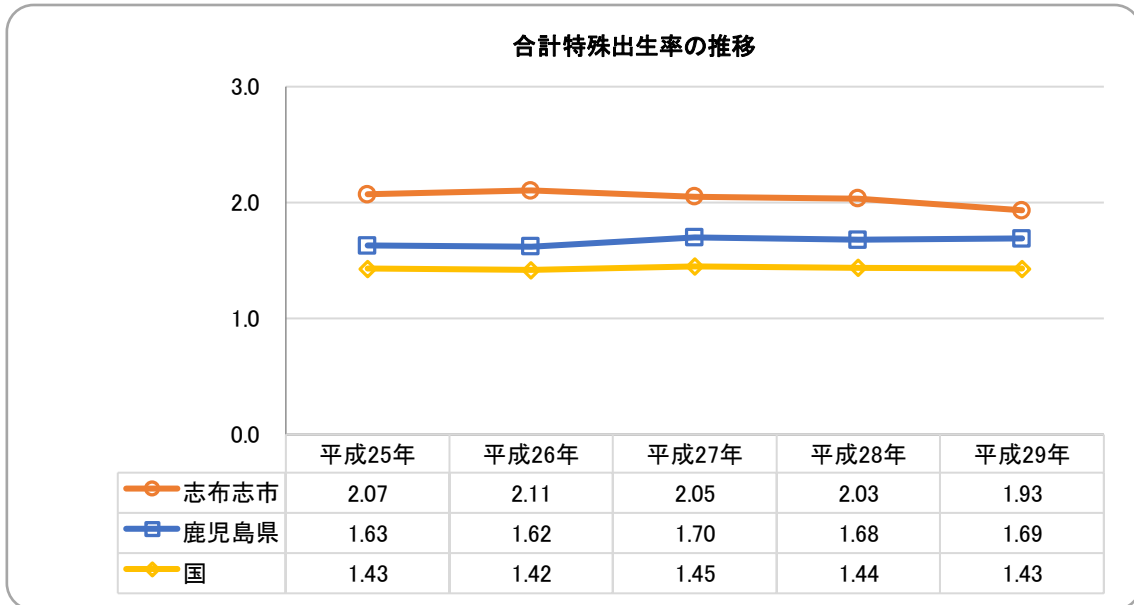


(資料：人口動態統計)



②合計特殊出生率の推移

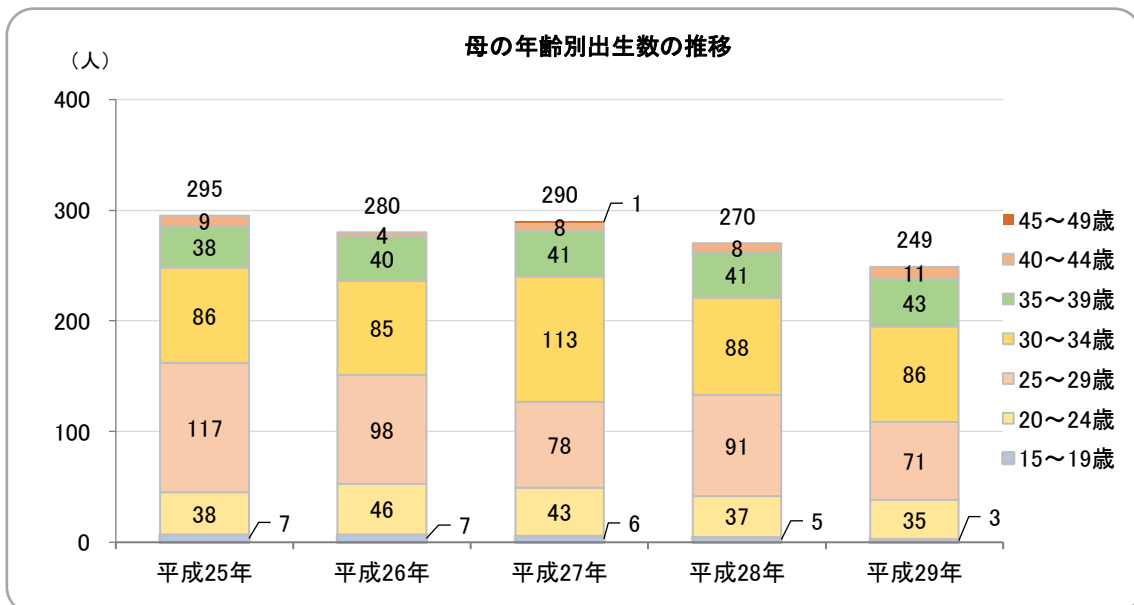
一人の女性が一生の間に生む子どもの数の平均を示す合計特殊出生率については、平成 29 年で 1.93 となっています。鹿児島県、国より高く推移しています。



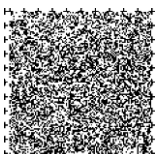
(資料：人口動態統計)

③母の年齢別出生数の推移

母の年齢別出生数は、平成 25 年では 25～29 歳の出生数が 117 人でしたが、平成 29 年で 71 人と 46 人減少しています。一方、平成 29 年では 40～44 歳の出生が 11 人と増加傾向にあります。



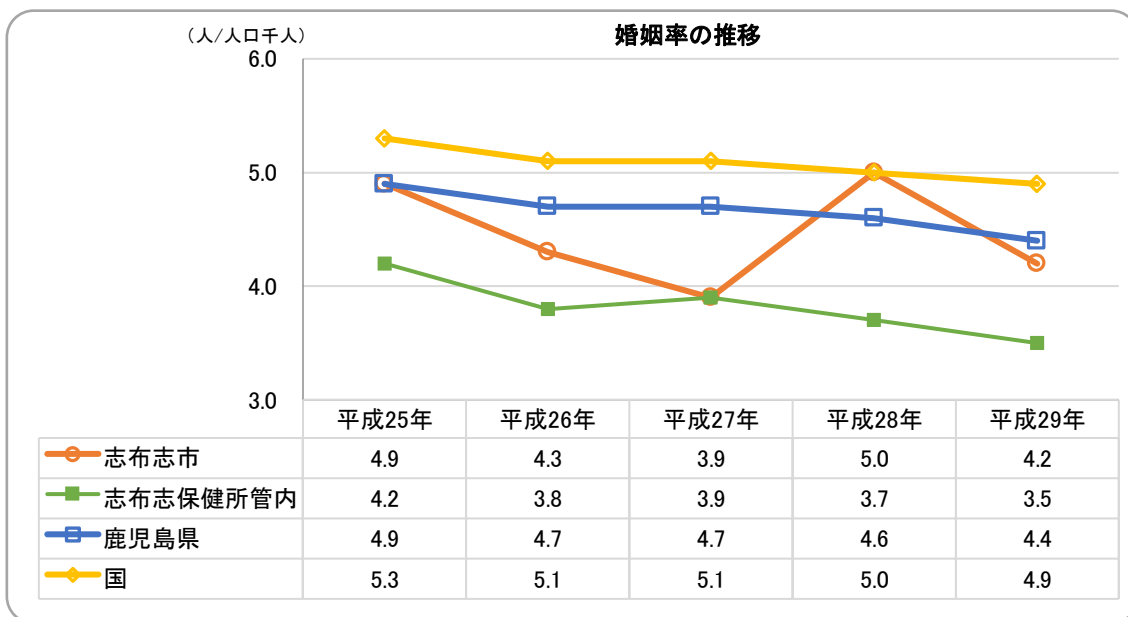
(資料：人口動態統計)



(5) 婚姻等の状況

① 婚姻率の推移

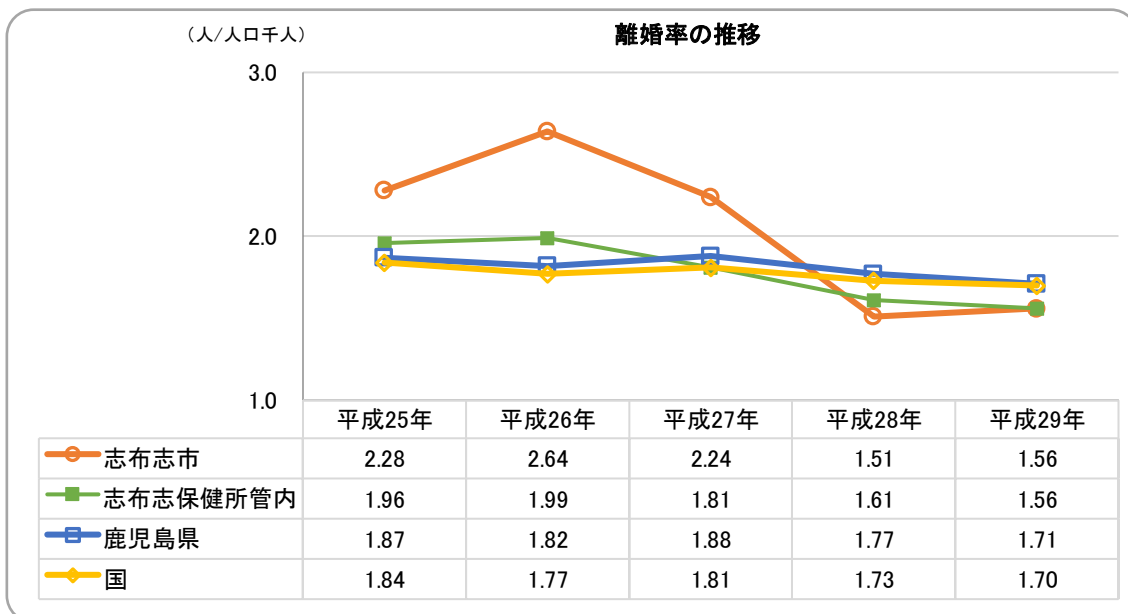
婚姻率（人口千人に対する婚姻件数の割合）は、平成29年で4.2と減少傾向にあります。志布志保健所管内より高い値で推移しています。



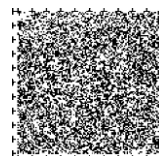
(資料：人口動態統計)

② 離婚率の推移

離婚率（人口千人に対する離婚件数の割合）は、平成29年で1.56と減少傾向にあり、志布志保健所管内、鹿児島県、国と同等となっています。

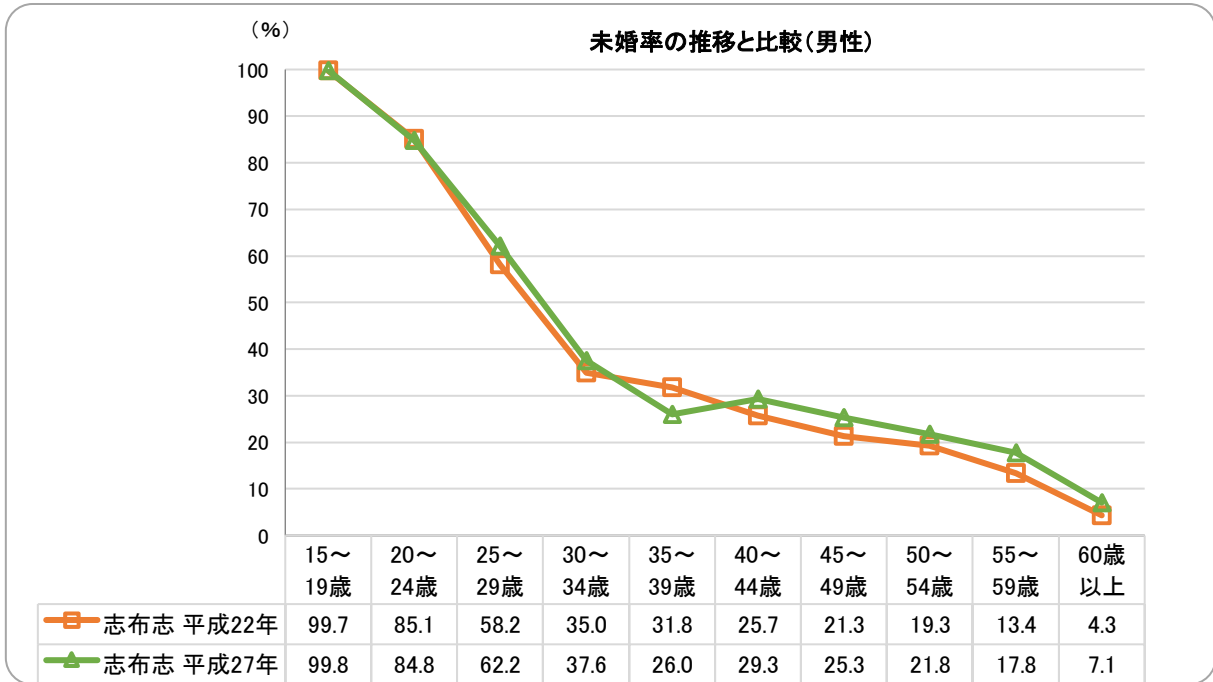


(資料：人口動態統計)

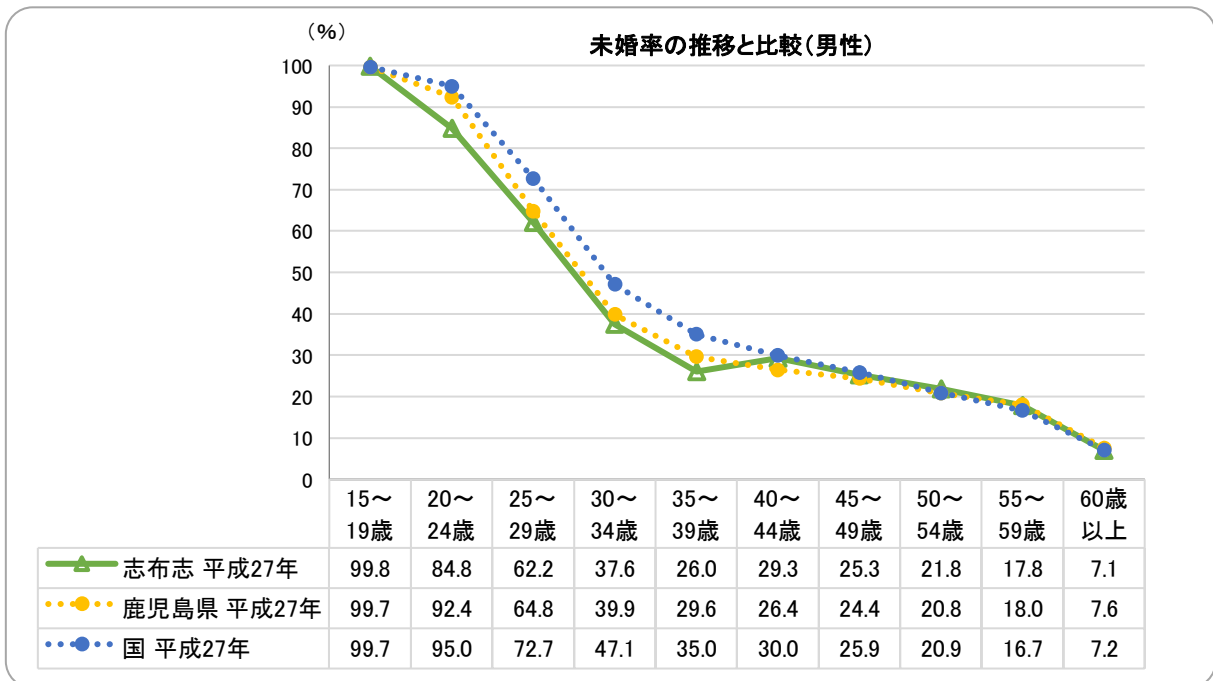


③未婚率の推移と比較

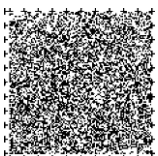
平成27年の男性の未婚率（人口千人に対する50歳時点での結婚未経験者の割合）は、20～39歳では鹿児島県、国を下回っています。平成22年と比較すると同水準となっています。



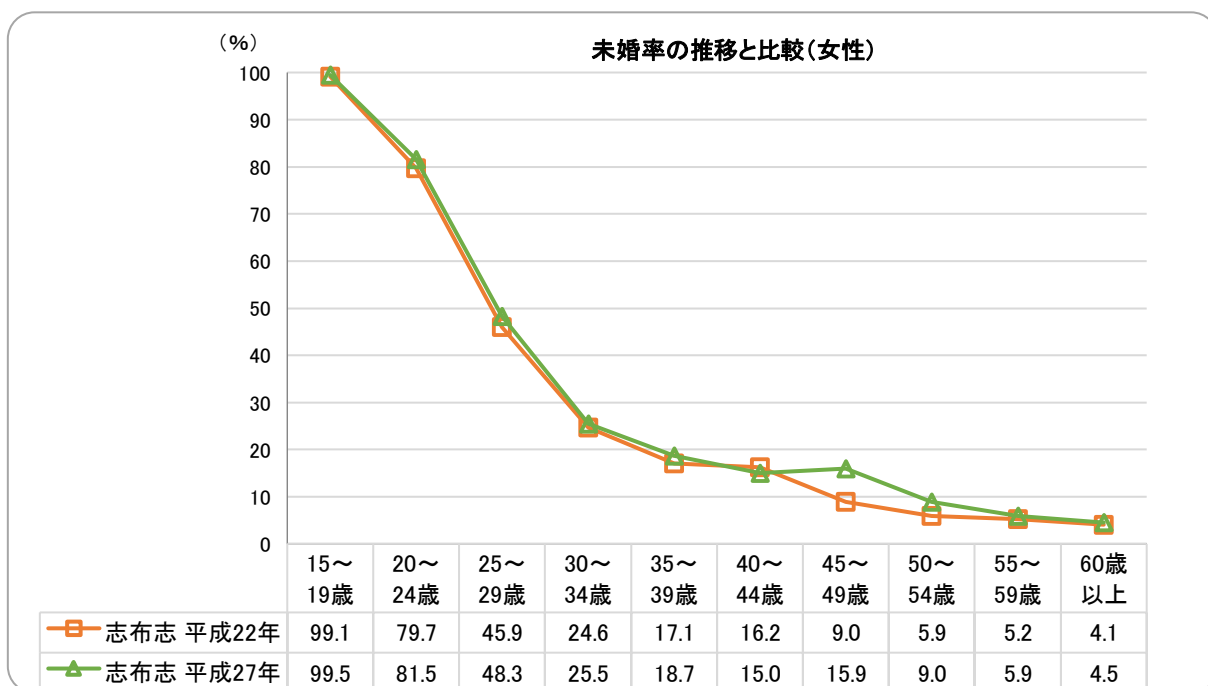
(資料：国勢調査)



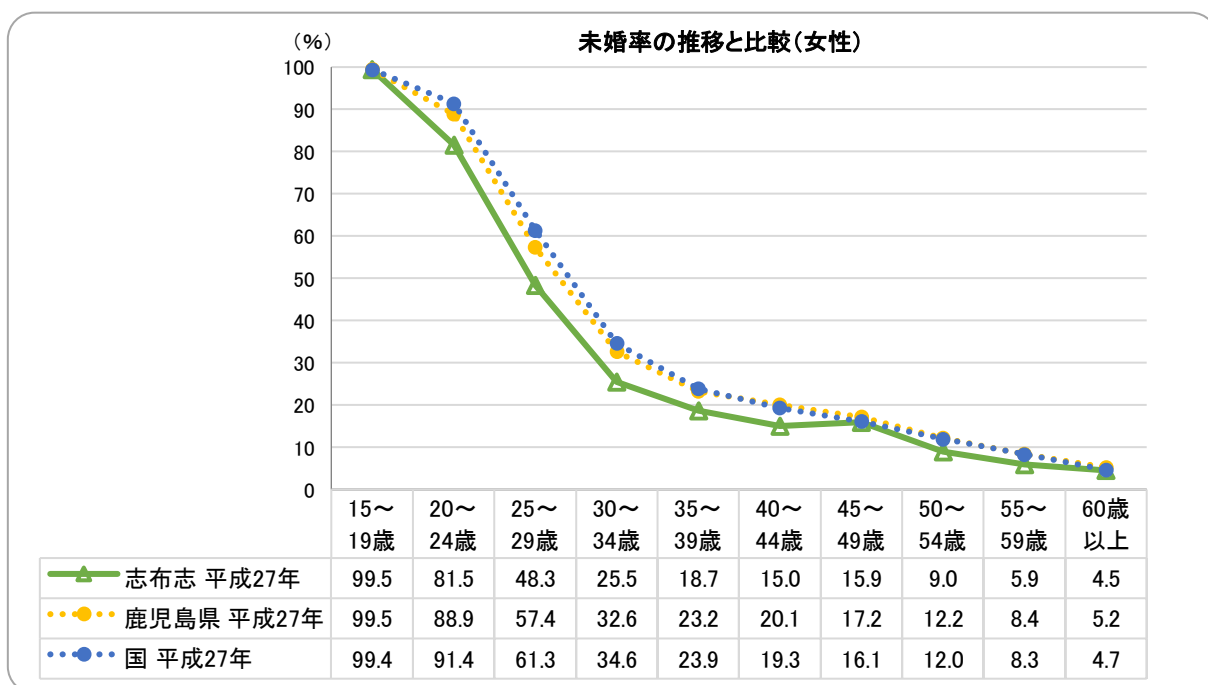
(資料：国勢調査)



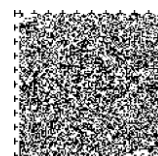
平成27年の女性の未婚率は、20歳以上では鹿児島県、国を下回っています。特に25～29歳では9ポイント以上下回っています。平成22年と比較すると45～49歳では6ポイント以上増加していますが、その他においては同等となっています。



(資料：国勢調査)



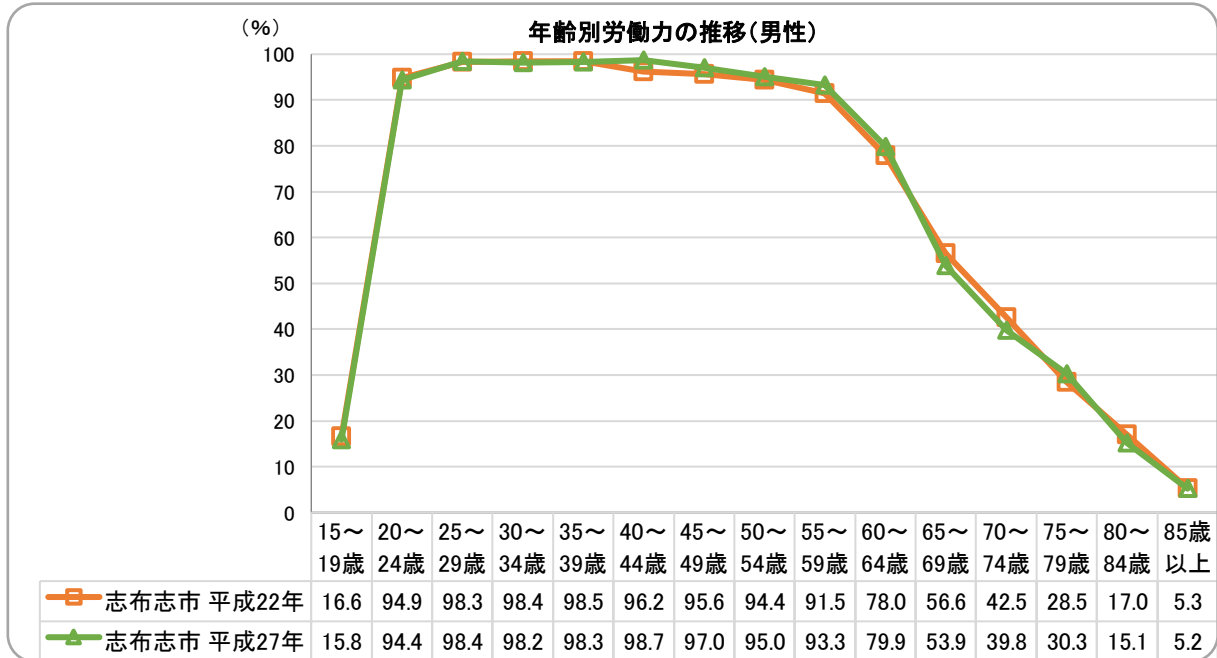
(資料：国勢調査)



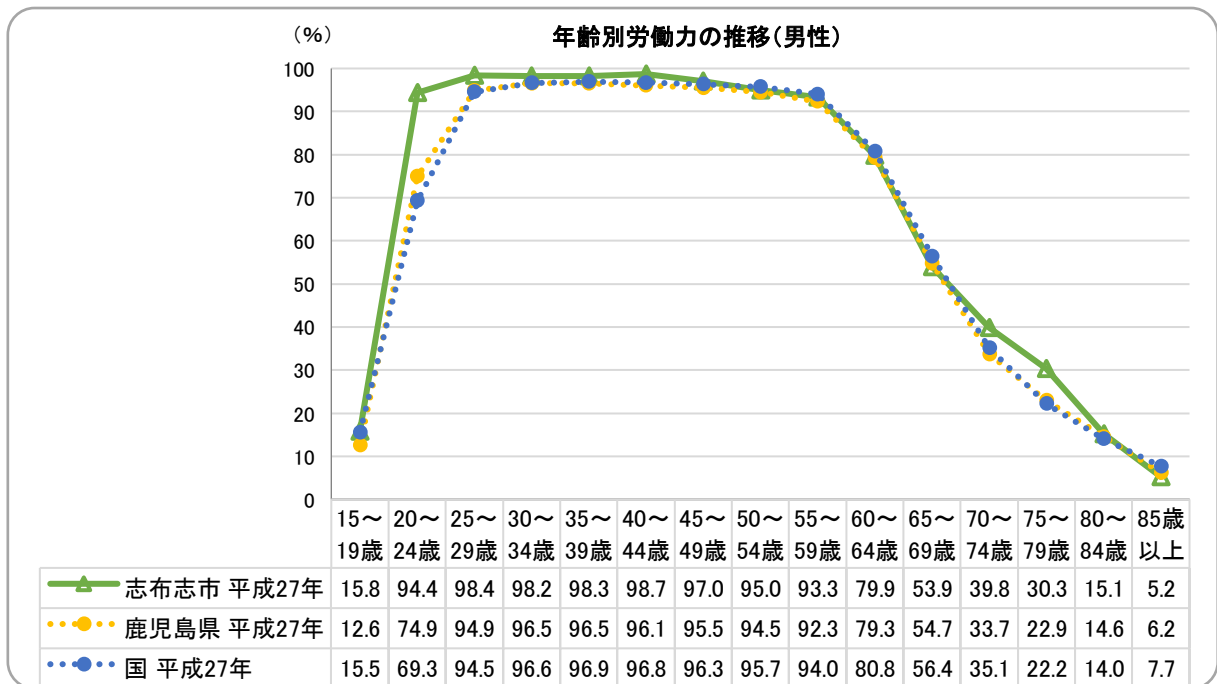
(6) 労働の状況

① 年齢別労働力率の推移

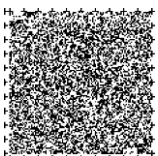
平成27年の男性の年齢別労働力率は、20～49歳、70～84歳では鹿児島県、国より上回っています。平成22年と比較すると、同水準となっています。



(資料：国勢調査)

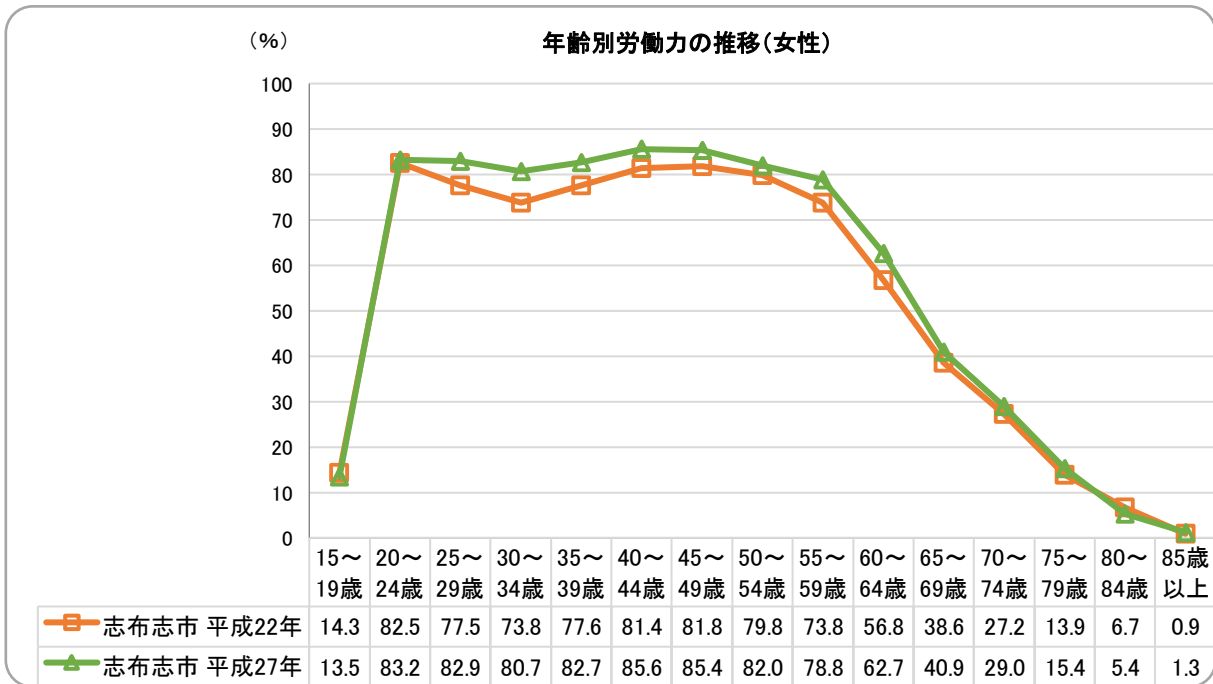


(資料：国勢調査)

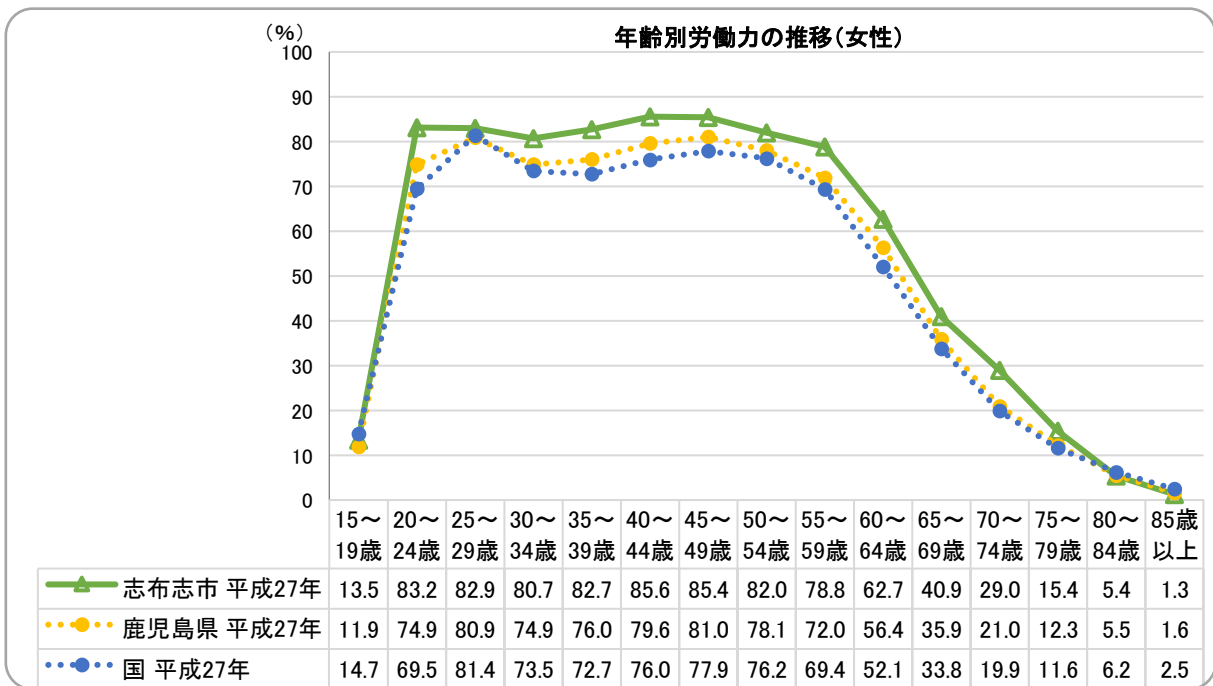


平成 27 年の女性の年齢別労働力は、20～79 歳では鹿児島県、国より上回っています。特に 30～44 歳は 5 ポイント以上上回っています。

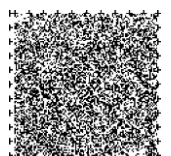
平成 27 年の女性の年齢別労働力は、「20～24 歳」（83.2%）と「40～44 歳」（85.6%）を左右のピークとして「30～34 歳」を底とする M 字カーブとなり、平成 22 年と比較すると上昇し、特に 30～34 歳では 6 ポイント以上増加しています。



(資料：国勢調査)



(資料：国勢調査)

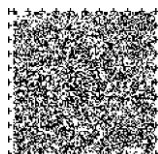


(7) 児童虐待に対する相談対応件数の推移

児童虐待に対する相談対応件数は、平成 30 年度は 6 件となっています。

年次	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談対応件数	4	3	1	6

(資料：各年度 3 月 31 日現在)



2 子育て支援施設等の現状

(1) 保育所の状況

市内には6箇所の認可保育所があり、平成31年度認可定員445人、入所児童数402人となっています。また、事業所内保育施設が3箇所あり、定員55人となっています。

■保育所の定員、入所児童数及び待機児童数

年次	園数	定員	入所児童数	入所児童数のうち 広域入所数
平成27年	16	1,035	1,226	57
平成28年	15	1,065	1,121	44
平成29年	14	1,035	1,067	48
平成30年	12	885	904	48
平成31年	6	445	402	11

(資料：志布志市福祉課 各年5月1日現在、但し平成28年4月1日現在)

■認可保育所一覧

No.	名称	定員数
1	みどり保育園	60
2	さゆり保育園	45
3	伊崎田保育園	90
4	志布志保育園	90
5	双葉保育園	90
6	ひばり保育園	70

(資料：志布志市福祉課 令和元年5月1日現在)

■事業所内保育施設一覧

No.	名称	定員数	備考
1	こどものいえ	31	
2	さくら保育園	12	企業主導型保育事業
3	あかちゃんはうすぱんだちゃん	12	企業主導型保育事業

(資料：志布志市福祉課 令和元年5月1日現在)

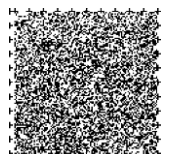
(2) 幼稚園の状況

市内には1箇所の市立幼稚園があり、平成31年度認可定員35人、利用児童数6人となっています。

■幼稚園の定員、利用児童数

年次	園数	定員	利用児童数
平成27年	2	170	117
平成28年	1	35	23
平成29年	1	35	13
平成30年	1	35	15
平成31年	1	35	6

(資料：各年5月1日現在)



■幼稚園一覧

No.	名称	定員数
1	山重幼稚園	35

(資料：令和元年5月1日現在)

(3) 認定こども園の状況

■認定こども園の定員、利用児童数

市内には12箇所の認定こども園があり、平成31年度定員1,061人、利用児童数920人となっています。

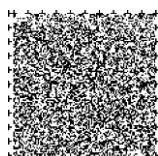
年次	園数	定員	利用児童数
平成27年	1	85	45
平成28年	3	340	264
平成29年	4	385	366
平成30年	6	555	531
平成31年	12	1061	920

(資料：各年5月1日現在)

■認定こども園一覧

No.	名称	定員数	備考
1	カトリック志布志幼稚園	100	幼保連携型
2	しぶし幼稚園	180	幼保連携型
3	若草あゆみこども園	65	幼保連携型
4	若草のがみこども園	75	幼保連携型
5	若草おおぞらこども園	45	幼保連携型
6	有明保育園	105	幼保連携型
7	蓬原保育園	76	幼保連携型
8	城南保育園	70	幼保連携型
9	通山こども園	115	幼保連携型
10	あんらく保育園	70	幼保連携型
11	西光こども園	65	幼保連携型
12	たちばなこども園	95	保育所型

(資料：令和元年5月1日現在)



(4) 地域子育て支援センター利用状況

市内には2箇所の地域子育て支援センターがあります。
平成30年度の年間延べ人数は子ども2,394人、保護者2,147人となっています。

■地域子育て支援センター利用の年間延べ人数の推移

年次	子ども	保護者
平成27年度	4,420	3,775
平成28年度	3,499	3,055
平成29年度	2,611	2,343
平成30年度	2,394	2,147

(資料：各年3月31日現在)

■地域子育て支援センター一覧

No.	名称
1	志布志市子育て支援センター
2	通山子育て支援センター

(5) 子育て世代包括支援センター利用状況

平成30年に、市内に1箇所の子育て世代包括支援センターを開設しました。
平成30年度の年間登録件数は375件となっています。

■子育て世代包括支援センター一覧

No.	名称	登録件数
1	志布志市子育て世代包括支援センター	375件

(6) ファミリー・サポート・センター利用状況

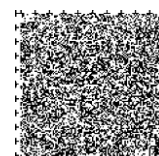
市内には1箇所のファミリー・サポート・センターがあります。
平成30年度の年間延べ人数は子ども116人となっています。

■ファミリー・サポート・センター利用の年間延べ人数の推移

年次	子ども
平成27年度	176
平成28年度	82
平成29年度	98
平成30年度	116

■ファミリー・サポート・センター一覧

No.	名称
1	ファミリー・サポート・センター志布志



(7) 放課後児童クラブの状況

市内には 23 箇所の放課後児童クラブがあり、定員は 764 人、1～3 年生の利用者 498 人、4～6 年生利用者 170 人となっています。

■放課後児童クラブの定員、利用者数

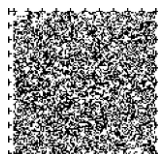
年次	定員	1～3年生利用者	4～6年生利用者	利用者数合計
平成 27 年	585	455	130	585
平成 28 年	614	474	140	614
平成 29 年	687	487	174	661
平成 30 年	694	503	169	672
平成 31 年	764	498	170	668

(資料：各年 5 月 1 日現在、但し平成 27 年は 4 月 1 日現在)

■放課後児童クラブ一覧

No.	名称	定員数	No.	名称	定員数
1	新橋児童クラブ第 1	45	13	スマイル第 2 児童クラブ	35
2	新橋児童クラブ第 2	15	14	たちばな児童クラブ	34
3	泰野児童クラブ	16	15	伊崎田児童クラブ 1	35
4	尾野見児童クラブ	40	16	伊崎田児童クラブ 2	35
5	志布志第 1 児童クラブ	40	17	有明児童クラブ	50
6	志布志第 2 児童クラブ	40	18	太陽の子児童クラブ 1	35
7	香月児童クラブ	60	19	太陽の子児童クラブ 2	35
8	安楽児童クラブ	30	20	蓬原児童クラブ	40
9	おおぞら児童クラブ	21	21	のがみ児童クラブ A	32
10	あゆみ児童クラブ A	40	22	のがみ児童クラブ B	16
11	あゆみ児童クラブ B	20	23	宇都育心児童クラブ	40
12	スマイル第 1 児童クラブ	35			

(資料：各年 5 月 1 日現在)

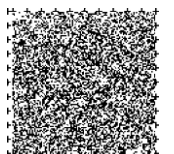
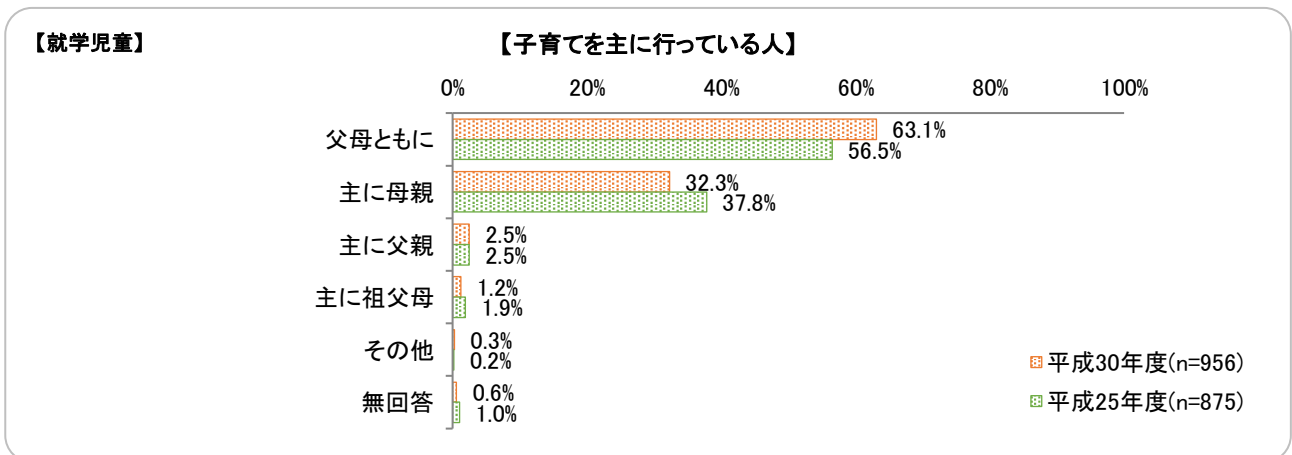
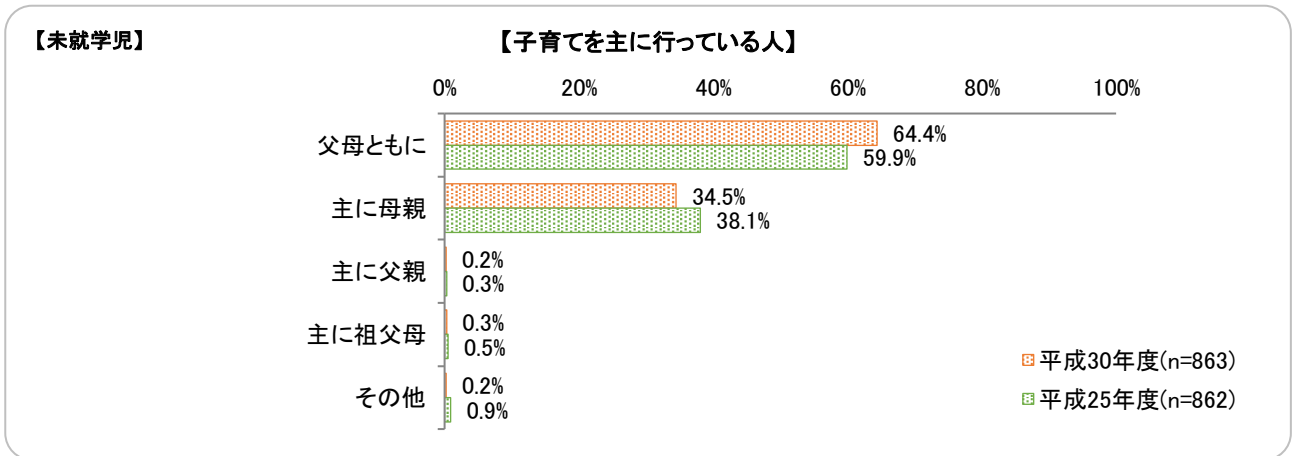


3 子ども・子育て支援事業二一ズ調査結果

(1) 子育てを主に行っている人について

子育て（教育を含む）を主に行っている方については、未就学児、就学児童ともに「父母ともに」が6割以上、「主に母親」が3割以上と多くなっています。

前回調査と比較すると、未就学児、就学児ともに「父母ともに」の割合が増加し、「主に母親」の割合が減少しています。

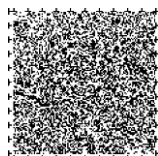
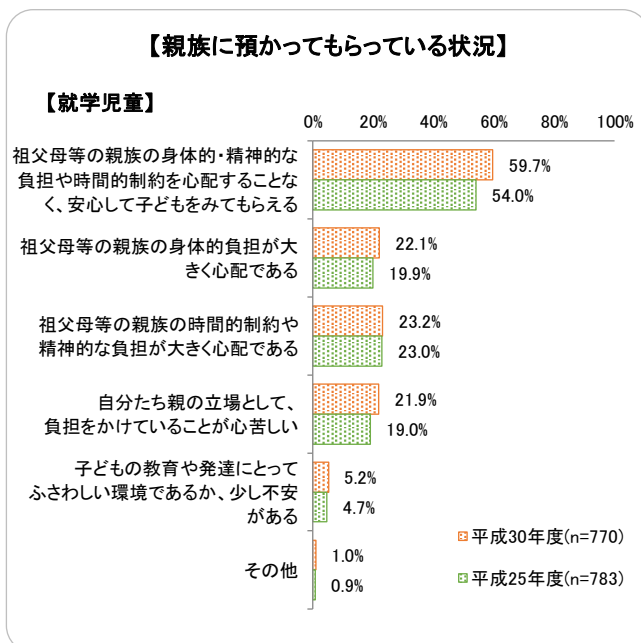
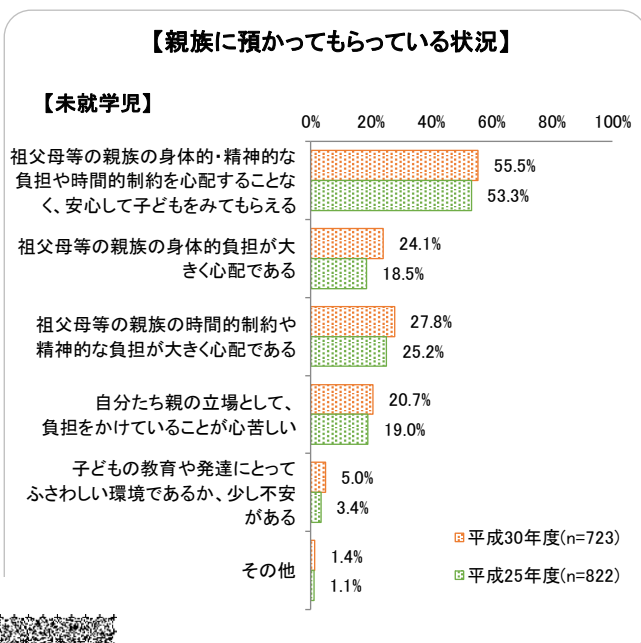
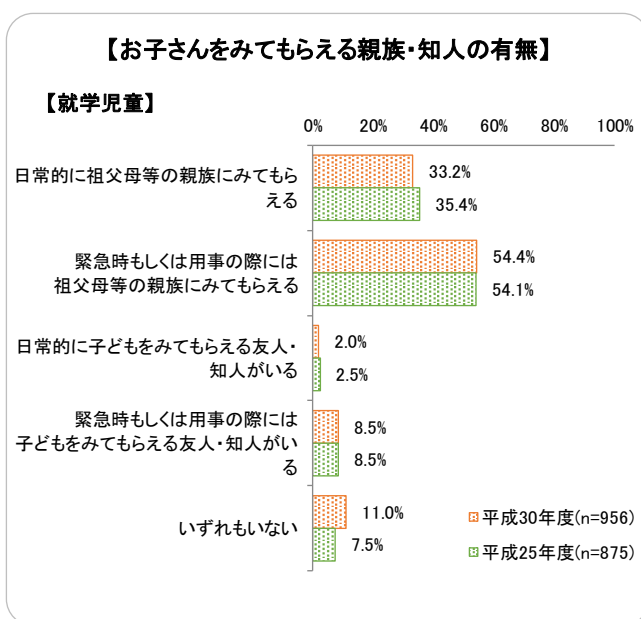
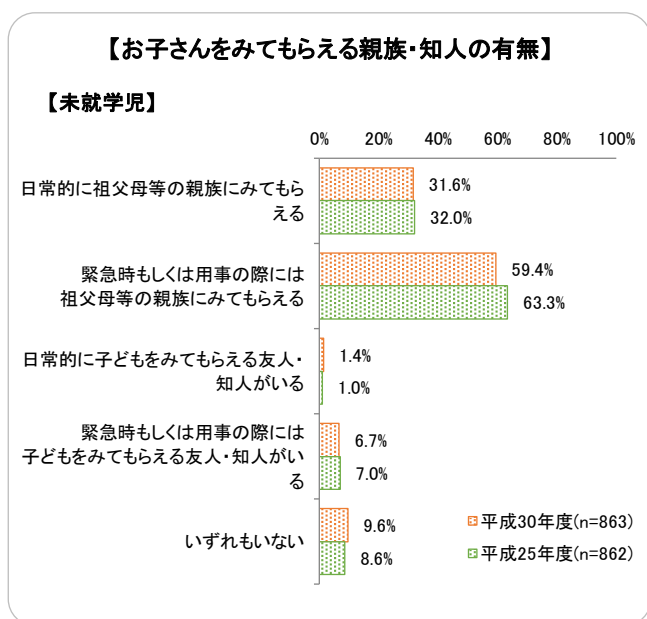


(2) 子どもの育ちをめぐる環境について

子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、未就学児、就学児童ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と祖父母等に子どもを安心してみてもらえるという回答が、前回調査と同様大きく占めています。

日常的に子どもをみてもらえる家庭は、未就学児、就学児童ともに3割以上、子どもをみてもらえない家庭は約1割となっています。

一方、祖父母等の親族に預かってもらっている状況については、未就学児、就学児童ともに「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が5割以上となっている一方、「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が心配である」「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」が前回調査と比較すると多くなっています。

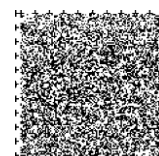
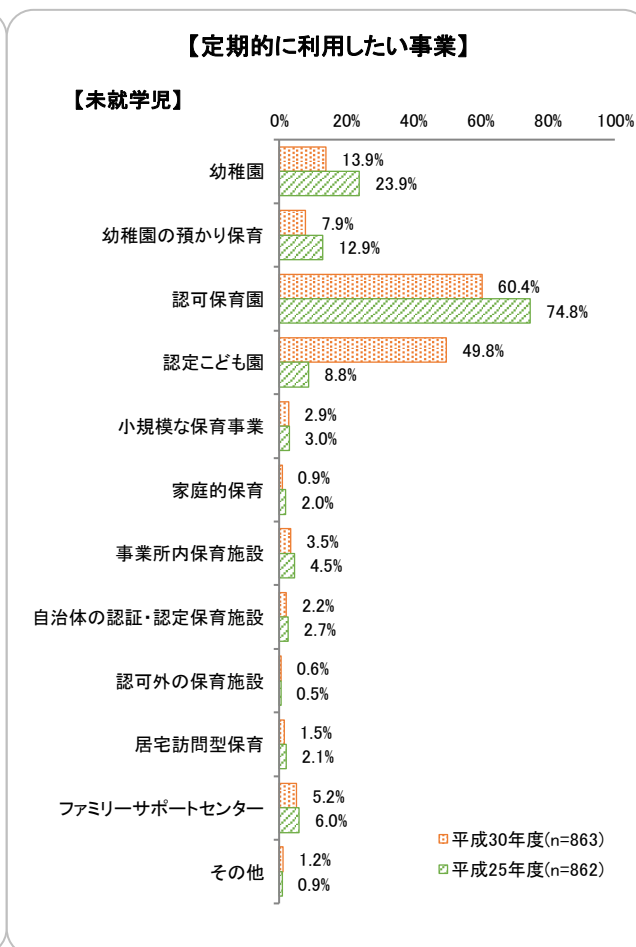
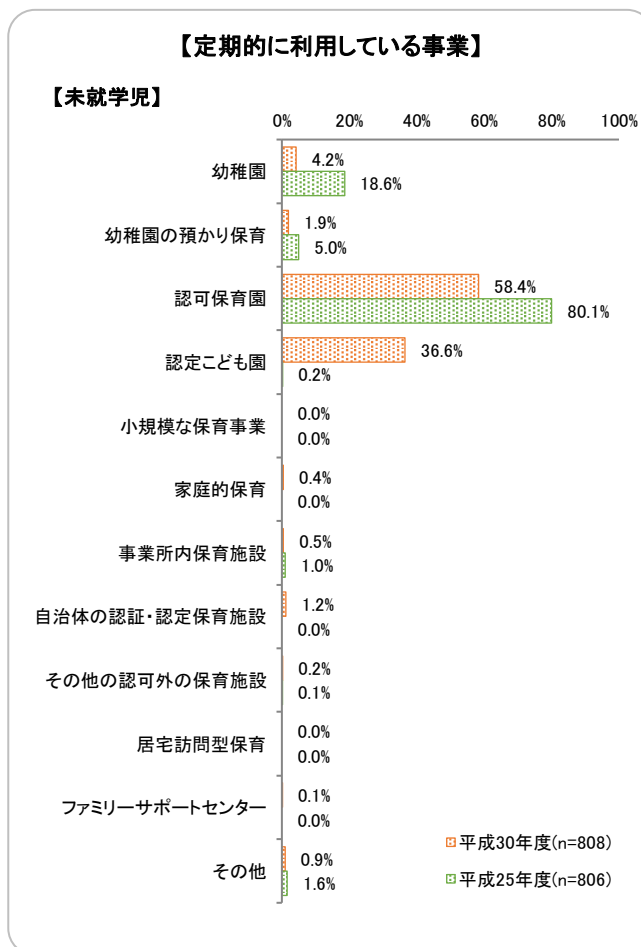
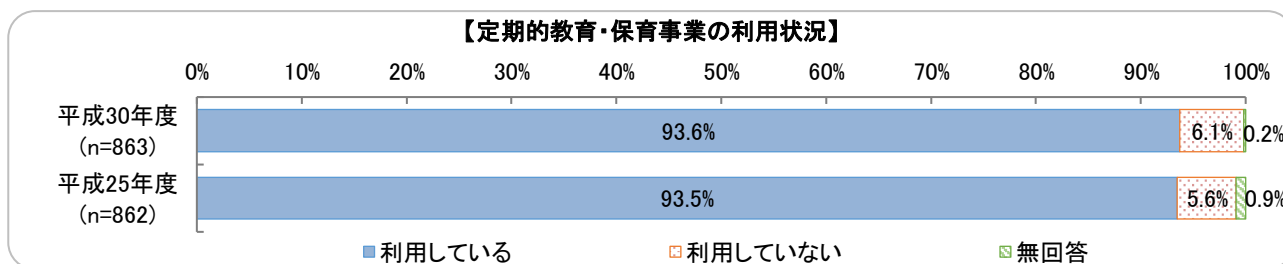


(3) 教育・保育事業の利用状況について

保育所・認定こども園等などの定期的な教育・保育の利用状況については、「利用している」が9割強となり、「認可保育園」(58.4%)、「認定こども園」(36.6%)、「幼稚園」(4.2%)の順となっています。前回調査と比較すると、認定こども園が開設されたことにより、認可保育園が20ポイント以上減少しています。

現在の利用の有無にかかわらず、子どもの平日の教育・保育の事業として「定期的に」利用したいと考える事業については、「認可保育園」(60.4%)、「認定こども園」(49.8%)、「幼稚園」(13.9%)の順となっています。

定期的に利用している事業、定期的に利用したい事業ともに「認可保育園」が約6割と多くなっています。

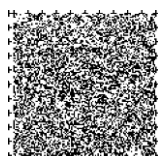
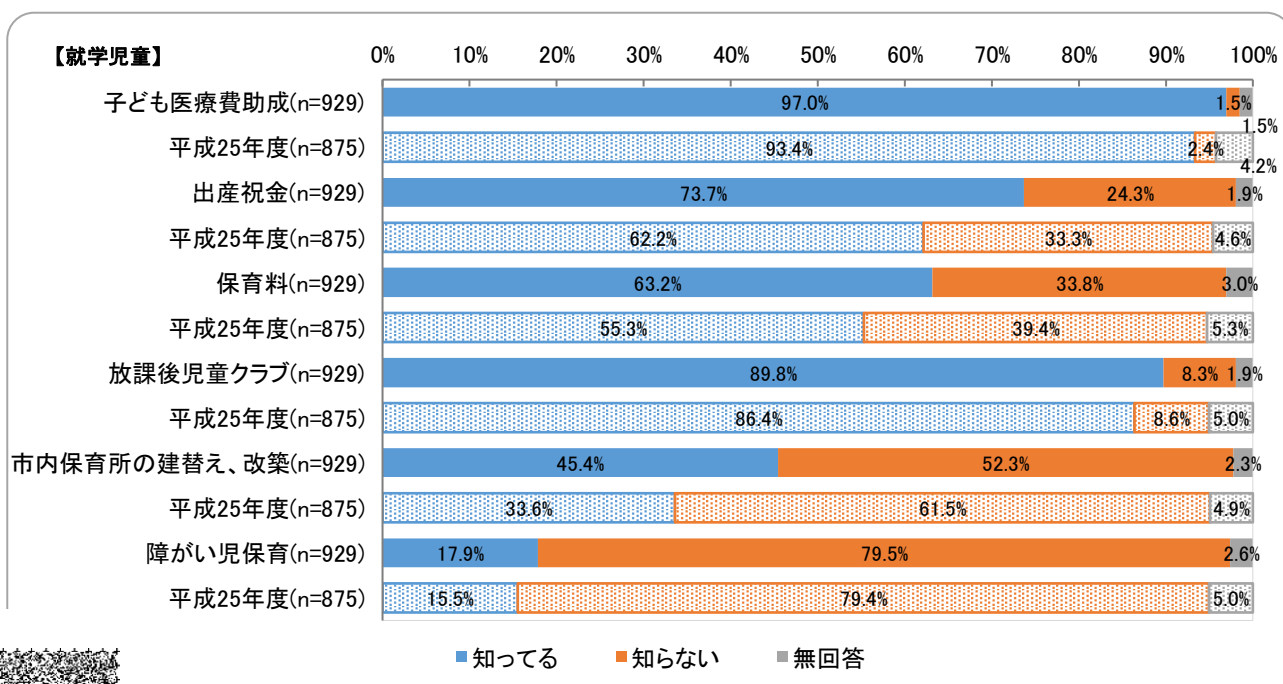
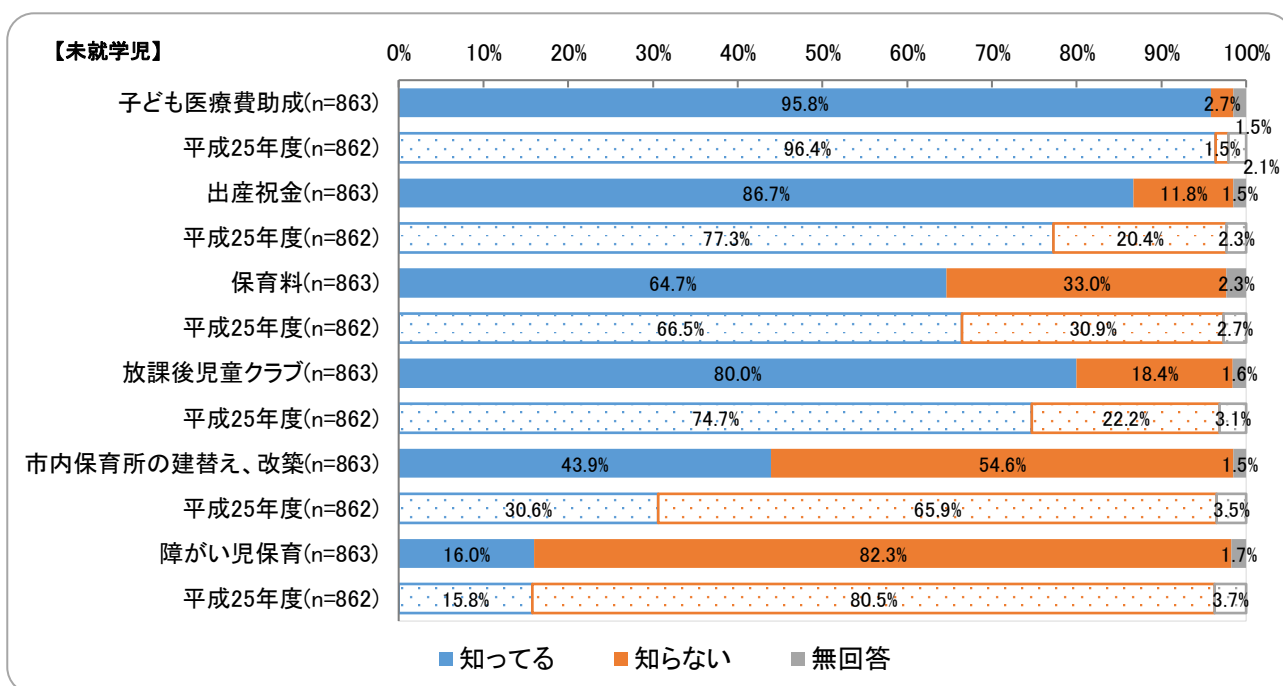


(4) 地域の子育て支援事業の認知度・充実度

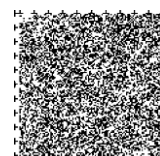
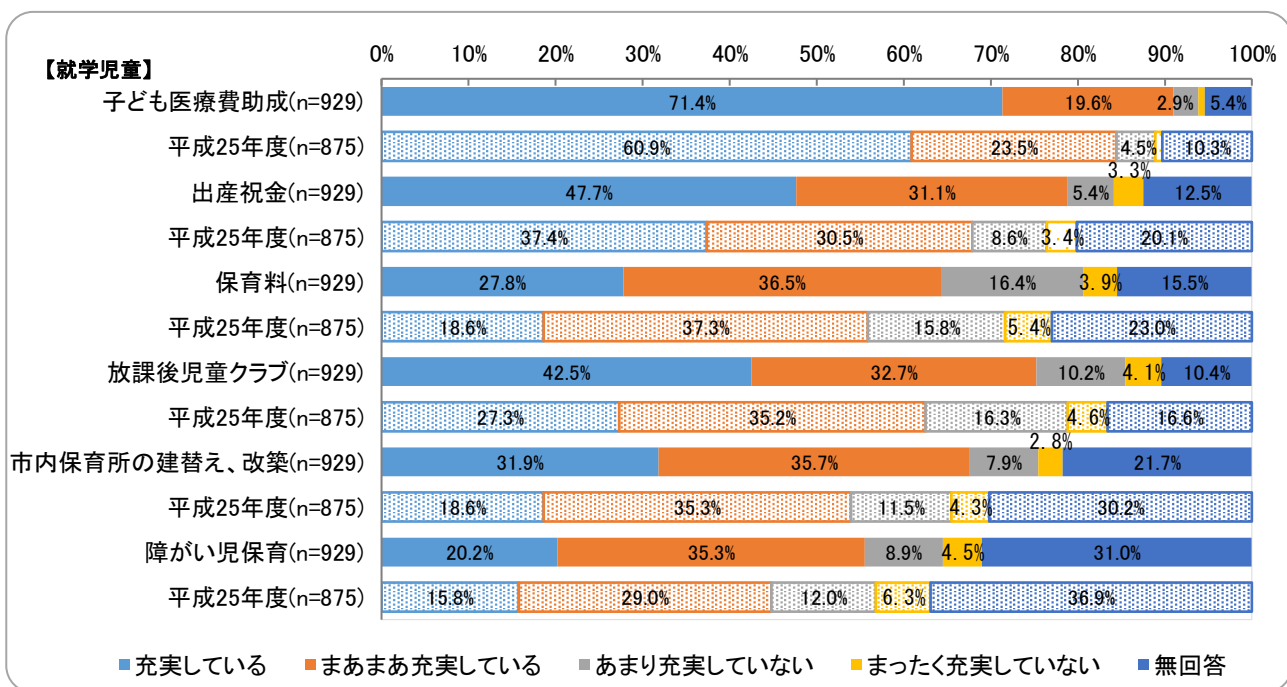
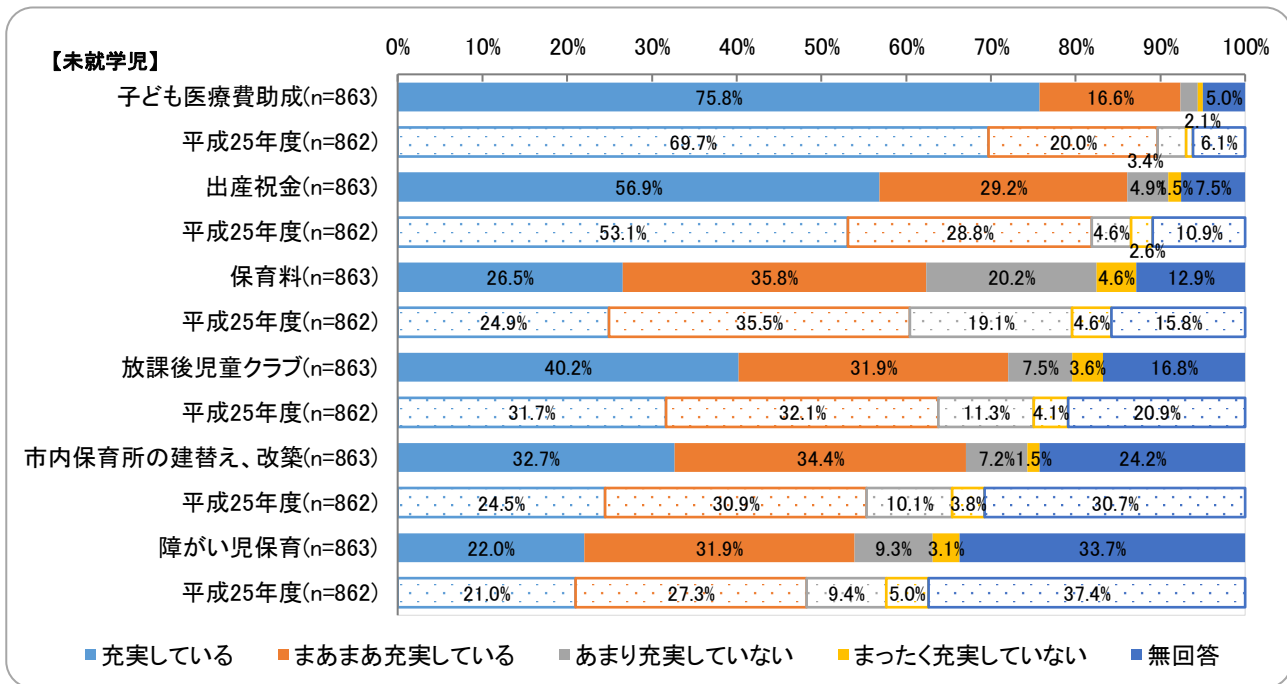
子育て支援事業の認知度については、未就学児では「子ども医療費助成」(95.8%)、「出産祝い金」(86.7%)、「放課後児童クラブ」(80.0%)の順となっています。就学児童では「子ども医療費助成」(97.0%)、「放課後児童クラブ」(89.8%)、「出産祝い金」(73.7%)の順となっています。

充実度については、「充実している」と回答した割合は、未就学児では「子ども医療費助成」(75.8%)、「出産祝い金」(56.9%)、「放課後児童クラブ」(40.2%)の順となっています。就学児童では「子ども医療費助成」(71.4%)、「出産祝い金」(47.7%)、「放課後児童クラブ」(42.5%)の順となっています。

【認知度】



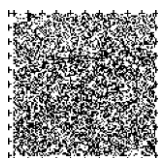
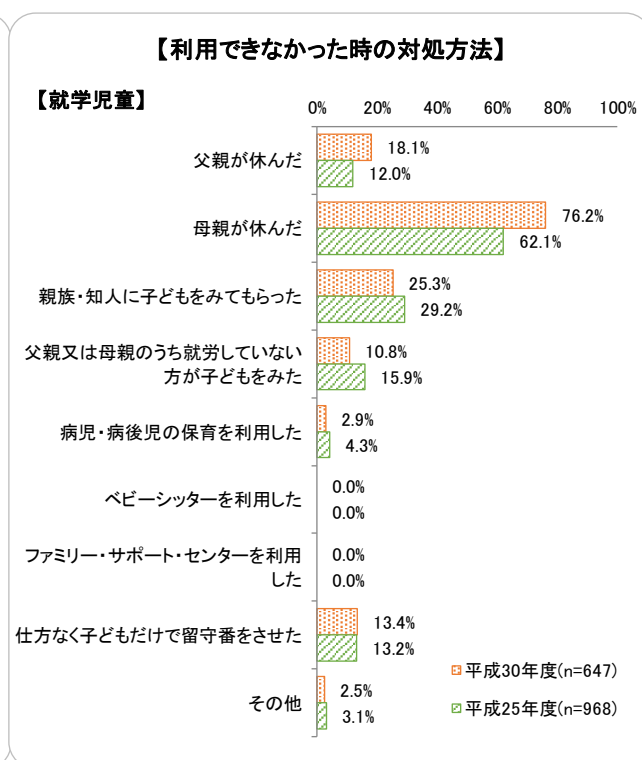
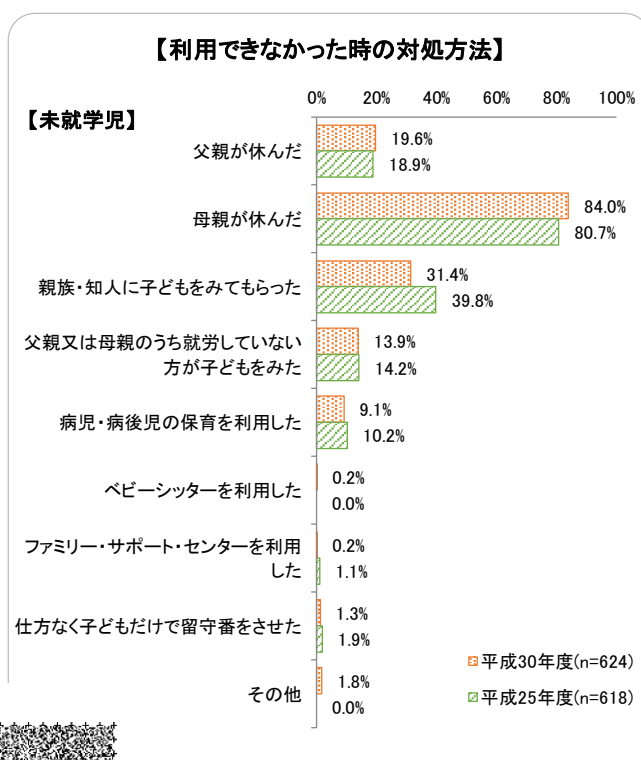
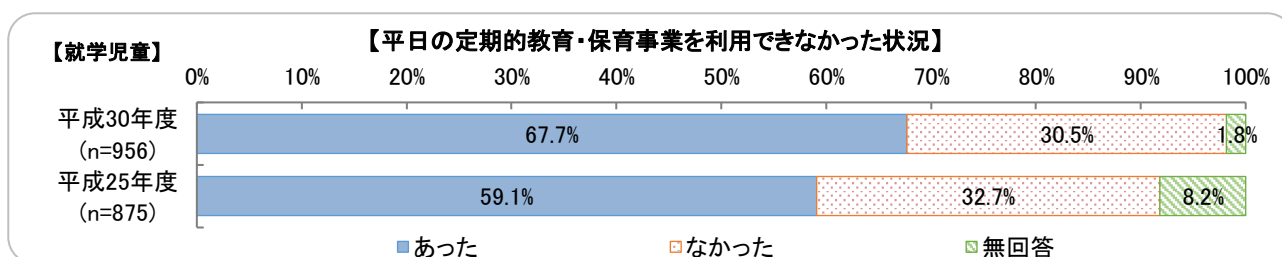
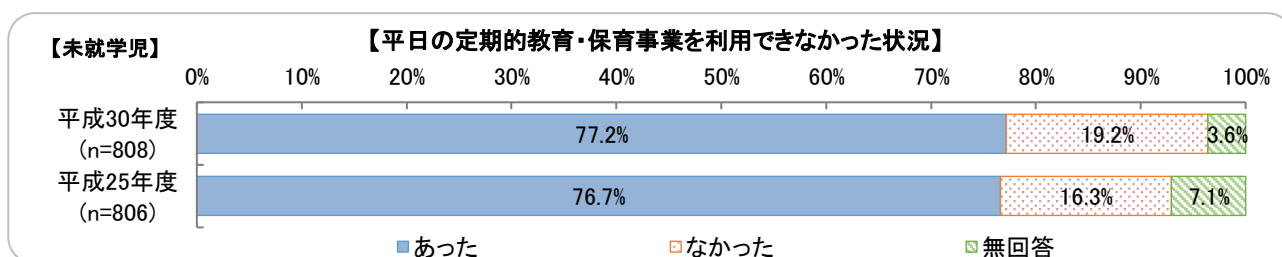
【充実度】

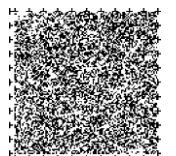
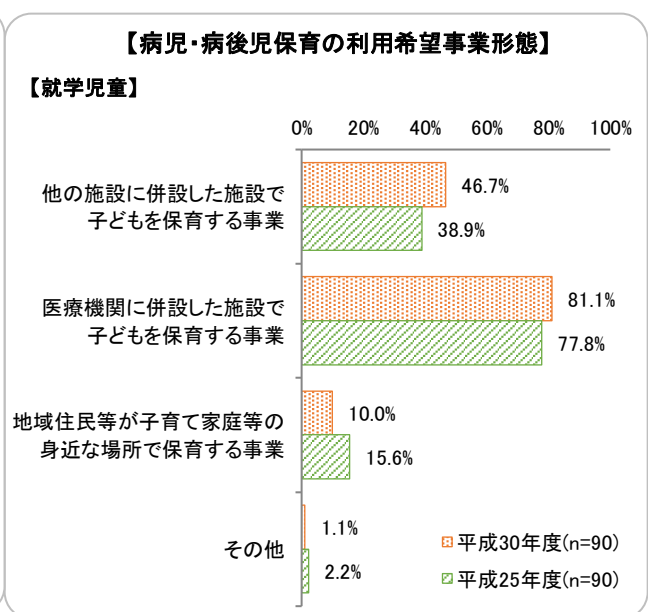
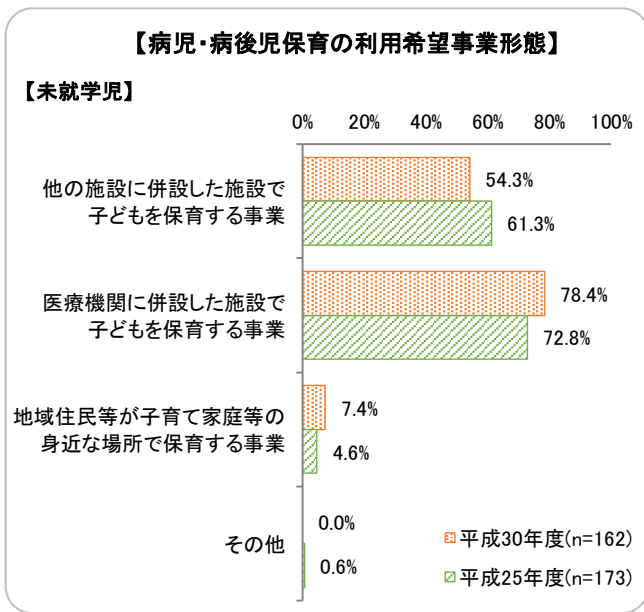
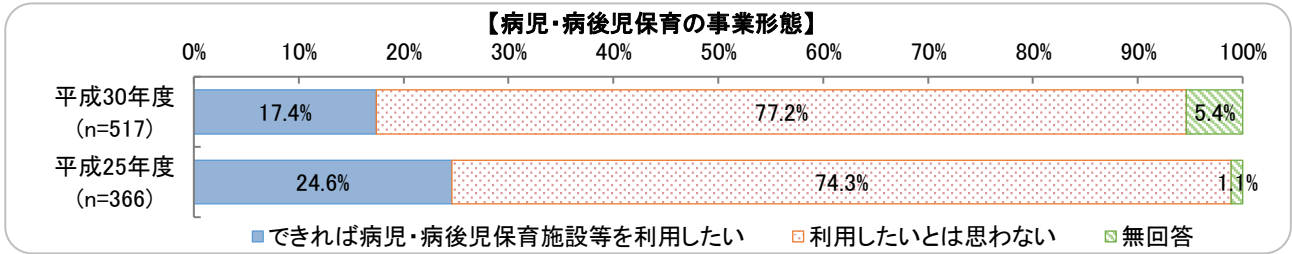
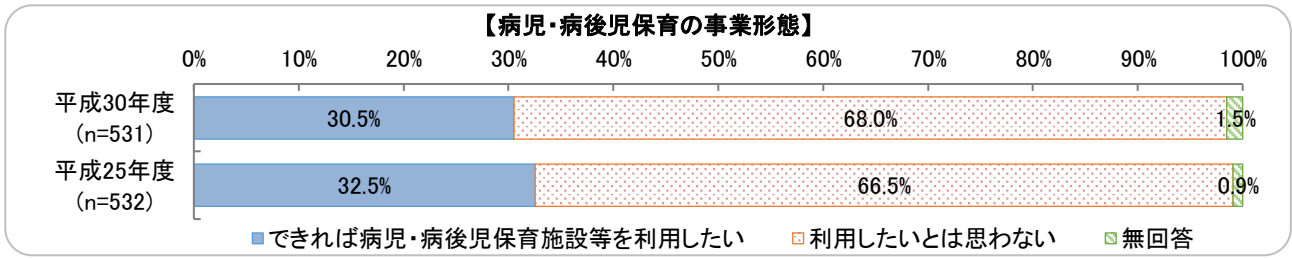


(5) 病気の際の対応

この1年間に子どもの病気やケガで平日の定期的教育・保育事業を利用できなかった人は、未就学児は8割弱、就学児童は7割弱となっています。その際に行った対処方法は、未就学児、就学児童ともに「母親が休んだ」が7割以上、「親族・知人に子どもをみてもらった」が2割以上となっています。また、就学児童では「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」が約1割となっています。

父親、母親が休んで対処した人の病児・病後児保育施設等の利用希望は未就学児は3割強、就学児童は2割弱となっています。病児・病後児保育の事業形態は、未就学児、就学児童ともに「医療機関に併設した施設で子どもを保育する事業」への利用希望が7割以上と高くなっています。

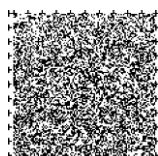
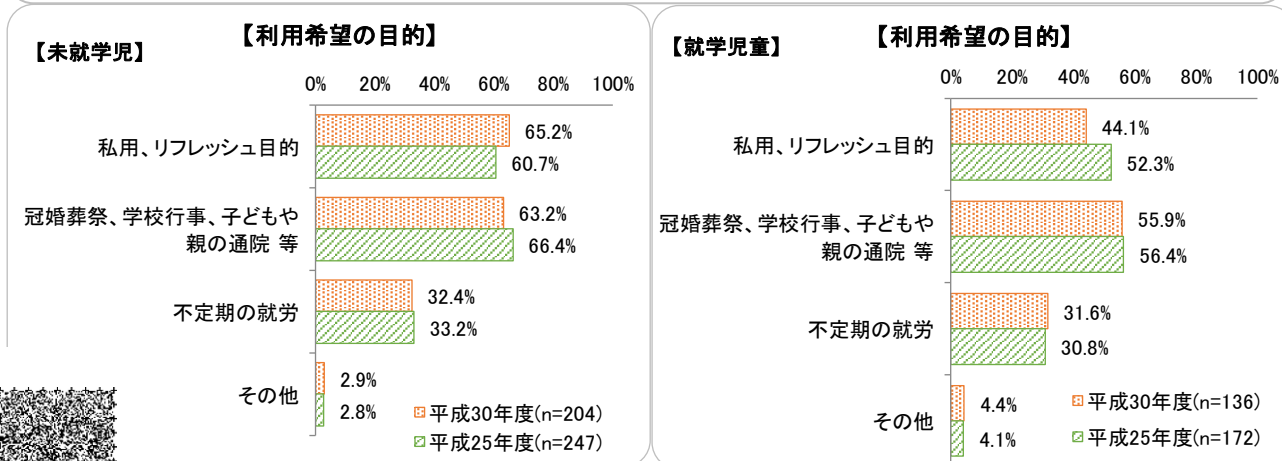
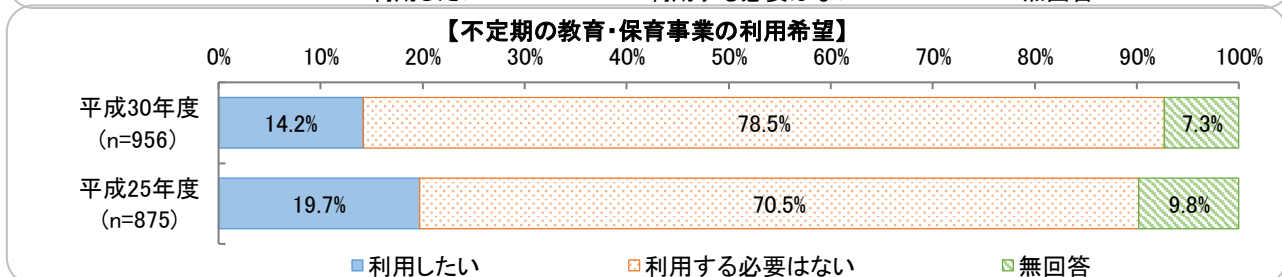
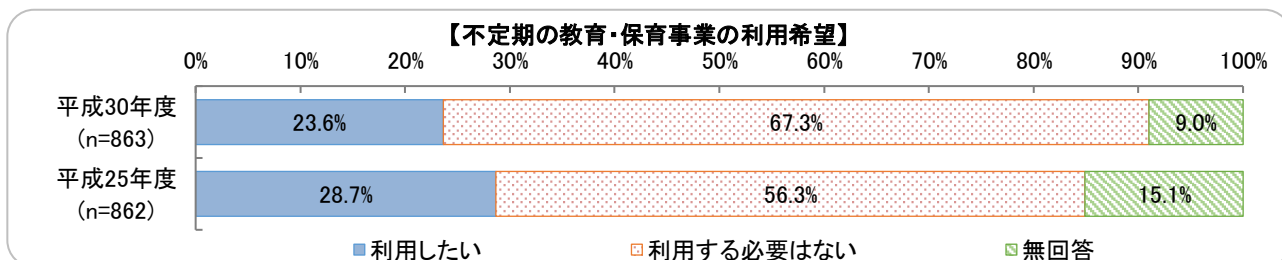
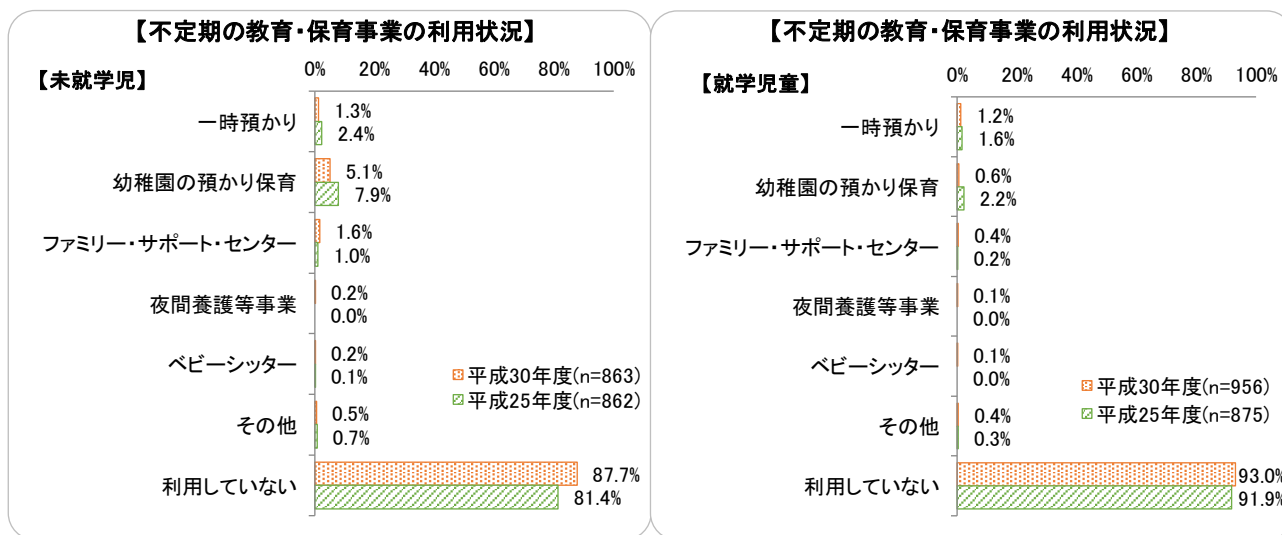




(6) 不定期の教育・保育事業や一時預かり等の利用

私用、親の通院、不定期の就労などの目的で不定期の教育・保育事業の利用状況については、未就学児、就学児童ともに「一時預かり」、「幼稚園の預かり保育」等で1割以下とごく少数となっており、前回調査同様、8割以上が「利用していない」としています。

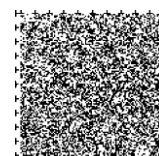
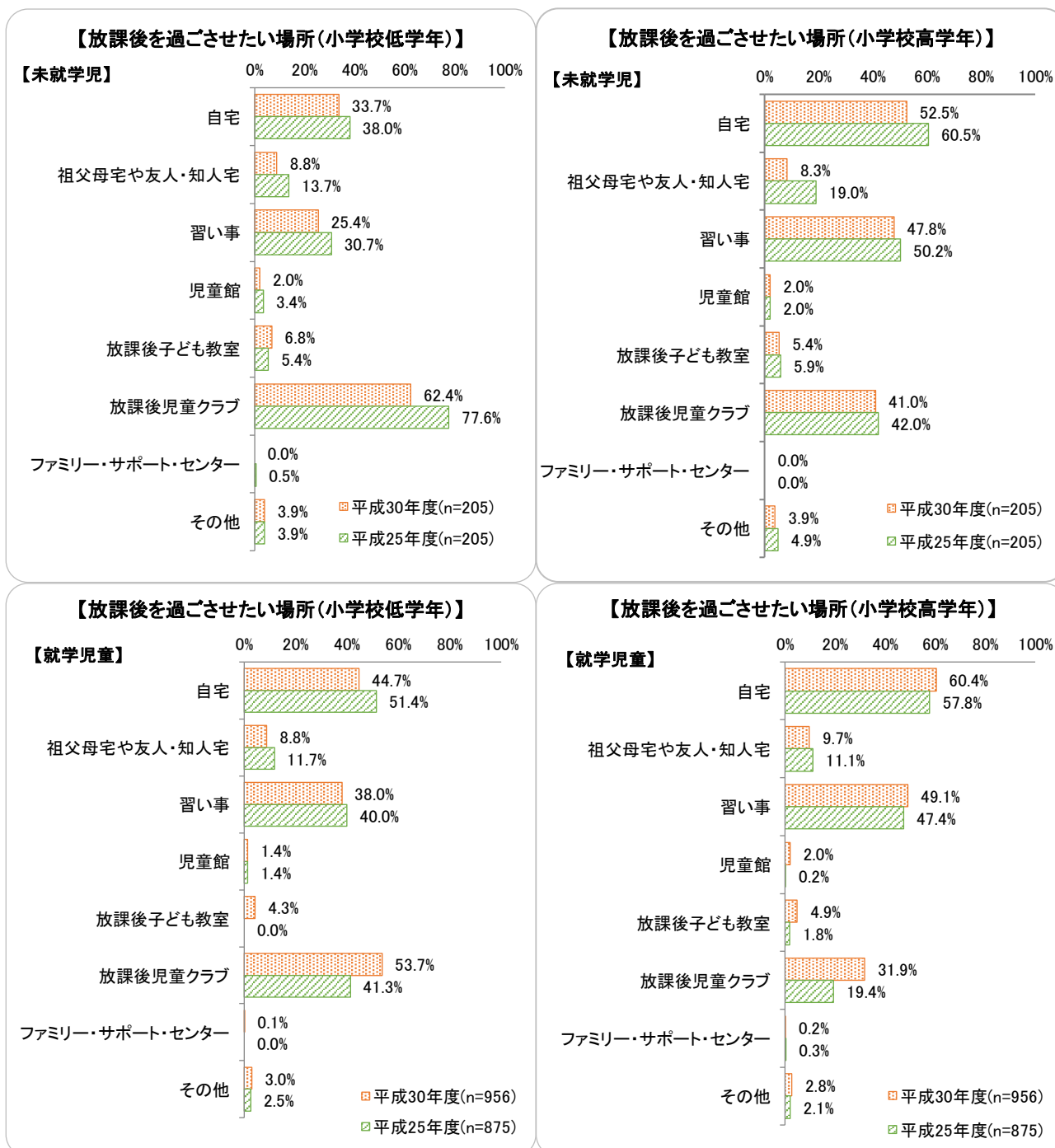
しかしながら、利用希望については、「利用したい」が未就学児で2割強となっており、現状に比べ利用希望が高い傾向にあります。利用目的としては、未就学児、就学児童ともに「私用、リフレッシュ目的」「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が多くなっています。



(7) 放課後の過ごし方

小学校低学年の放課後（平日の小学校終了後）の過ごさせたい場所では、未就学児では、「放課後児童クラブ」（62.4%）、「自宅」（33.7%）、「習い事」（25.4%）の順となっています。就学児童では「放課後児童クラブ」（53.7%）、「自宅」（44.7%）、「習い事」（38.0%）の順となっています。

小学校高学年の放課後（平日の小学校終了後）の過ごさせたい場所では、未就学児では、「自宅」（52.5%）、「習い事」（47.8%）、「放課後児童クラブ」（41.0%）の順となっています。就学児童では「自宅」（60.4%）、「習い事」（49.1%）、「放課後児童クラブ」（31.9%）の順となっています。



4 第1期計画における指標の評価

(1) 計画レベルの評価

指標	平成 25 年度	目標 (令和元年度)	実績 (令和元年度)
子育ての環境や支援への満足度 (満足度がやや高い+満足度が高い)	34.9%	増加	34.0% (減少)
合計特殊出生率	2.04 (平成 24 年)	増加	1.93 (減少) H29

(2) 施策レベルの評価指標

①子どもの権利を尊重する社会

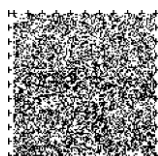
指標	平成 25 年度	目標 (令和元年度)	実績
いじめ認知件数	144 件	減少	-
児童虐待相談件数	6 件 (児童相談所 4 件、市受付 2 件)	減少	6 件 (維持) H30

②子どもの健やかな成長に向けた総合的な支援

指標	平成 24 年	目標 (令和元年度)	実績 (平成 30 年度)
妊婦健康診査受診率	94.7%	増加	91.7%
乳児 (3 か月児) 健康診査受診率	99.7%	増加	94.4%
1 歳 6 か月児健康診査受診率	96.8%	増加	95.7%
3 歳児健康診査受診率	86.7%	増加	93.9%
1 歳 6 か月児むし歯有病者率	2.3%	減少	1.6%
3 歳児むし歯有病者率	32.5%	減少	16.6%

③質の高い教育・保育の総合的な提供

第 5 章 事業計画に記載



④安心して子育てできる社会の仕組みの構築

指標	就学前児童 (平成 25 年度)	目標 (令和元年度)	実績
育児休業の取得状況	父親： 1.6% 母親： 26.9%	増加	父親： 0.7%(減) 母親： 41.1%(増)
育児休業を取らなかった理由			-
職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	父親： 13.9% 母親： 19.3%	減少	父親： 21.2%(増) 母親： 14.9%(減)
育児休業の制度がなかった	父親： 12.5% 母親： 31.9%	減少	父親： 11.6%(減) 母親： 25.3%(減)

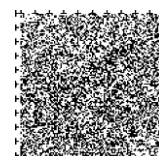
⑤地域における子育て支援の充実

指標	就学前児童 (平成 25 年度)	目標 (令和元年度)	実績 (令和元年度)
子育てについて気軽に相談できる人がいる割合	94.3%	100.0%	92.6%

指標	就学児童 (平成 25 年度)	目標 (令和元年度)	実績 (令和元年度)
子育てについて気軽に相談できる人がいる割合	90.3%	100.0%	89.6%

⑥子どもと子育てにやさしい地域環境の整備

指標	平成 25 年度	目標 (令和元年度)	実績 (令和元年度)
子ども 110 番の家	101 箇所(登録件数)	増加	135 箇所



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の方向性

(1) 基本理念

「子ども・子育て支援新制度」では、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズを踏まえ、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施することが求められています。

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、子どもの最善の利益の実現のため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指すとともに、志布志市のこれまでの子育て施策の指針であった「志布志市次世代育成支援地域行動計画〈後期計画〉」の基本理念及び子育てスローガンを包括しています。

子どもは、生まれながらに無限の可能性を持った、明日の社会を担う貴重な存在であり、このような子どもたちが、自らの可能性を生かしながら、心豊かに育っていくためには、社会全体がすべての子どもを一人の人間として尊重し、その幸せについても支援する必要があります。

また、子育て家庭が住みやすく、子どもが健やかに育ち、安心して子どもを産み・育てられるまちづくりを進める必要があります。

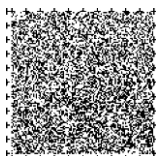
子育て支援は、住民と行政、住民相互がふれあいながら取り組む必要があります。

このようなことから、市民一人ひとりが、それぞれの立場や役割の中で、あらゆる“志”を掲げ、夢や目標の実現に向けて努力し、みんながよくありたいと願い、行動を起こすことによって、自らが感動し、人をも感動させることになり、そのことが、市民が輝き、地域が輝き、志布志市が輝くことにつながっていくという考え方にに基づき、「“志”あふれるまち」を基本理念（案）とします。

基本理念

『“志”あふれるまち』

～安心して子どもを産み育てることができるまち～

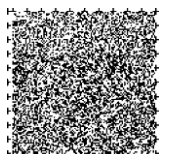


(2) 子育てスローガン

志布志市子ども・子育て支援事業計画の基本理念のもと、5つのスローガンを掲げ、子育て日本一のまちを目指します。

志布志市子育てスローガン

- 次代の社会を担う子どもたちの幸せを第一に考え、子育て家庭が夢や自信を持てる生活環境づくりを推進します。
- 安心して子どもを産み・育てやすい地域環境づくりを目指します。
- サービスの質の向上、情報公開の環境の整備を図ります。
- 子ども自身による「子どもの視点」を大切にし、郷土を愛せる子どもが育つような環境づくりに努めます。
- 仕事と生活の調和の実現に向けて、子育てを行っている家庭だけの問題ではなく、事業者と労働者や地域社会が一体となり取り組んでいくことを目指します。

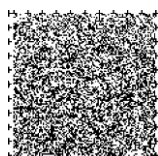


SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

- ◇ SDGs（エス・ディー・ジーズ〈Sustainable Development Goals〉）とは、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた、2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標です。
- ◇ SDGsでは「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決し、持続可能な世界を実現するため、17の目標と169のターゲットが掲げられています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

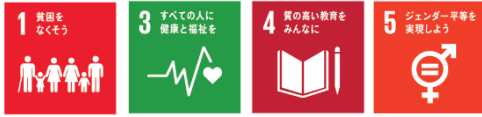
世界を変えるための17の目標



2 施策目標

施策目標① 子どもの可能性に対する支援の充実

無限の可能性をもった子どもが、個性豊かな人間として成長できるように様々な支援体制の充実に取り組みます。



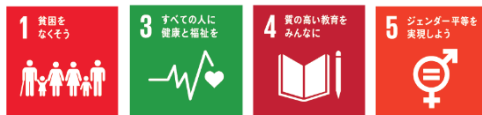
施策目標② 地域一体となった子育て支援の充実

子どもの幸せを第一に考えて、子育て家庭が志布志市で子育てをしたいと思うような地域全体で見守れる様々な子育て支援の充実を推進します。



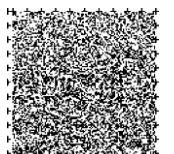
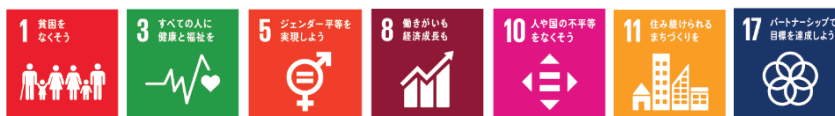
施策目標③ 子どもの健やかな成長に向けた支援の充実

親が安心して子どもを産み、またすべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、のびのびと育つ地域づくりのため、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの健康管理・指導に努めます。



施策目標④ 職業生活と家庭生活の両立の支援

仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就労体系を見つめ直すとともに、男女がお互いに協力し合いながら、子育てを行える働きやすい環境づくりに取り組みます。



施策目標⑤ 子どもの権利を尊重する社会の実現

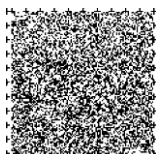
児童虐待の防止対策やひとり親家庭等への支援、障がい児への支援を必要とする家庭や子どもに対して、充実した支援体制を整備するとともに、すべての子育て家庭が安心して生活できるまちづくりを推進します。



施策目標⑥ 子どもと子育てにやさしい地域環境の整備

子どもと子育てを行う保護者が、安心かつ安全で快適な生活を送れるよう、快適な居住環境を整備します。

また、核家族化の進行に伴い、隣近所との関わりは以前より薄まっている中で、犯罪の増加、凶悪化など、子どもを取り巻く環境が懸念されることから、地域全体で子どもを見守るまちづくりを推進します。



3 重点施策

重点施策① 妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の充実

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱体化し、妊娠、出産や子育てに関する妊産婦等の不安や負担が増えており、社会環境が大きく変化する中、妊娠・出産に対する正しい知識の普及や支援体制の確保が必要とされています。

子どもの健やかな心身の確保は、妊娠・出産・育児の各ステージでの、きめ細かな支援によって達成されます。

地域レベルでの結婚から妊娠・出産を経て子育て期に至るまでの切れ目のない支援の強化を図っていくことは重要であることから、平成 30 年 4 月に子育て世代包括支援センターを開設しました。安心して出産できる環境の整備、妊産婦・乳幼児に対する適時適切な保健医療サービスの提供などを関連分野や関係団体と連携して推進します。

また、保育体制強化事業及び保育所等における ICT 化推進事業の推進を図ります。

重点施策② 子育て支援センター機能の充実

近年の子どもを取り巻く環境のめまぐるしい変化により、家庭や地域における子育て機能の低下や親の孤独感、子育ての負担感の増大等が問題となっています。

本市においては、現在 2 箇所の子育て支援センターを設置していますが、今後、子育て支援の拠点として、交流機会の提供、情報提供や相談機能などを集約化した施設として位置づけるなど、子育て支援センター機能の強化により、交流や情報・相談をよりわかりやすく、気軽に利用してもらえることで子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境の整備を図ります。

重点施策③ 子どもの貧困対策及び経済的な支援の推進

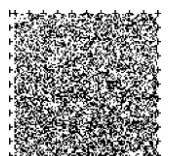
妊娠・出産から乳幼児期、少年期に至るまで、子育てに必要な費用は教育、保育、医療など多分野にわたり、子育てに関する経済支援はニーズが多い分野の一つで、特に、ひとり親家庭や障がいのある子どもがいる家庭などは、より経済支援を必要としています。

また、生活困窮家庭の子どもについて、経済状況が学力や進学、ひいては成人後の就労などに影響することで、結果として貧困状態の連鎖を生むことがないように、子どもの貧困対策に取り組むことが求められています。

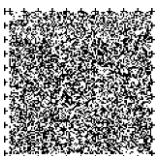
このような状況を受けて、子育て家庭の経済的負担の軽減と、子どもの貧困対策に関する各種支援及び取り組みを推進します。

重点施策④ 児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取り組みが重要です。



本市においては、要保護児童対策地域協議会にて情報交換及び防止対策の検討を行います。地域の子育て支援を活用して虐待を予防するとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待の早期発見と早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には早急に支援を求める等、関係機関との連携強化に取り組めます。



第4章 施策目標ごとの取り組み

施策目標1 子どもの可能性に対する支援の充実

乳幼児期は子どもたちが健やかに育ち、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期です。

子どもたちは、生活や遊びの中で様々な体験を積み重ね、人として社会で生きていくための、最も基本となることを会得していきます。この重要な乳幼児期に、子ども一人ひとりがかけがえのない存在として尊重されること、それぞれの子どもがその良さや可能性を伸び伸びと発揮すること、人の気持ちを理解し、互いを認め合い共に生きることができるようになること、このような子どもの健やかな育ちはすべての大人や社会の願いです。

国の新たな子ども・子育て支援の枠組み（子ども・子育て支援新制度）においても、幼児教育、保育は、生涯にわたる人格形成に極めて重要であるとの考えの下、家庭の就労状況や環境にかかわらず、希望するすべての子どもに対し、質の高い幼児教育と保育を保障する視点から、幼保連携の推進が進められており、本市においても国制度の動向を踏まえた支援に取り組みます。

①教育・保育提供施設の充実

【課題と今後の方向性】

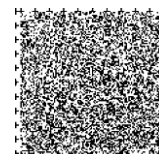
多様化する保護者の教育・保育や子育て支援のニーズを踏まえ、保護者の就労状況等に関わらずすべての子ども・子育て家庭に質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援を総合的に提供することが求められています。

さらに、保育所・認定こども園等から小学校生活にうまく適応できるよう、小学校への円滑な接続を図っていく必要があります。また、これらの取り組みが着実に実施できるよう保育士や幼稚園教諭の確保及び資質向上等による保育・教育の質の維持・向上が望まれています。

【主な施策】

施策	認可保育所・認定こども園の設置・運営
施策概要	認可保育所は、児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、保護者の労働又は疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認められる場合に保護者に代わり保育所での保育を実施します。また、認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、就学前の子どもに対し、幼児教育と保育を一体的に提供する施設です。 社会福祉法人 16 法人、学校法人 2 法人、公立幼稚園 1 園において、特定教育・保育を希望するすべての児童の教育・保育を実施し、年次的に老朽化した施設の整備を行うなど、安全安心な教育・保育環境づくりに努めています。今後も、特定教育・保育を希望するすべての児童の教育・保育を実施できるよう、適正な利用調整を図っていきます。

関連課 福祉課



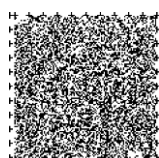
施策	保育事業者等連絡協議会の充実
施策概要	本市における保育、幼児教育、子育て支援について、施策の連絡調整やその効果的推進を図るため、企業主導型保育事業所を含めたすべての特定教育・保育施設の保育事業者等連絡協議会を開催し、情報交換等を行い、子どもの人権を尊重した、よりよい保育及び幼児教育のあり方を協議しながら、総合的に保育及び幼児教育の充実を更に進めていきます。
関連課	福祉課

施策	保育士や幼稚園教諭の確保及び資質向上
施策概要	保育士不足の問題に対応するため、大学・短大やハローワーク等と連携し、保育士・幼稚園教諭確保につなげ、教育・保育の質の向上にも取り組みます。志布志市子育て人材バンクの更なる周知広報を図り、潜在保育士等の掘り起こしに努めます。また、各種研修会等の保育施設への周知により、積極的な参加を促し、質の向上を図ります。
関連課	福祉課

施策	子ども・子育て会議
施策概要	教育・保育施設におけるサービス・質の向上を促進するため、子ども・子育て会議を毎年開催し、客観的な立場からの評価受審を推進します。
関連課	福祉課

施策	受入児童の拡充
施策概要	地域や保護者のニーズ、施設の体制等を考慮し、適正な利用定員の設定について、施設との定期的な協議に努めます。
関連課	福祉課

施策	幼保小連絡協議会
施策概要	保育所や認定こども園等から小学校へのスムーズな移行を図り、小1の壁の解消に努めます。幼保小連絡協議会を開催し、相互の交流を深めるとともに、円滑な引き継ぎを図ります。
関連課	教育委員会（学校教育課）、福祉課



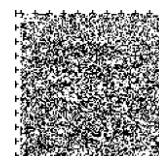
②子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備

【課題と今後の方向性】

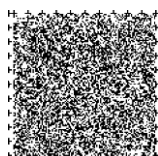
学校だけでなく、他の教育機関や各種施設などとの連携を進めながら、人と人とのふれあい交流体験活動の推進と場所づくりをしていきます。

【主な施策】

施策	チームティーチング、少人数指導の実施
施策概要	学力向上のためには、少人数による指導や複数教員によるきめ細かな指導が必要です。指導方法工夫改善による教員の加配を行うと共に、各学校で学校課題、児童生徒の学習状況に応じてチームティーチング指導など少人数指導に努め、今後も児童生徒の実態に合わせた指導を行うなど充実に努めます。
関連課	教育委員会（学校教育課）
施策	確かな学力の定着と向上
施策概要	児童・生徒一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導の充実を図り、「確かな学力」を向上させることを目標としています。児童・生徒一人ひとりの学力を踏まえ、学力向上に取り組んでいきます。学校で行われる授業をとおした研修に指導主事を派遣し、学力の定着を目指した授業づくりに取り組むとともに、必要な人的配置についても検討していきます。また、タブレット端末の整備に伴い、その活用に関する教員の研修も充実に努めていきます。各種学力調査において、県・国の平均を超えることを目指します。
関連課	教育委員会（学校教育課）
施策	総合的な学習の時間等における外部人材の活用
施策概要	各学校で創意工夫を凝らした学習内容に合わせて、様々な教育活動で外部からの人材を活用し、学習内容の充実に努めていきます。各学校では、学校応援団を募集して、教育活動の中で積極的な地域人材の活用を図っています。すべての学校に学校運営協議会が設置され、これまで以上に地域と学校が一体となった教育活動が展開されています。今後も、「地域とともにある学校づくり」をテーマに掲げ、外部人材を活用した教育活動を展開していきます。
関連課	教育委員会（学校教育課）
施策	心の教育相談の充実
施策概要	いじめについては、些細なことでも認知し、その解消に努めるようにしています。不登校については、原因が複雑かつ多様で、すぐに解決できるものではありませんが、学校がSSW（スクール・ソーシャル・ワーカー）や関係機関と連携しながら、その解消に努めています。引き続き、関係機関との連携に努めるとともに保護者も含めた相談体制の充実に努めていきます。
関連課	教育委員会（学校教育課）



施策	学校適応指導教室事業の充実
施策概要	個に応じた指導を工夫改善し、学習意欲を重視した授業を実践していきます。また、不登校児童生徒一人ひとりの実態に即して意欲や自立心を培い、社会性・協調性をはぐくみ、学校復帰を支援していきます。
関連課	教育委員会（学校教育課）
施策	道徳教育の充実
施策概要	各学校では、道徳教育の全体計画や年間指導計画を作成し、道徳教育推進教師を中心とした全校的な指導体制の確立を図っています。全教育活動を通じて「豊かな心」の育成に努めていきます。「私たちの道徳」において、「考え、議論する道徳」への転換が図られる授業改善や児童の良さを認め励ます評価が行われるよう、各種研修の充実・改善に努めていきます。
関連課	教育委員会（学校教育課）
施策	調和のとれた児童生徒の育成
施策概要	各学校で、児童生徒の理解に基づき一人ひとりの存在感を高める積極的な生徒指導を行い、各学校や関係機関が連携し対応を図っています。生徒指導の機能を生かして、自己実現が図られる指導の充実に努めるとともに、関係機関との連携強化に努めていきます。
関連課	教育委員会（学校教育課）
施策	ボランティア活動の推進
施策概要	ボランティアがしたい人、ボランティアを求めている人の相互の情報提供を行い、ボランティア活動の推進を図っていきます。児童生徒の発達段階を踏まえた「福祉の心」を育てるとともに、関係機関等との連携を深めながら、福祉やボランティアに関する体験的な活動の充実に努めていきます。
関連課	教育委員会（学校教育課）
施策	ホームページによる教育情報の公開
施策概要	本市の教育活動の情報を、より多くの人に提供しサービスの向上を図るため、引き続き各学校の特色ある教育活動の情報発信に努めていきます。
関連課	教育委員会（学校教育課）
施策	ゲートキーパー養成講座
施策概要	中学生に対し、困難やストレスに直面したときに信頼できる大人へ相談し、また友達が出した SOS のサインについて具体的かつ実践的な研修会を実施します。
関連課	教育委員会（学校教育課）、保健課



施策目標 2 地域一体となった子育て支援の充実

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、一方で「子どもは社会の宝」であり、子育ては家庭のみならず、広く社会全体で支えていく必要があります。

すべての子どもと子育て家庭を対象として、利用の現状や利用希望の実情などを踏まえ、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実していくための取組を計画的に進めます。

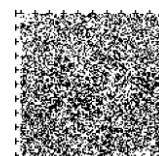
①地域における子育てサービス

【課題と今後の方向性】

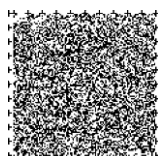
認可保育所や認定こども園で行われている通常サービスはもちろんのこと、低年齢児保育の充実や就労形態と子どもの状況に応じた多様な保育体制の整備・充実が求められています。

【主な施策】

施策	保育所等整備事業
施策概要	保育所等の大規模改修や老朽化による新築や改築、保育環境の整備・改善を支援し、入所児童の安心安全な保育環境の整備を図っていきます。
関連課	福祉課
施策	延長保育事業
施策概要	保護者の労働等のため、通常の保育所等の開所時間や開所日以外において児童の保育を希望する場合に行う事業です。 市内 12 の保育所・認定こども園において、保護者の要望に応じ対応しています。今後もニーズに応じ実施していきます。
関連課	福祉課
施策	一時預かり事業
施策概要	専業主婦家庭等の育児疲れの解消、保護者の断続的な就労形態等に対応するため、一時的に保育所・認定こども園にて預かる事業です。 市内すべての認定こども園において、1号認定子どもの教育時間前後の時間に一時預かり事業の預かり保育を実施しています。 また、保護者のニーズに応える形で、施設での一時預かりについても対応する体制を整備しています。今後もニーズに応じ実施していきます。
関連課	福祉課



施策	病児・病後児保育事業
施策概要	<p>保育所等に入所中の児童が病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間、その児童を保育所、病院等の専用スペースにおいて一時的に預かる事業であり、保育士や看護師を配置し、支援しています。</p> <p>現在、実施されている病児保育事業を引き続き継続して実施していくとともに、有明地区、松山地区においても、病児・病後児保育事業の実施に向け、関係機関と協議を進めます。</p>
関連課	福祉課
施策	ファミリー・サポート・センター事業
施策概要	<p>保護者（依頼会員）の病気や急用などの場合に、提供会員が自分の家庭等で子どもを預かるような相互援助活動を推進しています。子どもをお願いする依頼会員と子どもを預かる提供会員の相互の信頼関係のもと、健やかな子どもの育ちを助け、会員間で助け合っていけるよう更に支援していきます。</p> <p>また、提供会員については、新規登録した会員の養成に努めるとともに資質向上を図っていきます。</p>
関連課	福祉課
施策	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
施策概要	<p>放課後、保護者が就労のため子どもの面倒をみることができない小学生を対象に遊びや生活の場を与えて、保護者が安心して仕事に従事できるよう、学校や地域と連携して円滑な運営が行われる体制の整備に努めてきました。</p> <p>現在実施されている放課後児童クラブについて、今後も引き続き実施をしていくとともに、希望するすべての児童が利用できるような体制づくりに向け、志布志市子育て人材バンク等を活用した放課後児童支援員の確保や施設整備の支援等を実施していきます。</p>
関連課	福祉課
施策	地域子育て支援拠点事業
施策概要	<p>子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談事業、子育てサークル等への支援、地域の子育て関連情報の提供を行っています。市内全体を対象として、志布志子育て支援センター「はぐくみランド」、通山こども園に市が委託している「通山子育て支援センター」で実施しています。今後も2施設での運営を継続するとともに、直営の「はぐくみランド」については、子育て世代包括支援センターとの連携強化も含め、拡充の検討を行いません。</p>
関連課	福祉課



施策	かごしま子育てパスポート事業
施策概要	妊婦及び18歳未満の子供がいる世帯に対して、平成20年度より県主体で、「かごしま子育てパスポート事業」を実施しています。市内事業者に協賛店加入の募集を行い、協賛店独自の子育て支援サービスを提供いただくとともに協賛店の拡大に努めていきます。
関連課	福祉課

施策	子育て短期支援事業
施策概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。市内3箇所の施設において、保護者の要望に応じ対応しています。今後もニーズに応じ実施してまいります。
関連課	福祉課

②地域の教育力の向上

【課題と今後の方向性】

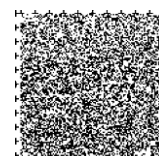
学校や授業では体験できない地域の特色や多様性を生かした体験学習等を通し、地域の人たちとの交流を図りながら、子どもが自ら考え、判断し、行動できる能力、思いやりの心、健康や体力などの「生きる力」を養う取組を推進します。

また、子どもたちの活動を支援する指導者の確保と育成に努めます。

市内の各組織に協力していただく内容等を関係者で協議・協力してまいります。

【主な施策】

施策	絵本育児の推進事業
施策概要	乳幼児の時から、絵本をとおして親子のふれあいができるように、ブックスタート事業(乳児相談時に絵本読み聞かせと絵本の配付)を実施し、保育所・認定こども園等の団体絵本貸し出しの充実に努めます。また、子育て支援センターでの絵本の読み聞かせ等、図書館を中心とした活動を行ってまいります。
関連課	教育委員会(図書館)



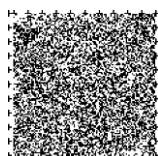
施策	民生委員、児童委員活動
施策概要	地域における身近な相談者として、地域福祉の充実を図るとともに、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握、支援等を行っています。今後も地域福祉の充実を図るため、児童福祉を専門に担当する主任児童委員と協力し、福祉活動や情報収集を行うため、各種会合などの研修に積極的に参加し、資質向上を図っていきます。
関連課	福祉課

施策	青少年研修事業
施策概要	自然・文化・言語の異なる海外や県外に青少年を派遣し、交流を通して相互理解が深められ、新しい環境の中で郷土を見直すとともに、親への感謝や他者への思いやりなど広い視野を持った、こころたくましい青少年への人材育成を推進していきます。
関連課	教育委員会（生涯学習課）

施策	地域活動の育成
施策概要	自主性と幅広い視野と豊かな社会性を備え、心身ともにたくましく思いやりの心を持った青少年を育てるため、家庭、地域、学校が一体となった郷土教育を推進し、子ども会、ジュニアリーダー及び青年団組織の育成や活動の充実を図っていきます。
関連課	教育委員会（生涯学習課）

施策	キラリ輝く「しぶしっ子」育成事業
施策概要	校区公民館を単位として、地域ぐるみで青少年を育成する環境づくりと、様々な体験活動を提供する土曜体験広場等の事業を推進し、心豊かでたくましい青少年の育成を図ります。
関連課	教育委員会（生涯学習課）

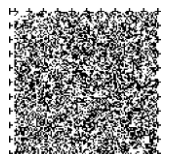
施策	保育所地域活動
施策概要	保育所が地域の活動の拠点として、地域（老人クラブ等）の人々との交流及び福祉施設の訪問を通して保育所と地域の人々との世代間交流を促進し、子どもたちが地域のなかで、地域の人たちに見守られながら生きていることを実感してもらえるような事業の展開を今後も目指していきます。
関連課	福祉課



施策	青少年育成市民会議事業
施策概要	次代を担う青少年を育成するため、家庭・学校・地域等が一体となって、地域で青少年を育てる気風を盛り上げ、青少年が主体的に活動するための場や機会を確保し、地域ぐるみの青少年育成を推進します。 青少年育成市民会議を中心に、各青少年育成団体や青少年育成コーディネーターによる現状や課題等の共有による青少年育成組織の連絡提携や活動促進を図り、青少年の健全育成を推進します。
関連課	教育委員会（生涯学習課）

施策	きらり輝く3つのおしえ、煮しめ・つけあげ・にぎりめし教育 「志を高める教育」の推進
施策概要	子ども一人ひとりの持ち味（良さ・個性・能力・特技等）をしっかりと伸ばすという“煮しめ・つけあげ・にぎりめし教育”の理念に基づいて、学校・家庭・地域社会との連携をもとに、児童・生徒一人ひとりを大切に、特色ある学校・学年・学級づくりや個性を生かす教育を推進していきます。
関連課	教育委員会（学校教育課、生涯学習課）

施策	子ほめ条例による表彰
施策概要	学校と地域が一体となり、子どもの個性や能力を発見し、表彰することによって、心身ともに健全な子どもを地域ぐるみで育てていきます。 学校運営協議会や学校応援団として学校の教育活動に協力していただいている方の意見を取り入れ、様々な角度から児童生徒のよさを発見することにより、地域総ぐるみで子どもたちを育てる雰囲気づくりに取り組みます。
関連課	教育委員会（学校教育課）



③家庭の教育力の向上

【課題と今後の方向性】

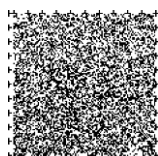
子どもに基本的な生活習慣や生活能力、基本的倫理観、社会的なマナーを見につけさせるとともに、自立心や人に対する思いやり、豊かな情操を育むなど、子育てについての第一義的な責任は保護者にあります。

しかしながら、核家族化の進行や隣近所との結びつきの希薄化などにより、子育てに関する相談ができず、保護者が育児不安や孤立感に悩まされ、自信を失っていくケースもあることから、多様な手段で気軽に相談できる環境を整えることが必要です。

子育て家庭が地域で安心して子育てができるよう、地域の様々な資源を活用して、まち全体で子育てを支援し、市の子どもと子育てをしている親を支えていく仕組みづくりを図ります。

【主な施策】

施策	子育て情報の提供
施策概要	子育てをしている家庭に対し、公共施設などで「子育てガイドブック」を配布し、子育て情報を提供しています。これからも、子育てに関する情報の収集や情報提供については関係機関と連携を図りながら、総合的に把握し情報の一元化を進めていきます。
関連課	企画政策課
施策	子育てに関する教室・相談事業
施策概要	妊婦や乳幼児のいる保護者からの相談事業や、各種教室を行っています。また各地区で乳幼児相談を行っています。そして、妊娠後期におけるパパママ教室を、家族も参加しやすいように日曜日に志布志子育て支援センターで実施しています。助産師や保健師による妊産婦、新生児訪問指導も行っています。子育て世代包括支援センターとも情報共有しながら、今後も引き続き実施し、それぞれに適した支援へと繋ぐことができるようにしていきます。
関連課	保健課
施策	子育て支援ネットワークづくり
施策概要	地域において多様な子育てサービス情報を一元化し、把握するとともに、子育て家庭に対する総合的な情報提供、利用援助等を行い、更なるネットワークづくりに努めていきます。
関連課	福祉課



施策	家庭教育学級の推進
施策概要	子どもの健全育成と家庭教育の向上を図るために、市内の小学校・中学校・保育所及び認定こども園等で家庭教育学級を開設し、保護者が一定期間にわたって、計画的に家庭教育に関する学習を行い、子育てに対する意識や姿勢の向上を図るとともに、保護者相互の連携の強化を推進していきます。市内の小・中学校、幼稚園の家庭教育学級の充実を図りながら、未開設の保育所等にも開設できるよう推進していきます。
関連課	教育委員会（生涯学習課）

施策	「志アップ！子育て手帳」の作成・配布
施策概要	子育てについての今日的課題についての情報を中心に、「志アップ！子育て手帳」を作成し、小・中学生の保護者に配布します。手帳は、学級PTAや家庭教育学級の教材として活用してもらえよう各学校に依頼します。
関連課	教育委員会（生涯学習課）



施策目標3 子どもの健やかな成長に向けた支援の充実

子どもを安全に安心して産み育てられるよう、妊娠、出産からの子育てを通じた支援を行うため、母子の健康保持・増進、出産・育児の不安軽減を図る訪問・相談や情報提供、子どもへの医療対策の充実にに向けた取り組みなどを進めます。

①子どもと母親の健康の確保

【課題と今後の方向性】

すべての子どもが健やかに生まれ、育てられるためには、両親、特に母親の健康状態と密接な関係にあることから、母性の保護と心身の健康を保持・増進するとともに、母親の不安を軽減し、育児を楽しめるような環境整備が必要です。あわせて、育児の連続性の中で途切れることなく、母親の心に寄り添い、地域の中で最適な環境で見守っていく体制づくりが不可欠です。

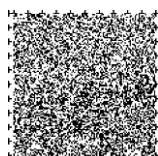
そのようなことから、妊産婦及び乳幼児の家庭における生活状況や心身の健康状態を把握し、具体的な助言や育児支援を行い、新生児が順調に成育できるよう指導・支援を推進します。

また、乳児一般健康診査や各年齢、成長段階、発達の状況や特性に合わせた健康診査により、疾病や障害の早期発見、早期対応を図るとともに、健康診査の未受診者の把握に努め、すべての乳幼児への保健サービスの提供を目指します。

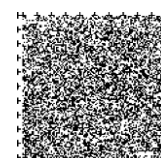
あわせて、児童虐待の予防と早期発見に努め、保護者と子どもの心に寄り添い、必要に応じ関係機関と連携して支援を行います。

【主な施策】

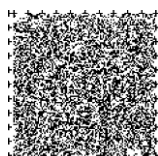
施策	母子保健推進員活動
施策概要	市内の地区から選出された母子保健推進員が、地域内の妊産婦・乳幼児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や声かけ、健診の受診勧奨を行うなど、地域で子育ての支援を行っています。地域の子育て支援として母子保健推進員による活動は重要であり、声かけ訪問等に努めるとともに、活動内容やその役割についても母子手帳交付時に対象者へ情報提供をしていきます。また、今後は研修などにより資質の向上も図り、行政と地域のパイプ役を果たしていきます。
関連課	保健課



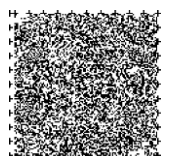
施策	母子健康手帳交付及び妊婦健康診査事業
施策概要	<p>妊娠の届出があった妊婦に対し、母子健康手帳の発行（毎週）と妊婦一般健康診査の受診票を妊娠中に14回分交付し、専門医療機関を受診することにより妊婦の健康保持・増進を図ります。</p> <p>また、母子健康手帳交付時には保健師などによる相談指導を行っており、今後も早期に交付し健全な妊娠生活が送られるように推進するとともに、子育て世代包括支援センターと連携し、ハイリスク妊婦等の支援に努めます。</p>
関連課	保健課
施策	マタニティ学級（パパママ教室）事業・ママカフェ事業
施策概要	<p>妊婦やその家族を対象に助産師・保健師・栄養士などによる健康教育や実習・講話などを行っていきます。妊娠、出産、育児に必要な情報・知識・技術を通して親になる心構えを養っていきます。また妊娠後期の教室を父親が参加しやすいように、日曜日に志布志子育て支援センターにおいて実施し、子育て支援や仲間づくりの場になるよう勧めていきます。参加された方には好評なので一人でも多くの方が参加できるよう啓発に努めていきます。</p>
関連課	保健課
施策	ハイリスク妊婦・新生児（こんには赤ちゃん）・乳幼児訪問事業
施策概要	<p>ハイリスク妊婦・全新生児（生後4か月までの赤ちゃんのいる居宅を訪問）・産婦に対して、個人に応じた相談・指導を助産師が中心となり、訪問指導を行っています。また、各種乳幼児健診・相談後の経過観察児、健診未受診児に対しても、訪問指導を行っています。今後も生活環境や健康などで不安を持つ妊産婦、経過観察児、育児不安を持つ家庭を訪問し、指導に努めていきます。</p>
関連課	保健課
施策	乳幼児健康診査事業
施策概要	<p>身体計測・診察・問診・相談などで、疾病や心身障害の早期発見を行い、早期治療・早期療育を促すとともに心身・運動・言語の発達確認を行います。乳幼児期からの栄養相談・指導、むし歯の予防、親子ふれあい遊び等の育児指導で生活習慣の自立などの大切な支援を行い、乳幼児の健全な発育発達を促すために引き続き実施してまいります。</p>
関連課	保健課
施策	産婦健康診査事業
施策概要	<p>産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1ヶ月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を医療機関等と連携し実施してまいります。</p>
関連課	保健課



施策	産後ケア事業
施策概要	産後に心身の不調又は育児不安等がある者、その他特に支援が必用な者に対して、助産院や自宅で心身ケアや育児のサポートを専門職がきめ細かい支援を行うことで、産後も安心して子育てができる支援体制を確保していきます。
関連課	保健課
施策	母子相談事業
施策概要	健康に関する来所・電話相談に常時対応できるように職員（保健師・栄養士・看護師）を配置しています。妊娠届出時及びパパママ教室の相談指導や育児不安解消の相談を行っています。また、4か月児と6～7か月児、1歳児を対象に市内3箇所です育児相談を行っています。不安が解消されない場合には訪問し、適切な機関を紹介し支援しています。妊婦・乳幼児等の健康保持、増進につながるように事業を進めていきます。妊娠・出産・子育ての相談を行い、切れ目ない支援が行えるように、子育て世代包括支援センターと連携していきます。
関連課	保健課
施策	子どもの発育発達支援事業（ぶれい教室・親子で遊ぼうデー）
施策概要	各種健診相談等で、発達障害が疑われる乳幼児が増えている傾向にあります。経過観察・フォローが必要な乳幼児を対象に行うぶれい教室（月1回）と21年度から新たに親子遊び教室（志布志子育て支援センターと通山子育て支援センター、各月1回）を実施しています。今後は内容の検討や従事者のスキルアップを図り、事業をより充実した内容にしていき、保護者が子どもとの関わり方がわかり、子どもの持っている力を伸ばしていけるように支援していきます。また、「にこにこはうす」をはじめ、発達支援事業所等との連携も図っていきます。
関連課	保健課
施策	不妊治療費の助成と不妊治療等の情報提供
施策概要	不妊で悩んでいる夫婦が増加しており、専門の相談機関が必要となっています。不妊治療を望む者に対し、良質かつ適正な保健医療サービスが提供できるよう、医療機関等の情報提供を図ります。特定不妊治療をしている夫婦に対して、不妊治療費を1年間に上限20万円5年間まで助成していきます。安心して治療に臨めるよう今後も継続していきます。可能な医療機関等の詳細については、子育てガイドブック等を通じて周知を図っていきます。
関連課	保健課



施策	歯科検診及びフッ素塗布事業
施策概要	1歳6か月児、2歳6か月児、3歳児、5歳児を対象に歯科検診を行っています。フッ素塗布を実施し、合わせて歯科衛生士による指導により、幼児の虫歯予防、かむことの必要性について啓発を行っています。5歳児以上の歯科受診率向上のために引き続き努力していきます。また、これまでの取り組みに加え、市内の保育所・認定こども園等でフッ化物洗口（年中・年長児）の取り組みが行えるよう、支援していきます。
関連課	保健課
施策	学校での歯科指導
施策概要	学校と連携をとり、校医・歯科衛生士・栄養士を中心に学年に応じた、虫歯予防・歯周病予防・かむ効用等・食生活について、引き続き健康教育等を行います。
関連課	教育委員会（学校教育課）
施策	利用者支援事業
施策概要	現在、「母子保健型」を1箇所にて実施しており、今後においても、「母子保健型」の継続実施に努め、すべての妊産婦等の状況を継続的に把握し、関係機関と協力して支援プランの策定や、子育て世代包括支援センター内で相談を受け付けるなど利用者支援を図ります。
関連課	保健課
施策	乳児家庭全戸訪問事業
施策概要	生後4か月を迎える乳児のいる家庭を保健師又は訪問員が訪問し、子育ての孤立化を防ぐために様々な悩みなどを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結びつけることを目的とした事業です。
関連課	保健課
施策	新生児聴覚検査
施策概要	新生児（生後28日以内）に対して、聴力検査を行い聴覚障害の早期発見を行います。
関連課	保健課



②食育の推進

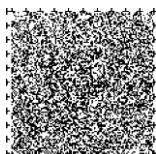
【課題と今後の方向性】

「食」は人が生きていく上で欠かすことのできない命の源であり、望ましい食習慣を定着させることは、健康的な生活習慣を形成する基本となることから、家庭や地域社会と連携した食育の推進を、積極的に進めていく必要があります。

子どもが健全な食生活の習慣を身につけるには、子どもを育てる周りの大人が食育を十分理解し、自らが率先して健全な食生活を実践することが求められます。

【主な施策】

施策	保育所等による食育指導
施策概要	保育所等に入所している児童の食育の推進など健康管理を含め、栄養面やアレルギー等に配慮した指導を進めています。また、保育所等では、食事における栄養指導やクッキング保育に取り組み、望ましい食育指導の定着に努めるとともに、今後も保護者に対して食習慣の啓発活動を行っていきます。
関連課	福祉課
施策	学校による食育指導
施策概要	子どもたちの食生活が乱れがちな現代において、学校教育の中で行われる食育は、その果たす役割はとて大きく、また、家庭での食生活も十分とはいえない家庭もある中で、専門的な知識をもつ栄養教諭の役割はとて重要です。子どもたちが、正しい食事の在り方や望ましい食習慣を身につけ、自己の健康管理ができるようになることを目標とし、学校保健委員会や家庭教育学級等を活用しながら保護者への啓発活動を行います。また、栄養教諭等を中心に学校、家庭、地域が一体となって「食育」を行っていきます。
関連課	教育委員会（学校教育課）
施策	妊婦・乳幼児栄養指導
施策概要	母体の健康及び胎児の発育、乳幼児期の栄養指導は健康と食習慣形成の上で重要であり、栄養士によるパパママ教室での栄養教育や乳幼児健診・各種相談などでの栄養指導・相談を実施しています。個人の状況や発達段階に合わせた栄養指導を進めます。また、3歳児5歳児歯科検診においては、摂食・調理体験を通し食育の推進を図っていきます。
関連課	保健課



施策	ふれあい食体験事業
施策概要	市内 10 ヶ所の保育所等の年中、年長児を対象に食育事業を行っています。食を通じた豊かな人間関係や心身の育成を図ることを目的に、栄養士による栄養指導や調理体験を実施しています。生活リズムや規則正しい食習慣の定着をめざし、保護者に対しても事業内容や食育テキストを配布するなど食の大切さについて、啓発に努めていきます。今後も効果的な事業となるよう継続していきます。
関連課	保健課

③思春期対策

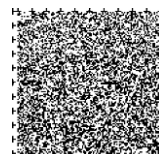
【課題と今後の方向性】

思春期は、過度のダイエットや夜更かしといった日常生活上のことだけでなく、喫煙や飲酒、性に関する問題行動や、最近問題となっている薬物乱用まで、子どもたちを取り巻く状況は決して楽観視できるものではありません。

思春期の子どもたちが、これらのリスクについて理解し、適切な対応を取ることができるようにするため家庭、学校、地域が一体となって見守ることが大切です。

【主な施策】

施策	性教育の実施
施策概要	学校教育において、児童生徒の心身の発達における男女の役割と責任を年齢に応じた生理学的・倫理的な面から理解できるように、今後も年齢に応じた性教育を進めていきます。また、LGBTといった新しい課題にも対応しながら、継続して取り組んでいきます。
関連課	教育委員会（学校教育課）



施策	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施
施策概要	学校教育において、児童生徒の心身の発達における健康で安全な生活を送るための基礎を培うため、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する認識を深め、現在及び将来において、健康で安全な生活を送る態度を育成する教育を進めています。今後も警察や、医療機関などの関係機関と連携した教育を行い、児童生徒の健康で安全な生活を築こうとする態度の育成と、保護者への啓発に努めていきます。
関連課	教育委員会（学校教育課）

施策	ふれ愛セミナー（思春期保健セミナー）の実施
施策概要	乳児とのふれあいや育児のあり方を体験し、生命の尊さを認識することにより、将来の親性の形成のみならず、将来なりたい自分をイメージし、様々な自己選択を行う力を形成するよう支援します。また、思春期の子どもの健康づくりを推進し、自分の健康への関心を高め生涯を通じた健康づくりを支援します。今後も学校との連携をとり、推進していきます。
関連課	保健課

④医療体制の充実

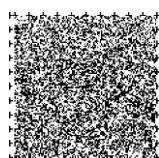
【課題と今後の方向性】

地域で安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤整備として、小児医療体制の一層の充実・確保に取り組みます。また、子育て世帯の経済的支援として、医療費助成を実施します。

また、県及び近隣の市町村、関係機関との連携のもと、小児救急医療体制の整備に積極的に取り組みます。

【主な施策】

施策	日曜祝日当番医・曾於医師会夜間救急センター
施策概要	小児救急医療体制を整えることにより、市民の安心・安全が守られるため、今後も医療の確保・充実に努めていきます。
関連課	保健課



施策	予防対策事業
施策概要	感染症の発生及び蔓延予防のため、予防接種法で定められた定期の予防接種を行っています。各予防接種は、総合的に高い接種率を維持しており、一層の接種率の向上を目指すとともに、疾病の発症及び蔓延防止に努めます。小学校では、学校医による健康診断を行い、病気の予防、保健指導等の充実を図ります。安心して相談できるよう、今後も関係機関と連携し相談体制の充実を図っていきます。
関連課	保健課

施策	子ども医療費助成事業
施策概要	子育て支援策の一環として高校生の世代までの医療費を無料化しています。子どもに係る医療費の負担を軽減することにより、今後も疾病の早期発見と早期治療を促進していきます。
関連課	福祉課

⑤スポーツ活動の推進

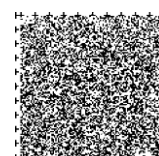
【課題と今後の方向性】

スポーツは子どもたちの体や精神を鍛え、思いやりの心や規範意識を育む効果があり、幼児期からの取り組みが必要です。

教育・保育施設における取り組みに加え、家庭や身近な地域においてもスポーツに親しめる環境の整備を図ります。

【主な施策】

施策	スポーツ活動の推進
施策概要	次代の担い手である子どもたちが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、健やかな体の育成や豊かな心の育成のため、スポーツ教室の開催やスポーツ少年団活動の推進に努めていきます。また、指導者研修・母集団研修などを実施し、子どもから高齢者まで、スポーツに親しむ環境整備に努めます。
関連課	教育委員会（生涯学習課）



施策目標 4 職業生活と家庭生活の両立の支援

現在の少子化の背景には、働き方をめぐるさまざまな課題があります。共働き世帯が増加しているにもかかわらず、働き方の選択肢が十分に整っていないことで、女性にとって未だに就労と出産・子育てが二者択一となっている状況が存在しています。

男女がともに子育てを担い、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて子育て家庭・事業所・地域全体で推進していくことが求められています。

①多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

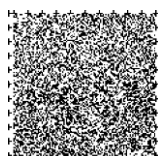
【課題と今後の方向性】

夫婦共働き世帯の増加や、子育て世代の男性の長時間労働の傾向が続く中、男女がともに働きやすく子育てしやすい環境づくりを進めることが求められていますが、育児・介護休業制度はあるものの、実際に育児休業を取得する父親は少ないのが現状です。

企業にとっては、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が企業の成長や業績に及ぼす成果を感じにくいいため、取組への動機づけが難しい状況にあります。

【主な施策】

施策	「ワーク・ライフ・バランス」意識の推進事業
施策概要	男性も女性も、家事や仕事や育児、介護の責任をともに担い、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についてあらゆる機会をとおして、市民への周知・啓発を図っていきます。
関連課	企画政策課
施策	家事・育児・介護等に男性が参画可能となるための環境整備推進事業
施策概要	仕事と家庭生活を両立するために「子育て、家事、介護は女性の役目」という固定的性別役割分担意識を解消し、女性だけではなく男性も参画していく環境づくりを目指し、市報やホームページの活用、様々な講演会・講座を積極的に推進していきます。
関連課	企画政策課
施策	企業・事業所等への労働条件の整備促進事業
施策概要	仕事と家庭を両立できる環境づくりのために、企業や事業所等に対して、育児休業制度・介護休業制度等の啓発や普及を促進していきます。
関連課	港湾商工課



②仕事と子育ての両立の推進

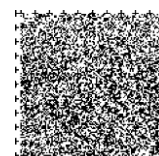
【課題と今後の方向性】

子育ての第一義的な責任は保護者にあり、可能な限り子どもと一緒にいる時間を大切にする子育てを中心とした働き方や生き方について考えることが必要です。

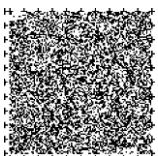
しかしながら、景気の影響などによる共働き家庭の増加やひとり親家庭などによる保育ニーズなどの就労形態の多様化に対応できるよう、延長保育や一時預かりなどの多様で弾力的な保育サービスの充実を図ります。

【主な施策】

施策	ふるさと雇用再生特別基金事業
施策概要	雇用機会を創出する事業を実施し、地域における継続的な雇用機会の確保を図っていきます。
関連課	港湾商工課
施策	緊急雇用創出事業臨時特別基金事業
施策概要	離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供していきます。
関連課	港湾商工課
施策	かごしま子育て応援企業への登録促進
施策概要	企業に、従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組むよう働きかけると共に、企業の取り組み内容を紹介しPRを図っていきます。 合同就職説明会募集案内やママカフェ等の各種事業案内に併せて啓発を図り、事業の主旨について認知度の向上に努めます。
関連課	港湾商工課
施策	延長保育事業（再掲）
施策概要	保護者の労働等のため、通常の保育所・認定こども園の開所時間や開所日以外において児童の保育を希望する場合に行う事業です。 市内12の施設において、保護者の要望に応じ対応しています。今後もニーズに応じ実施していきます。
関連課	福祉課



施策	病児・病後児保育事業（再掲）
施策概要	保育所・認定こども園に入所中の児童が病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間、その児童を保育所、病院等の専用スペースにおいて一時的に預かる事業であり、保育士や看護師を配置し、支援しています。 現在、実施されている病児保育事業を引き続き継続して実施していくとともに、有明地区、松山地区においても、病児・病後児保育事業の実施に向け、関係機関と協議を進めます。
関連課	福祉課



施策目標5 子どもの権利を尊重する社会の実現

様々な事情により支援の必要性が高いすべての子どもに対して、家族はもとより、地域や行政を含むすべての人や機関が手を差し伸べ支えることが大切です。

いじめや不登校、引きこもりなど、子どもをめぐる問題は数多くありこのような課題に対しても適切な対応が迅速にできるよう体制を整えていく必要があります。

ひとり親家庭に対しては、親が安心して子育てをしながら就労できるよう、適切な支援と相談体制の充実を図ります。

障がいにより、日常生活や社会活動で多くの制約を受けている子どもについては、ノーマライゼーションの理念の下、家庭や地域で安心して暮らせる地域社会づくりを行うことでその制約を少しずつでも取り除いていくことが大切です。

対象となる障がいは多様化、複雑化していますが、それらに対応できる体制を整えていく必要があります。

① 児童虐待防止対策の充実

【課題と今後の方向性】

子どもたちへの虐待は、夫婦関係の不和などの家庭関係上のストレス、失業や借金などの経済的問題、保護者や子どもの健康問題、近隣からの孤立など、多くの課題が複合的に作用して発生するため、関係機関が家族の抱える課題について一体となって家庭を支援することが大切です。

【主な施策】

施策	児童虐待早期発見事業
施策概要	妊娠届時から乳幼児健診まで、問診項目で生活・子育て環境を把握し、子育て支援の必要な親の早期発見、早期支援に更に努めます。また、児童虐待等の問題に適切に対応できるよう、今後は、子育て世代包括支援センターを中心に、現在でも実施している保育所・認定こども園等の訪問や、すべての妊婦への生活環境・子育て環境等の聞き取り等を継続し、早期発見につなげていきます。
関連課	保健課

施策	要保護児童対策地域協議会
施策概要	地域協議会を設置した事により、関係機関の連携が取れ、虐待の早期発見・早期対応につながり、多様な援助が可能になります。引き続き、毎年代表者会議を開催し、支援の必要な親子を保育所等・学校・地域と連携して情報を共有し、支援の必要なケースが発生した場合には迅速にケース会議を開催するなど早急な対応を行ないます。
関連課	福祉課



②ひとり親家庭等の支援の推進

【課題と今後の方向性】

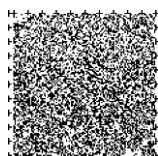
ひとり親家庭が増加している中で、子どもの健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開に加え、自立に向けた就業支援を効果的に行う必要があります。

ひとり親家庭の親の就業に向けた資格取得を支援するため、職業能力向上のための訓練や求職活動の相談等について、公共職業安定所等と連携し、効果的に行う体制の充実に努めます。

また、母子・父子福祉団体の自主的な活動を支援するとともに、育児・家事等の家庭機能を援護し、安定した生活を維持できるよう努めます。

【主な施策】

施策	母子生活支援施設（南風寮）
施策概要	配偶者のいない女子、またはこれに準ずる事情にある女子を入所させて保護し、自立を支援していきます。
関連課	福祉課
施策	自立支援教育訓練給付金事業
施策概要	ひとり親家庭の親の主体的な職業能力開発の取組を支援し、母子・父子家庭の自立の促進を図るため、指定された就労のための講座を受講したひとり親家庭の親に対して、その受講料の一部を支給します。これからもひとり親家庭に対して事業の周知を図っていきます。
関連課	福祉課
施策	高等技能訓練促進費等事業
施策概要	ひとり親家庭の親の円滑な就職活動の支援、かつ、生活の安定につなげる資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について促進費を支給することにより、生活の負担軽減を図ります。また、養成機関への入学時における負担を考慮し、入学支援修了一時金を修了後に支給します。これからもひとり親に対して事業の周知を図っていきます。
関連課	福祉課
施策	ひとり親家庭医療費助成事業
施策概要	ひとり親家庭が安定した生活を送れるよう、経済的な支援を目的として、医療費の自己負担分を全額助成します。
関連課	福祉課



施策	児童扶養手当
施策概要	<p>児童扶養手当は、離婚等による母子・父子家庭に対し、18歳までの児童を扶養するための手当として支給しています。</p> <p>今後も父母の離婚などによりひとり親家庭となった児童、重度の障がいがある父又は母をもつ児童若しくは父又は母にかわって児童を養育している家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため、児童の父若しくは母、又は父母に代わってその児童を養育している人に対し手当を行いません。</p>
関連課	福祉課

③障がい児施策の充実

【課題と今後の方向性】

障がいのある子どもが地域の中で健やかに育つために、障がいのない子どもと共に成長できるよう配慮するとともに、親子の意向を尊重し、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な保育、教育を行うよう努める必要があります。

医療的ケア児とその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるように、保健、医療、福祉、教育、保育などの関係機関等が連携し、地域における情報の共有や課題の整理を行うとともに、地域資源の開発など支援体制の構築に取り組みます。

【主な施策】

施策	障害児保育事業
施策概要	<p>保護者の労働又は疾病などの理由により、保育に欠ける障がい児の保育を行うとともに、障がい児が安心して保育を受けられる環境づくりを進めてきました。今後も継続して保育所・認定こども園等及び放課後児童クラブで障がい児の保育を推進するとともに、その環境づくりの充実を目指していきます。</p>
関連課	福祉課

施策	障害児福祉事業
施策概要	<p>特別児童扶養手当は精神または身体に身体に中度以上の重度の障がいを有する為、日常において常時介護を必要とするか、あるいは障がいの状態にある20歳未満の児童を扶養している家庭に支給される手当です。また、障害児福祉手当は在宅の重度障害児に支給される手当です。そのほか、重度心身障害児に対しては、医療費助成・日常生活用具（紙おむつ等）・補装具（補聴器等）の給付と修理を行っています。</p> <p>今後は、小児慢性疾患者の安心安全な日常生活の支援として、小児慢性疾患者日常生活用具給付事業の実施も検討していきます。</p>
関連課	福祉課



施策	療育事業
施策概要	<p>現在、市内3事業所において療育を実施しており、健診時の子どもの発育・発達を子育て支援センター、保育所、認定こども園等と市の保健師が連携をとりながら、支援が必要な子どもたちのサービス利用や早期発見、早期療育を目的に、集団生活への適応訓練を家族に対して必要な指導助言等を行なっています。今後も障がいのある子ども及び疑われる子どもへ切れ目のない適切な療育事業が施されるよう、市内の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、関係行政機関との協議の充実を図るとともに、障がい児福祉サービスの体制の確保を目的とした「障がい児福祉計画」に基づき、療育事業の充実に努めます。</p>
関連課	福祉課

施策	発育・発達相談事業（県事業）
施策概要	<p>乳幼児健診などにより、発育・発達の遅れが疑われる子どもを対象に、児童相談所の「巡回療育相談」等を県が実施しています。障がいの早期発見、早期療育さらに親の不安の軽減に結びつくことから、今後も対象者の把握と関係づくりに努め事業の紹介をしていきます。</p>
関連課	福祉課

施策	特別支援教育
施策概要	<p>学習障害（LD）・注意欠陥・多動性障害（ADHD）・高機能自閉症・広汎性発達障害ならびに知的障害のある子どもたちへの支援を図っていきます。また、関係諸機関と連携を図りながら就学指導の充実を図るとともに、特別支援学級の開設ならびに特別支援教育支援員の配置に努めていきます。</p>
関連課	教育委員会（学校教育課）

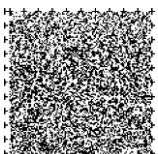
④子育て家庭の負担軽減

【課題と今後の方向性】

経済環境の悪化により、子どもを養育している家庭にとっては、子育てにかかる費用の負担も大きくなってきています。

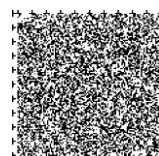
本市では、保育所、認定こども園等にかかる費用の助成や奨学金の貸付け、医療費の助成、国の制度に基づく各種手当の支給等を行っています。

このため、引き続き、経済的支援の充実や各種制度の住民への通知など子育て家庭への一層の支援が必要です。



【主な施策】

施策	保育所等の保育料の負担軽減
施策概要	子育てにかかる保護者負担の軽減を目的として、本市の保育料は、国の保育料の4割軽減を実施してきました。 幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳から5歳のすべての児童の保育料と、0歳から2歳の住民税非課税世帯の児童の保育料が無償化されたことに伴い、無償化の対象とならない0歳から2歳の住民税課税世帯の児童の保育料を軽減し、保育料の負担軽減を図ります。
関連課	福祉課
施策	児童手当の支援事業
施策概要	家庭生活の安定と次代を担う児童の健全育成、資質向上を図るため、中学校修了までの児童を養育している人に手当を支給します。
関連課	福祉課
施策	出産祝金支給事業
施策概要	少子化対策の一環として出産を奨励するとともに、子どもの健やかな成長を願うため、本市に住所を有する人で、子どもを出産した母親に祝い金を支給していきます。取り組みの内容については、市全体の子育て支援策の取り組みを総合的に考慮したうえで検討していきます。
関連課	福祉課
施策	実費徴収に係る補足給付を行う事業
施策概要	一部の市外の特定教育・保育施設の利用者につき、副食費の助成を行っていません。現在、本市では実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。
関連課	福祉課



施策目標6 子どもと子育てにやさしい地域環境の整備

子どもを安心して産み育てるための住環境、道路・交通環境等の整備や、子どもの安全を確保するための交通安全教育や犯罪の未然防止の取組を進めます。

①良質な居住環境の確保

【課題と今後の方向性】

ベビーカーや荷物の運搬などの階段昇降をはじめ、最近では、赤ちゃんや子どもの声を生活騒音と捉えられるなど子育て家庭の居住環境には多くの制約があり、良質なファミリー向け賃貸住宅の確保などの取組が必要です。

【主な施策】

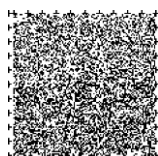
施策	市営住宅の確保
施策概要	老朽化住宅については、志布志市住生活基本計画に基づき、民間対話等による新たな住宅整備施策等を検討しながら、計画的な建替え、補修、改造等を行い、安全で安心して生活できる住宅の確保を図っていきます。
関連課	建設課
施策	定住促進住宅整備
施策概要	良好な居住環境の整備により若者の移住・定住を図るため、宅地の分譲を促進していきます。
関連課	企画政策課

②安全・安心のまちづくりの推進

【課題と今後の方向性】

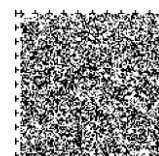
子どもや妊産婦をはじめ、あらゆる人が安心して外出できるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等に基づき、道路、公園、公共交通機関などにおけるスロープの設置や段差の解消等のバリアフリー化などの取組を進め、子育て家庭の外出を支援します。

また、子どもが交通事故や犯罪等の被害に遭わないように、通学路における歩道設置など交通安全施設の整備、交通安全対策、地域ぐるみでの防犯対策に引き続き取り組めます。



【主な施策】

施策	安全な歩道整備事業
施策概要	子ども連れの親等が、安心、安全に通行できる道路空間を確保し、地域の現状を十分把握しながら信号機・標識の適正な整備を促進し、防護柵の設置等交通安全のための整備を推進します。また、通学路の安全対策については、学校及び地域、警察と連携して対策を講じていきます。
関連課	建設課
施策	公共建築物のユニバーサルデザインの推進
施策概要	新たに建設される公共建築物については、多目的トイレの設置に努めます。施設によりトイレ内にベビーシートを設けることや、女性用トイレにも小児用小便器を設置するなど、整備を図っていきます。
関連課	建設課
施策	公園トイレ整備事業
施策概要	子育て世帯が安心して利用できるように、見た目にも優しく、明るいトイレの整備を目指すとともに、ベビーカー・車椅子等で楽に入れ、誰もが気持ちよく利用できるような維持管理に努めていきます。
関連課	建設課
施策	子どもの遊び場の整備
施策概要	公園を、子どもやお年よりはもちろん、障がいのある方にも安心して気持ちよく使用してもらえるように、地域住民の意見を取り入れながら整備を進めていきます。また、遊具等については、子どもたちが安全に利用できるよう整備し、適正な管理に努めていきます。
関連課	建設課
施策	交通安全教室
施策概要	子どもを対象として、ダミーや自転車を使った参加・体験・実践型の交通安全教室の充実に努めていきます。
関連課	総務課
施策	交通安全の確保
施策概要	交通安全の講習会を実施し、普及活動を行う事業です。関係機関と連絡を取りながら、子ども等の交通安全対策に努めていきます。
関連課	総務課



施策	街頭補導活動事業
----	----------

施策概要	青少年の非行防止のため、地域での取組を支援していくとともに、家庭、地域の協力を得ながら関係機関と連携を図り、地域ボランティア・父母連絡会や単位PTAによる街頭補導指導、学校の長期休業日や祭典時の特別街頭補導を行っています。これら非行防止のための連携を強化し、防止活動の充実を推進していきます。
------	--

関連課	教育委員会（生涯学習課）
-----	--------------

③子どもを取巻く有害環境対策の推進

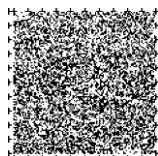
【課題と今後の方向性】

パソコンやスマートフォン等の急速な普及により、インターネットの掲示板やソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)*の利用によるいじめやトラブルなど、大人から見えにくい形での新たな有害環境課題が発生しています。

また、子どもたちの身近な場所において、性や暴力等に関する情報が容易に入手できる環境にあり、子どもに対する悪影響が懸念されています。

インターネット上の有害情報やいじめから子どもたちを守るため、子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリングソフト・サービスなどの普及に努めるとともに、地域や学校、家庭における情報モラル教育の推進に取り組み、子どもにとって良好な環境づくりを目指します。

※個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。



第5章 事業計画（子ども・子育て支援事業計画）

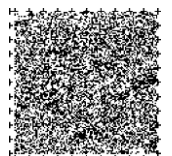
1 子ども・子育て支援新制度概要及び前提条件について

子ども・子育て支援新制度では、以下の子ども・子育てに係るサービス・事業を提供することとしています。

◆ 子育て支援の給付と事業の全体像



※子ども・子育て支援新制度：平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」など子ども・子育て関連3法に基づく制度。平成27年4月より本格施行。



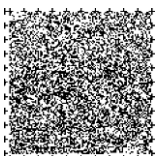
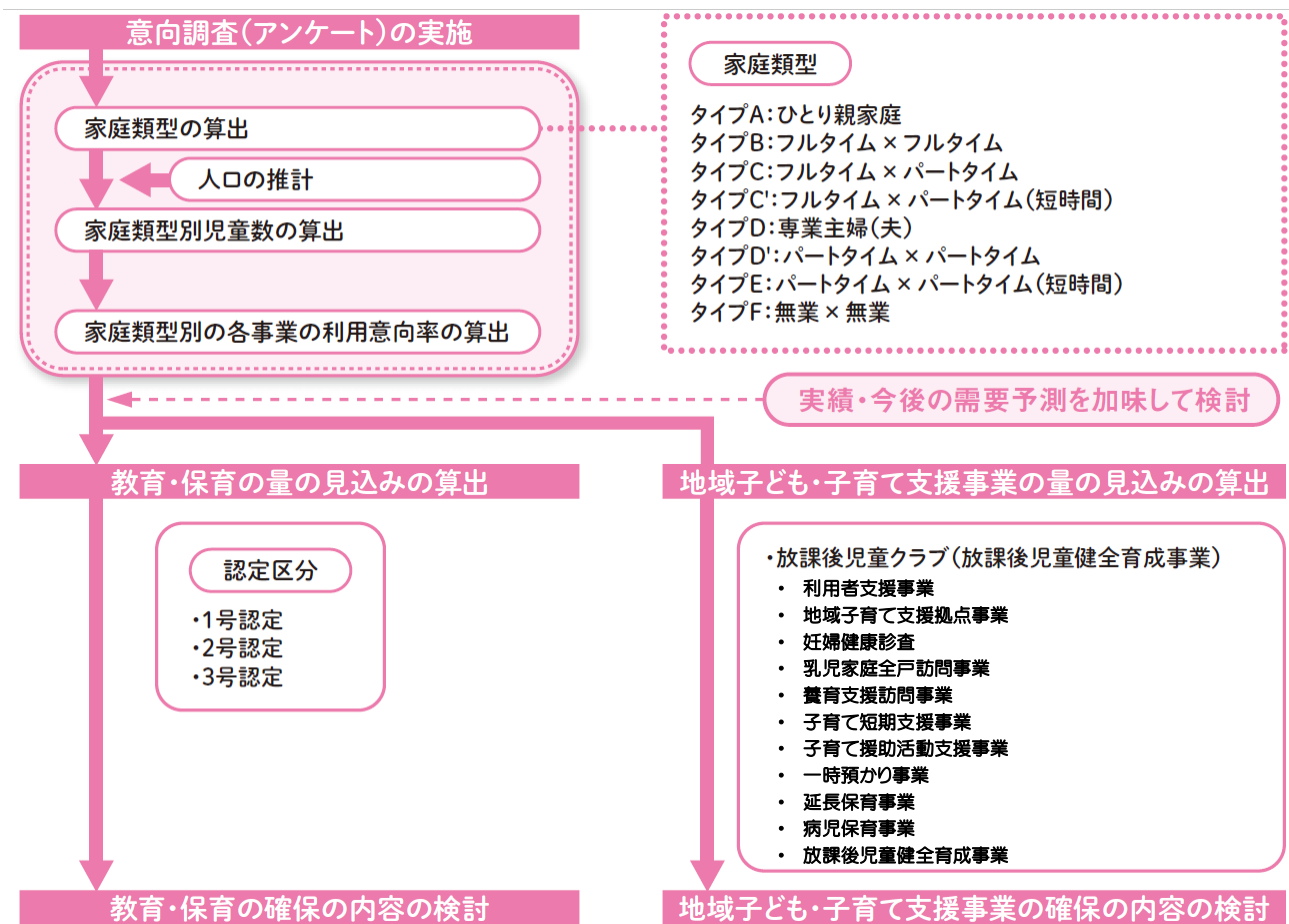
子ども・子育て支援新制度において、保護者が子どものための教育・保育給付（施設型給付及び地域型保育給付）を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は次の3区分です。

◆ 認定区分

	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上の小学校就学前の子ども		満3歳未満の小学校就学前の子ども
対象条件	2号認定の子ども以外	保護者の就労または疾病その他の内閣府令で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	

国の指針に基づき、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、令和2年度からの5年間における「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容、実施時期などを盛り込むこととなっています。本市では、平成30年度に実施したニーズ調査をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを総合的に判断し、量の見込みを設定しました。

◆ 量の見込みの算出手順

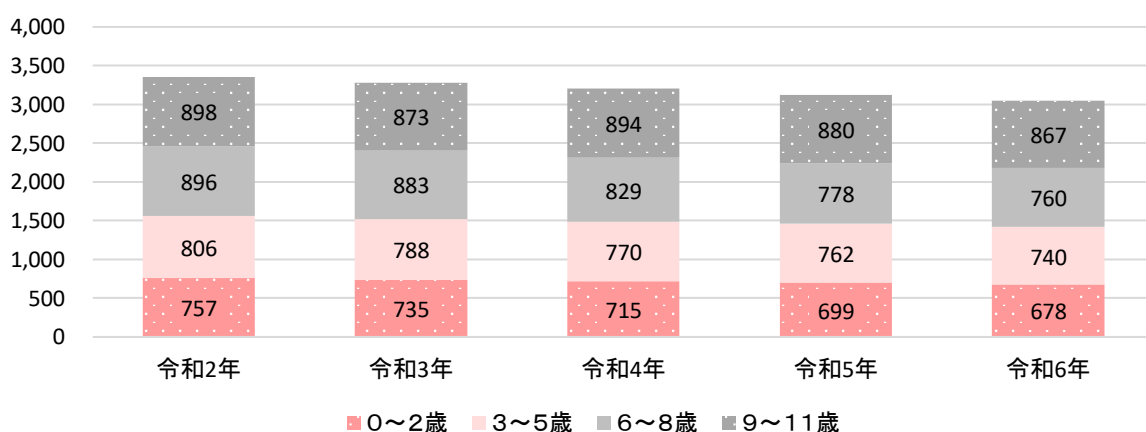


国の算出手引きに基づき、量の見込み及び確保の内容の算定の基礎となる令和2～6年度までの人口推計は、平成26～30年の住民基本台帳をもとに、コーホート変化率法により算出しました。
※

※コーホート変化率法とは、ある一定期間における人口の変化率に着目し、その間の人口変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法である。

◆ 年齢区分別児童人口推計

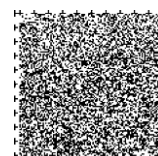
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	241	237	230	225	216
1歳	250	241	237	230	225
2歳	266	257	248	244	237
3歳	254	264	255	246	242
4歳	274	255	265	256	247
5歳	278	269	250	260	251
6歳	297	274	265	246	256
7歳	316	294	271	262	243
8歳	283	315	293	270	261
9歳	306	281	313	291	268
10歳	291	305	280	312	290
11歳	301	287	301	277	309
合計	3,357	3,279	3,208	3,119	3,045



2 教育・保育の提供区域の設定

本市では、教育・保育の区域は、区域内の量の見込み、量の調整に柔軟に対応できることや、利用者の細やかなニーズ（勤務状況に合わせた保育所等利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できること、特色のある教育・保育を利用者が選べるなどのメリットから、市全域（1区域）で教育・保育の量の見込みを定めていきます。

志布志市における教育・保育の提供区域：1区域



3 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設および地域型保育事業による確保の内容および実施時期（確保方策）」を設定します。

教育・保育の量の見込みは、令和6年度時点で1号認定（幼稚園・認定こども園）が122人、2号認定（保育所・認定こども園等）が611人、3号認定（保育所・認定こども園等）が420人、合計1,153人の利用が見込まれます。

教育・保育の量の見込み

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1号認定（幼稚園・認定こども園）（a）	133	129	126	125	122	
【3～5歳】	1号認定	120	117	114	113	111
	2号認定(教育ニーズ)	13	12	12	12	11
2号認定（保育所・認定こども園等）（b）	665	651	636	629	611	
【3～5歳】	保育ニーズ	665	651	636	629	611
3号認定（保育所・認定こども園等）（c）	466	451	440	430	420	
【0～2歳】	0歳児	65	64	63	62	61
	1-2歳児	401	387	377	368	359
2号認定(保育ニーズ)+3号認定	1,131	1,102	1,076	1,059	1,031	
合計(a+b+c)	1,264	1,231	1,202	1,184	1,153	

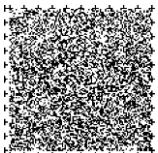
(1) 1号認定の確保方策

1号認定は、幼稚園、認定こども園にて対応します。

令和6年度の確保方策は305人で、計画期間中の量の見込みの122人の確保は可能です。

1号認定（幼稚園・認定こども園）量の見込み・確保方策

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	133	129	126	125	122
②確保方策(利用定員数)	305	305	305	305	305
	幼稚園	35	35	35	35
	認定こども園	270	270	270	270
②-①過不足	172	176	179	180	183



(2) 2号認定の確保方策

2号認定は、「認可保育所」、「認定こども園」、「企業主導型保育施設（地域枠）」で対応します。

令和6年度の確保方策は644人で、計画期間中の量の見込みの611人の確保は可能です。なお、令和3年度までは確保不足が生じますが、弾力化運用等により、量の見込みの確保は可能です。

2号認定(保育ニーズ)量の見込み・確保方策

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	665	651	636	629	611
②確保方策(利用定員数)	644	644	644	644	644
認可保育所	165	165	165	165	165
認定こども園	477	477	477	477	477
企業主導型保育施設(地域枠)	2	2	2	2	2
②-①過不足	-21	-7	8	15	33

(3) 3号認定の確保方策

3号認定は、「認可保育所」、「認定こども園」、「企業主導型保育施設（地域枠）」で対応します。

0歳においては、令和6年度の確保方策は118人で、計画期間中の量の見込みの61人の確保は可能です。1～2歳においては、令和6年度の確保方策は394人で、計画期間中の量の見込みの359人の確保は可能です。なお、令和2年度は確保不足が生じますが、弾力化運用等により、量の見込みの確保は可能です。

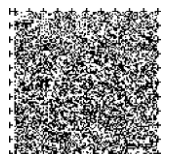
3号認定(0歳児・1-2歳児)量の見込み・確保方策

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	65	401	64	387	63	377	62	368	61	359
②確保方策(利用定員数)	118	394	118	394	118	394	118	394	118	394
認可保育所	32	83	32	83	32	83	32	83	32	83
認定こども園	79	309	79	309	79	309	79	309	79	309
企業主導型保育施設(地域枠)	7	2	7	2	7	2	7	2	7	2
②-①過不足	53	-7	54	7	55	17	56	26	57	35

保育利用率の目標設定

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	49.0%	49.8%	51.3%	52.4%	54.6%
1～2歳	76.4%	79.1%	81.2%	83.1%	85.3%
0～2歳	67.6%	69.7%	71.6%	73.2%	75.5%

保育利用率:各利用定員数/各年齢の推計人口



4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

3つの事業類型

基本型

○「基本型」は、「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。

【利用者支援】
地域子育て支援拠点等の身近な場所で、

- 子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
- 子育て支援に関する情報の収集・提供
- 子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援

→当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

【地域連携】

- より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域との関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
- 地域に展開する子育て支援資源の育成
- 地域に必要な社会資源の開発等

→地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置
※子ども・子育て支援に関する事業（地域子育て支援拠点事業など）の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

特定型（いわゆる「保育コンサルジュ」）

○主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置
※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

母子保健型

○主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う

《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置

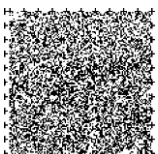
【確保の方針】

現在、本市では「母子保健型」を1箇所にて実施しています。

今後においても、「母子保健型」の継続実施に努め、すべての妊産婦等の状況を継続的に把握し、関係機関と協力して支援プランの策定や、子育て世代包括支援センター内で相談を受け付けるなど利用者支援を図ります。

【基本型・特定型】	実績 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（箇所）	-	-	-	-	-	-
確保方策（箇所）	-	-	-	-	-	-

【母子保健型】	実績 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（箇所）	1	1	1	1	1	1
確保方策（箇所）	1	1	1	1	1	1



(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

	一般型	連携型
機能	常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村(特別区を含む) (社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可)	
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ③地域の子育て関連情報の提供	②子育て等に関する相談・援助の実施 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施形態	基本事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施	基本事業を児童福祉施設等で従事する子育て中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施
加算の対象となる取組	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施 ●出張ひろばの実施 常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に出向き、出張ひろばを開設 ●地域支援の取組の実施* ①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 ②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 ③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組 ④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組 	●地域の子育て力を高める取組の実施 拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(2名以上)	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(1名以上)に児童福祉施設等の職員が協力して実施
実施場所	保育所、公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室等を活用	児童福祉施設等
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日/1日5時間以上	週3～4日、週5～7日/1日3時間以上

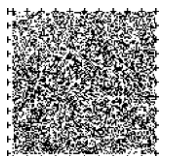
【確保の方針】

現在、本市では、一般型を2箇所において実施しており、今後も同様の実施に努めます。

計画最終年の令和6年度では、3,992人の利用が見込まれています。

子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助に努め、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちの支援に努めます。

	実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	4,065	4,457	4,328	4,210	4,116	3,992
確保方策(人)	4,065	4,457	4,353	4,259	4,141	4,043
施設数(箇所)	2	2	2	2	2	2



(3) 妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【確保の方針】

計画最終年の令和6年度では、3,030人日の利用が見込まれています。

妊娠届け出数の減少が見込まれていますが、今後も母子手帳交付時等に周知及び受診勧奨に取り組めます。

	実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	2,624	3,050	3,045	3,040	3,035	3,030
確保方策(人日)	2,624	3,050	3,045	3,040	3,035	3,030

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

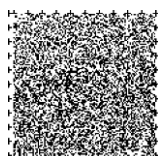
生後4箇月を迎える乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために様々な悩みなどを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結びつけることを目的とした事業です。

【確保の方針】

計画最終年の令和6年度では、216人の利用が見込まれています。

乳児のいる家庭を保健師又は訪問員が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供に努めます。

	実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	224	241	237	230	225	216
確保方策(人)	224	241	235	230	224	219



(5) 養育支援訪問事業

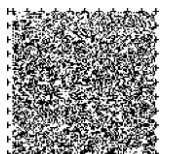
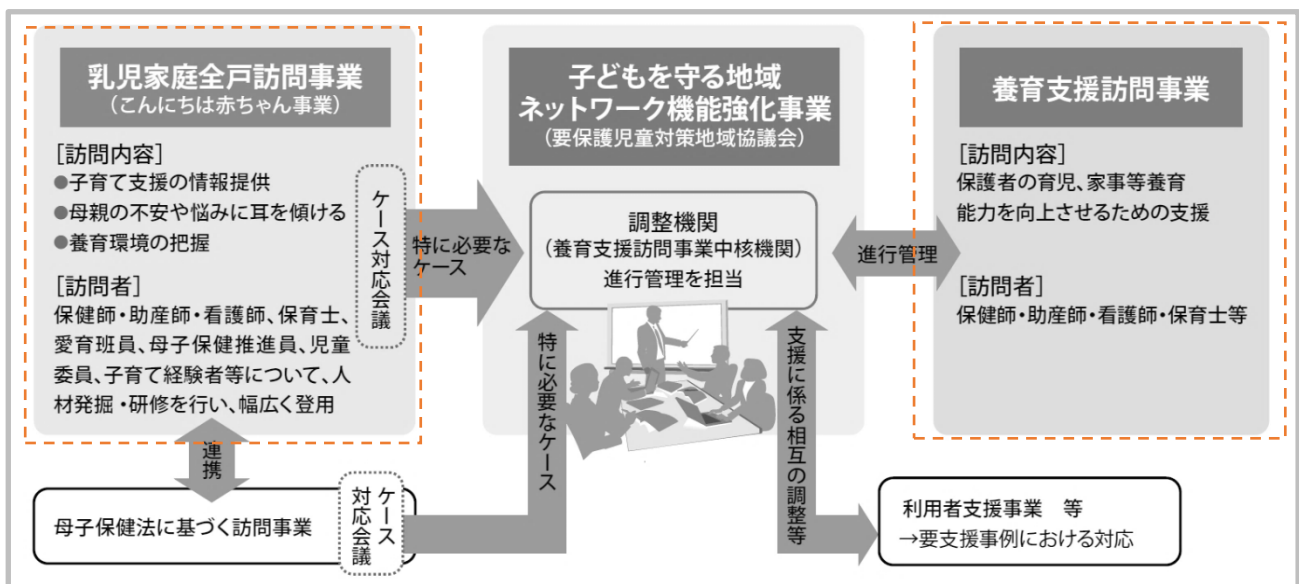
【事業概要】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【確保の方針】

事業としての実施計画はありませんが、乳児家庭全戸訪問事業及び乳児健康診査等から支援が必要なケースについて、関係機関と連携し支援を図ります。

	実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	-	-	-	-	-	-
確保方策(人)	-	-	-	-	-	-



(6) 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。

短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

夜間養護等(トワイライトステイ)事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

【確保の方針】

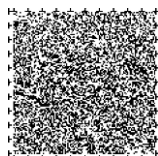
現在、本市では短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）は、3箇所において実施しており、今後も同様の実施に取り組みます。

計画最終年の令和6年度では、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）37人の利用が見込まれます。

保護者の病気、疲労等により家庭で養育することが一般的に困難になった児童の一時的な預かりに努めます。

【ショートステイ】	実績 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）	0	41	40	39	38	37
確保方策（人日）	0	41	40	39	38	37
確保方策（箇所）	3	3	3	3	3	3

【トワイライトステイ】	実績 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）	-	-	-	-	-	-
確保方策（人日）	-	-	-	-	-	-
確保方策（箇所）	-	-	-	-	-	-



(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【確保の方針】

現在、本市では1箇所において実施しており、今後も同様の実施に努めます。

計画最終年の令和6年度では、154人の利用が見込まれています。

より安全な援助活動を行うため、提供会員の知識及び技能の向上の支援に取り組みます。

	実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）	165	170	166	162	159	154
確保方策（人日）	165	170	166	162	159	154
確保方策（箇所）	1	1	1	1	1	1

(8) 一時預かり事業

【事業概要】

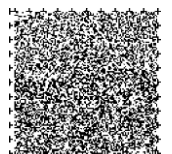
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所・認定こども園等、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【確保の方針】

現在、本市では、幼稚園型の一時預かりを2箇所にて実施しており、今後も同様の実施に努めます。

計画最終年の令和6年度では、幼稚園型17,107人日の利用が見込まれています。

保護者の就労や、疾病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消のため、一時的な保育に努めます。



【幼稚園型】		実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (人日)	1号認定	18,379	18,790	18,327	17,881	17,623	17,107
	2号認定	-	-	-	-	-	-
	計	18,379	18,790	18,327	17,881	17,623	17,107
確保方策(人日)		18,379	18,790	18,327	17,881	17,623	17,107
施設数(箇所)		2	2	2	2	2	2

【幼稚園型を除く】		実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)		-	-	-	-	-	-
確保方策(人日)		-	-	-	-	-	-
施設数(箇所)		-	-	-	-	-	-

(9) 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所・認定こども園において保育を実施する事業です。

【確保の方針】

現在、本市では12箇所において実施しており、今後も同様の実施に努めます。

計画最終年の令和6年度では、537人の利用が見込まれています。

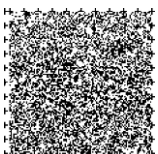
就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長した保育に努めます。

	実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	463	591	576	562	553	537
確保方策(人)	463	591	578	565	550	537
施設数(箇所)	12	12	12	12	12	12

(10) 病児保育事業

【事業概要】

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。



	病児対応型・病後児対応型	体調不良児対応型	非施設型(訪問型)
事業内容	地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業	地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業
対象児童	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから(病後児の場合は、病気の回復期であり)、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳幼児又は小学校に就学している児童	事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童	病児及び病後児
実施要件	<ul style="list-style-type: none"> ●看護師等:利用児童おおむね10人につき1名以上配置 保育士:利用児童おおむね3人につき1名以上配置 ●病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設等 	<ul style="list-style-type: none"> ●看護師等を常時1名以上配置(預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度) ●保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所等 	<ul style="list-style-type: none"> ●預かる病児の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか1名に対して、1名程度とすること等

【確保の方針】

現在、本市では1箇所において実施しており、今後も同様の実施に努めます。

計画最終年の令和6年度では、512人の利用が見込まれています。

仕事等の理由で、保護者が病気中の子ども(小学6年生まで)を家庭で保育できない場合に、市が委託した機関で一時的に保育し、保護者の子育てと就労の両立の支援に努めます。

	実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	585	565	550	536	528	512
確保方策(人日)	585	565	552	540	525	512
確保方策(箇所)	1	1	1	1	1	1

(11) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

【事業概要】

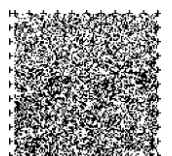
保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【確保の方針】

現在、本市では23箇所において実施しており、今後においても同様の実施に努めます。

なお、計画最終年の令和6年度では、697人の利用が見込まれています。

国の「新・放課後子ども総合プラン」に沿って、放課後子ども教室と放課後児童クラブの関係者が情報共有を図るなど連携して放課後子ども対策に取り組みます。

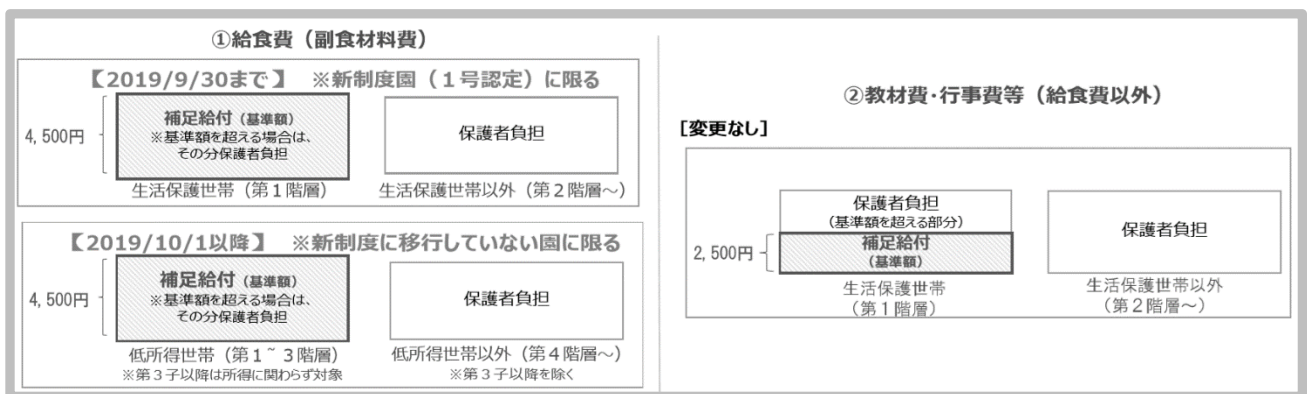


		実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (人)		647	790	775	747	712	697
	1年生	183	238	234	225	215	210
	2年生	171	189	185	179	170	167
	3年生	129	161	158	152	145	142
	4年生	91	109	107	103	98	96
	5年生	50	53	52	50	48	47
	6年生	23	40	39	38	36	35
確保方策(人)		647	790	790	790	790	790
施設数(箇所)		23	23	23	23	23	23

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

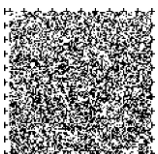
【事業概要】

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている①食事の提供に要する費用及び②日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。



【確保の方針】

一部の市外の特設教育・保育施設の利用者につき、副食費の助成を行っています。現在、本市では実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。



(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

1 新規参入施設等への巡回支援

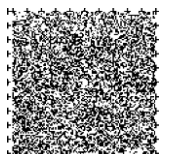
目的	「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様な保育の提供を進める際に、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者への支援を行い、地域ニーズに即した保育等の事業の拡大を図ります。
事業内容	新規参入事業者に対し、当該施設等における事業の推進状況等に応じて、市町村の支援チームにより、次の①～⑤のいずれか1つ又は複数の事業を実施するものとします。 ①事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援等を行う事業 ②事業開始後、事業運営が軌道に乗るまでの当面の間、保護者や地域住民との関係構築や、利用児童への対応等に関する実地支援、相談・助言等を行う事業 ③小規模保育事業の連携施設のあっせんなど、事業実施に当たっての連携先の紹介等を行う事業 ④小規模保育事業の連携施設に係る経過措置として、支援チーム自らが連携施設に代わる巡回支援等を行う事業 ⑤その他、新規参入事業者が円滑に事業を実施できるよう、市町村が適当と認めた事業
支援対象	保育所、小規模保育事業、認定こども園を始め、一時預かりや地域子育て支援拠点事業などの子育て支援事業に新規に参入する事業者であって、市町村において支援が必要と認めた事業者

2 認定こども園特別支援教育・保育経費

目的	多様な事業者による事業実施を促進するため、私学助成(特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員(幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者)の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図ります。
実施場所	私立認定こども園
対象となる子ども	次の①～③の要件を満たすと市町村が認める特別な支援が必要な子ども ①日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することが可能であること ②特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象であること、又は健康面、発達面において特別な支援が必要であること ③下記表(対象となる施設)に掲げる認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定の区分に該当する者であること
補助要件	当該認定こども園において、2人以上の障害児(私学助成(特別支援教育経費)または障害児保育事業の対象となる子どもを含む)を受け入れていること

【確保の方針】

現在、本市では実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。



5 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策

保育所・認定こども園等でこれまで培ってきた知識・技能を生かしつつ、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供します。

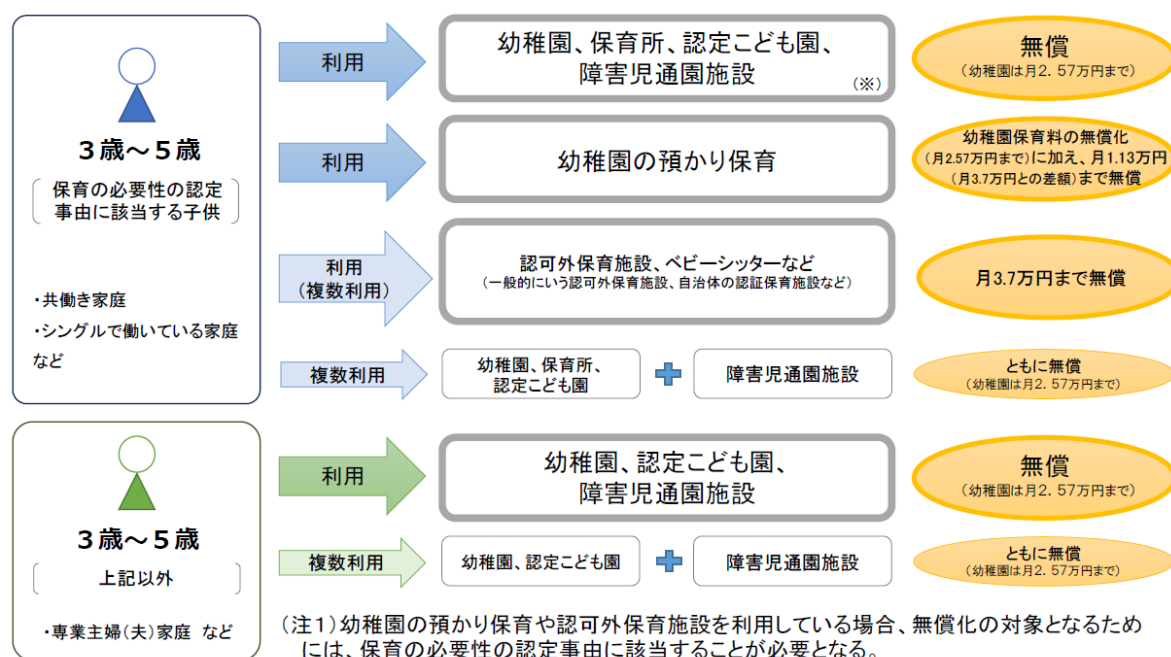
特定教育保育施設においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化しつつ、市内の施設全体として、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

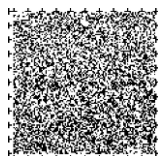
幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた保育所・認定こども園等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけられていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

このことを踏まえ、本市では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、鹿児島県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4,2万円まで無償。



7 その他推進方策

(1) 産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に保育所・認定こども園等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

また、ニーズ調査結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを踏まえ、計画的に施設整備を行います。

(2) 労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の施策との連携

多様な生き方・働き方が浸透する中、家族との時間を大切にする働き方も重視されており、働き方の見直しを進め、職場優先の意識を解消し、家族との時間を大切にできる職場環境づくりの促進に継続して取り組みます。

具体的には、育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向けた企業を含めた関係機関での取り組みを継続します。

また、父親が子育てに参加できるような各種講座を開催するなど、すべての人が多様な働き方、特に仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方が選択できるよう、社会全体で支える環境の整備に努めます。

(3) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

① 児童虐待防止対策の充実

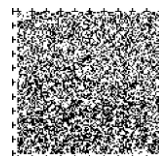
要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制の整備等のきめ細やかな対応を一層充実し、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組を進めます。なお、必要に応じ「子ども家庭総合支援拠点」の整備を検討します。

また、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、自主事業として取り組んでいる養育支援事業につなげていきます。

② 社会的養護体制の維持・確保

保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行う社会的養護体制を整備しています。

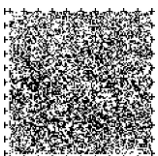
今後も、子どもが健やかに成長するため、関係機関の理解と協力を通じ、地域の中で社会的養護が行える体制の維持確保に努めます。



③障がい児施策の充実

障がい児施策は、教育・保育等に携わるものの専門性の向上、専門家の協力で、子どもが将来的に自立し社会参加するための力を培うため、各施策（「第4章 基本目標ごとの取り組み」に記載）を連携し、総合的に推進します。

医療的ケア児とその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるように、保健、医療、福祉、教育、保育などの関係機関等が連携し、地域における情報の共有や課題の整理を行うとともに、地域資源の開発など支援体制の構築に取り組みます。



8 国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく本市の取組について

すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国は「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備の方向性が示されています。

本市においても、前述の放課後児童クラブの量の見込み（必要事業量）に対する確保方策を推進するほか、放課後子供教室についても、令和6年度までに既存の教室を基礎として、保護者の就労の有無に関わらない、児童の安全・安心な居場所づくりに努めます。

なお、新・放課後子ども総合プランの推進にあたっては、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施についても検討していくほか、確保方策としては、小学校の余裕教室の活用等も検討しつつ、市の教育部門と福祉部門が連携して取り組んでいきます。

背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

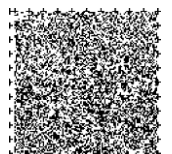
「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

（1）放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

（放課後児童クラブ）

平成30年度に国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、学年ごとの量の見込みを行い、女性就業率の上昇、共働き世帯の増加に伴う学童保育のニーズに対応する体制の確保に努めます。放課後児童クラブについては、現在、23箇所で行っています。



(放課後子ども教室)

地域の実情に合わせ、放課後子供教室の実施等や小学校区内の余裕教室等の活用を含め、児童の放課後の居場所が確保できるように努めます。

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2023年度に達成されるべき目標事業量

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、今後、保護者のニーズ、地域の動向を踏まえ事業実施の必要性を関係機関で協議し、地域の実情に応じて放課後児童クラブと放課後子供教室の連携が図れる体制の整備に努めます。

(3) 放課後子供教室の2023年度までの実施計画

事業実施の必要性を関係機関で協議し、地域の実情に応じて、放課後子供教室の実施について検討します。

(4) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

本市内には放課後子供教室の実施施設がなく、事業実施の必要性を関係機関で協議します。

(5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

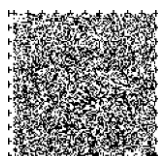
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の小学校の余裕教室の活用については、必要に応じて、関係機関と協議を行います。

(6) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

本市においては、放課後児童クラブの事業は福祉課、放課後子供教室の事業は教育委員会で担当しており、両事業の実施については学校との調整が不可欠であるため、教育委員会と連携し、情報共有を図り、必要に応じて協議を行います。

(7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

必要があれば関係機関と協議のうえ、放課後活動への登録に配慮し、対象児童の様子把握に努めます。



(8) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

開設事業者と協議し、利用者のニーズにあった開所時間の把握と設定に努めます。

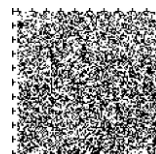
(9) 各放課後児童クラブが、新・プラン3④※に記載した放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、開設事業者と連携し、子どもの発達段階に応じた育成と環境づくりに努めます。

(10) 新・プラン3④※に掲げた放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策等

本市が発行している「子育てガイドブック」により周知を図るとともに、関係機関と継続的に情報共有ができる体制づくりを目指します。

※新・プラン3④（国全体の目標）：放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけでなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る



第6章 計画の推進と進行管理

1 計画の周知

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの住民等との協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、ホームページなど様々な媒体を活用して、広く住民に周知します。

また、「子ども・子育て支援新制度」について分かりやすく知らせていくことが安心した妊娠・出産・子育てに結び付いていくと考えられるため、子ども・子育て支援法について、国のパフレット及びリーフレット等を活用し、情報提供に努めていきます。

2 計画の推進

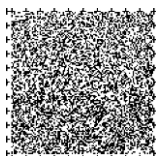
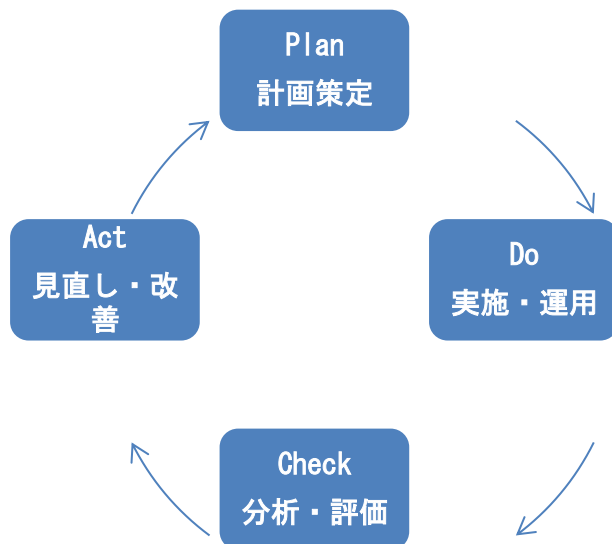
本計画を着実に推進していくには、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施主体である保育所・認定こども園等や地域子ども・子育て支援事業の担い手が、各々の役割を果たすとともに、相互に連携を図っていくことが重要です。

行政も、それぞれの施設が適切に役割を果たし、相互の連携を図り、子育て日本一を目指します。

3 計画の進行管理

この計画（Plan）の達成状況（利用定員数や施策取組）を得るためには、計画に基づく取り組み（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画内容の審議にあたった「志布志市子ども・子育て会議」が、事務局より提出される毎年度の進捗状況の把握・点検を行うこととし、その結果を公表するとともに、それに対する意見を関係機関や団体などから得ながら、適時、取り組みの見直しを行っていきます。



第7章 資料編

1 志布志市子ども・子育て会議条例

志布志市子ども・子育て会議条例

平成25年9月26日

条例第27号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、志布志市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する子どもの保護者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（次号において同じ。）に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

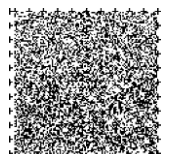
3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。



(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

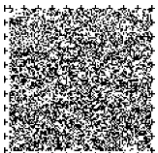
(志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年志布志市条例第31号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(任期の特例)

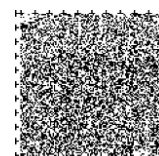
3 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。



2 志布志市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

番号	氏名	所属団体等の名称及び職名	備考
1	野口 真由	市民委員（保育園利用者）	子どもの保護者
2	中村 汐里	市民委員（保育園利用者）	
3	大久保 ゆり	市民委員（幼稚園利用者）	
4	岩竹 舞	市民委員（小学校利用者）	
5	樋渡 真弓	市民委員（子育て支援センター利用者）	
6	吉徳 伸一	保育事業者等連絡協議会長	事業者
7	吉岡 順一	有明保育園 理事長	
8	原口 済	しぶし幼稚園 理事長	
9	柳元 丈治	大隅児童相談所 所長	学識経験者
10	小島 ユキエ	市立小・中学校長会 副会長	
11	軀川 恒	鹿屋乳児院 施設長	
12	徳増 恵	主任児童委員（松山）	その他 市長が認める者
13	川野千代子	主任児童委員（志布志）	
14	樽水 浩	主任児童委員（有明）	
15	田代 雅美	市PTA連絡協議会 副会長兼母親代表	



3 用語解説

数字

● 1号認定

満3歳以上で、幼稚園、認定こども園で教育を希望する場合。

● 2号認定

満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所、認定こども園で保育を希望する場合。

● 3号認定

満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所、認定こども園、小規模保育等で保育を希望する場合。

あ行

● 育児休業

育児・介護休業法に基づく制度で、働いている人が1歳未満の子どもを養育するために休業を取得することができるというもの。事業主に書面で申請することにより、原則として子ども1人につき1回、1歳に達するまでの連続した期間、育児休業を取得することができる。事業主は原則として申請を拒否することも、これを理由に解雇等不利益な取扱いをすることも禁じられている。なお、子どもが1歳に達する日においていずれかの親が育児休業中であり、かつ保育所入所を希望しているが入所できない場合など一定の事情がある場合には、子どもが1歳6か月に達するまで休業期間を延長することができる。

● 一時預かり事業

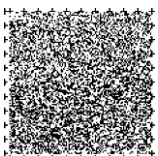
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を幼稚園・保育所・認定こども園等で一時的に預かる事業。

● 医療的ケア児

たんの吸引や人工呼吸器の使用、経管栄養などといった医療的援助を日常的に必要とする子どものこと。

● 延長保育

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業。



か行

●家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行う。

●教育・保育施設

子ども・子育て支援法、認定こども園法、学校教育法、児童福祉法に規定された幼稚園・保育所・認定こども園等をいう。

●居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行う。

●子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が疾病、出産、看護、事故、災害等の社会的事由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、その児童を児童養護施設等で短期的に預かる事業。

●子ども・子育て支援法

子どもを養育している者に対して社会全体で必要な支援を行うことにより、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的とする法律。自治体、事業主、国民の責務を定めるとともに、子ども・子育て支援給付として、手当や教育・保育の給付について規定されている。

●合計特殊出生率

一人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを示す値。総人口が増えも減りもしない均衡状態の合計特殊出生率は2.07だといわれているが、2005（平成17）年には1.26となり、過去最低を記録した。2017（平成29）年は1.43となったが少子化傾向は続いている。

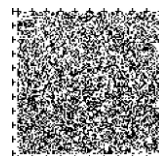
さ行

●事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う。

●施設型給付

教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）を対象とした給付をいう。



●出生率

一定期間の出生数の人口に対する割合。人口 1,000 人当たりの年間の出生児数の割合をいう。

●小規模保育

主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、少人数（定員 6 ～ 19 人）を対象にきめ細かな保育を行う。

●少子化

全人口に対する子どもの人口の割合が減少していく社会的現象のこと。統計的には年少人口の比率で示される。原因は出生数の減少であり、出生数についての指標は合計特殊出生率によって示されることが多い。

●次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行や家庭および地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが、健やかに生まれ育成される社会の形成に資することを目的とする法律である。国、地方公共団体、事業主、国民の責務を明らかにし、国に行動計画策定指針、地方公共団体および事業主に行動計画の策定を義務付けている。

●児童

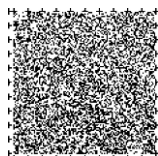
児童福祉法においては、18 歳未満の者を児童と定義し、1 歳に満たない者を「乳児」、1 歳から小学校就学の始期に達するまでの者を「幼児」、小学校就学の始期から 18 歳に達するまでの者を「少年」と分けている。

●児童虐待

親またはその他の養育者の作為または不作為によって、18 歳以下の子どもに対して起きる虐待やネグレクトなどの行為。児童虐待の防止等に関する法律では、保護者がその監護する児童に対し、①児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること、②児童にわいせつな行為をすること又はさせること、③児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること、④児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力、その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと、と定義されている。

●児童相談所

各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市に設置される児童福祉の専門かつ中核機関。法律上の名称は児童相談所だが、都道府県等によっては呼称が異なる場合がある。虐待、育児、健康、障害、非行など、子どもに関する様々な相談などに応じ、必要に応じて一時保護や児童福祉施設への入所措置、子どもと保護者への相談援助活動などを行う。



●児童手当

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、日本国内に居住している者が、児童を監護し、生計を維持している場合に支給される手当。法律改正により子ども手当制度を経て、現在は中学校修了前までの児童に支給される。

●児童福祉法

次代の社会の担い手である児童一般の健全育成と福祉の積極的増進を基本精神とする、児童の福祉に関する基本法。児童の福祉を保障するための原理として、「すべて国民は、児童が良好な環境に生まれ心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない」こと及び「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」ことを明示し、その理念のもと、18歳未満の児童に対する福祉施策のため、児童福祉審議会、児童福祉司、児童委員、保育士、福祉の保障、事業、養育里親及び施設、費用等について定めている。

●児童扶養手当

父母が婚姻を解消した児童及び父又は母が一定の障害の状態にある児童等の母（父）がその児童を監護するとき、又は母（父）以外の者がその児童を養育するときに、その母（父）又は養育者に対し支給される。支給対象となる児童は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であるが、一定の障害者である場合は20歳未満の者も含まれる。また、受給資格者本人又はその扶養義務者等の前年の所得が一定額以上であるときは、手当の全部又は一部が支給停止される。

た行

●地域型保育給付

地域型保育事業を対象とした給付をいう。

●地域型保育事業

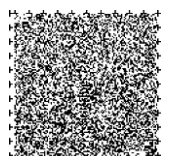
少人数の単位で、主に満3歳未満の乳児・幼児を預かる事業のことで、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つをいう。

●地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

●地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第59条に基づき実施する地域子育て支援に関する事業で、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業等がある。



●特定教育・保育施設

市町村長から施設型給付費の支給に係る施設として確認を受けた「教育・保育施設」をいう。なお、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

●特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。従来、盲学校、聾学校及び養護学校といった障害種別に分かれて行われていた障害を有する児童・生徒に対する教育について、障害種にとらわれることなく個々のニーズに柔軟に対応した教育を実施するために、2006（平成18）年の学校教育法の改正により創設された。

な行

●乳児

児童福祉法及び母子保健法では、満1歳に満たない者を乳児という。

●乳児家庭全戸訪問事業

生後4箇月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業。

●認可

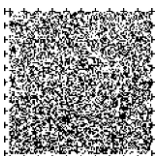
行政が各事業について基準に当てはまっていると認めること。

●認可外保育施設

乳幼児の保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての認可を受けていないもの。具体的には、ベビーホテル、事業所内保育施設、院内保育施設などがあげられる。乳幼児の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設の設備など認可外保育施設における設置・運営内容については、国から指導監督基準が示されている。（→無認可保育所）

●認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた児童福祉施設の設備および運営に関する基準を守り、都道府県知事の認可を受けているもの。



●認定こども園

幼稚園と保育所の機能を備え、両者の役割を果たすことが可能な施設。多様化する就学前の教育・保育ニーズに対応する新たな選択肢として、2006（平成18）年に制度化された。就学前の児童に幼児教育又は保育を提供する機能、地域における子育て支援機能を備え、職員の配置及び資格、教育及び保育の内容、子育て支援について規定された認定基準（2012（平成24）年4月からは、都道府県条例で定める基準）を満たす施設は、都道府県知事から認定こども園の認定を受けることができる。地域の実情に応じて幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型がある。認定を受けた施設は、保育所であっても、利用者と施設との直接契約による利用となり、利用者は利用料を直接施設に支払う。

は行

●病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業。

●ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

地域の中で育児や介護の手助けを必要とする方（依頼会員）と育児や介護の手助けができる方（提供会員）を組織化し、会員同士が育児等に関する相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

●放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

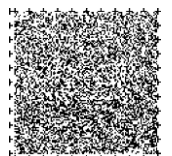
保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。「学童保育」や「放課後児童クラブ」と呼ばれることもある。

●保健所

地域における公衆衛生の向上および増進を目的とした行政機関。地域保健法に基づき、地域住民の健康増進、疾病予防、環境衛生、母子・老人・精神保健、衛生上の試験・検査等のさまざまな業務を行っている。都道府県、指定都市、中核市、その他政令で定める市または特別区に設置されている。身近で頻度の高い保健サービスは市町村保健センターに移管し、保健所は広域的・専門的・技術的拠点としての機能が強化されている。

●母子保健

母親の健康の増進と乳幼児の健康の増進と発育の促進のための保健活動のこと。乳幼児の保健は母親との関係が密接のため、こうした親子関係でとらえられている。母子保健法により具体的な対策が組まれている。



や行

●養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

●幼稚園

満3歳から小学校就学までの幼児を教育し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設。新制度に移行し、施設型給付を受けて運営する幼稚園と私学助成を受けて運営する幼稚園がある。新制度に移行した幼稚園を利用する場合は支給認定手続きが必要（私学助成を受けて運営する幼稚園の手続きの変更はなく、子どもの保護者は支給認定を受ける必要はない。）。

●要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき設置。要保護児童等の適切な保護又は支援を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

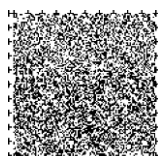
ら行

●利用者支援事業（母子保健型）

母子保健に関する相談に対応するため、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を実施する事業。

●量の見込み

ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数。「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とする。



※裏表紙



第2期志布志市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

編集・発行 志布志市（福祉課）
〒899-7492 志布志市有明町野井倉 1756 番地
TEL 099-474-1111

